

## 資料 2

# 知的財産推進計画 2021 (案)

～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く  
無形資産強化戦略～

2021年7月13日  
知的財産戦略本部

## 知的財産推進計画2021（案）

### 目次

I. はじめに	ーコロナ後のニュー・ノーマルとデジタル化・グリーン化競争ー	3
II. 基本認識	ー岐路に立つ日本の知財戦略ー	5
1.	日本のイノベーションの活動とその世界的地位の後退	5
2.	デジタル化の加速	7
3.	グリーン社会実現の要請と知財	9
4.	標準・知財を巡る国際情勢	10
5.	知財戦略活動の抜本的強化の必要性	12
III. 知財戦略の重点7施策		14
1.	競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化	14
(1)	知財投資・活用促進メカニズムの構築	14
(2)	価値デザイン経営の普及と実践の促進	21
2.	優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進	24
(1)	官民一丸となった重点的な標準活用推進	24
(2)	標準必須特許の戦略的獲得・活用	30
(3)	オープンソースの活用基盤の強化	34
3.	21世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備	35
4.	デジタル時代に適合したコンテンツ戦略	47
(1)	デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革	48
(2)	コンテンツ・クリエイション・エコシステムを支える取組	55
5.	スタートアップ・中小企業/農業分野の知財活用強化	61
(1)	スタートアップ・中小企業の知財取引の適正化	61
(2)	スタートアップ・中小企業の知財活用支援	62
(3)	農林水産業分野における知財活用環境の強化	64
6.	知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化	67
(1)	知財分野におけるソフトローの活用	67
(2)	知財紛争解決に向けたインフラ整備	68
(3)	知的財産権に係る審査基盤の強化	70
(4)	産学連携における知財活用の促進	71
(5)	知財を創造する人材の育成	72
7.	クールジャパン戦略の再構築	75
(1)	CJ 関連分野の存続を図る	76
(2)	新型コロナによる影響	77
(3)	CJ 戦略再構築の考え方	78
8.	工程表	93



## I. はじめに ―コロナ後のニュー・ノーマルとデジタル化・グリーン化競争―

知的財産戦略本部の下におかれた「構想委員会」では、2020年7月以降、8回にわたり、新たな知財戦略の構築に向け、精力的に議論が行われてきた。併せて、構想委員会の中に設けられた「コンテンツ小委員会」、構想委員会の下に設けられた「価値デザイン経営ワーキンググループ」、「Create Japan ワーキンググループ」、「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」においても、鋭意検討が進められてきた。

この「知的財産推進計画 2021」は、こうした議論の成果を取りまとめたものである。

「知的財産推進計画 2020」（2020年5月知的財産戦略本部決定）においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）の世界的蔓延が、経済社会システムの在り方に不可逆的な大きな変化をもたらすものであり、経済社会の多くの側面で「新型コロナ以前」の常識が「ニュー・ノーマル（新たな日常）」に取って代わられるであろうことを指摘した。その後、リアルからオンラインへのシフトが益々加速するのと同時に、テレワークやウェブ会議などのリモートワーク、オンラインショッピング、フードデリバリーサービス、教育現場における遠隔・オンライン教育などの活用が進展し、リアルの世界においても、ソーシャルディスタンスは社会生活のプロトコルとして定着し始めている。まさに「ニュー・ノーマル」への移行は着実に進展している。

しかしながら、こうした「ニュー・ノーマル」への円滑な移行を支えるデジタル基盤は、日本においてははまだ十分に整備されているとは言い難い。デジタル社会におけるデータの利活用の重要性が高まっているにもかかわらず、日本においてはデータの効果的な利活用とそのためへの投資は進んでいない。先進国のみならず、新興国においても、日本以上にデジタル技術の活用が進んでいる。新型コロナの拡大によって明らかとなったのは、正に日本の「デジタル敗戦」という現実である。

このような厳しい現実を踏まえ、まず取り組まないとならないのは「ニュー・ノーマル」に向けた加速的なデジタル化である。それは、日本がこれまで目指すべき社会像としてきた「Society 5.0」の実現に向けた変化を加速させるものであり、その意味では、コロナ禍は、その実現に向けた千載一遇のチャンスと捉えることができる。

実際デジタル化の流れは新型コロナの影響により大きく加速している。気候変動を始めとするグローバルアジェンダへの対応の重要性も益々高まっている。こうした環境変化の中で、例えば、欧州では「欧州デジタル戦略」、「欧州グリーン・ディール」を打ち出し、「デジタル化」「グリーン化」を新型コロナで打撃を受けた経済の回復策の基軸に据え、新たな成長戦略の柱に位置付け、同様の方針

は米国、中国、韓国でも推進されている。このようななか、日本も、「グリーン」と「デジタル」で次の成長の原動力を創り出すこととしている。世界はこの2つの課題への挑戦を起爆剤として熾烈な競争に突入しており、日本もこの競争で生き残るためにはイノベーションの力を最大限活発揮する必要がある。

従来から日本企業は優れた技術とアイデアを保有しているとされていたにもかかわらず、その社会実装について見ると、時代の変化のスピードに十分追い付いていない。プロダクトアウトの発想を捨て、進むべき「グリーン」と「デジタル」が実装された社会を実現するために、我が国の技術とアイデアを活用していくことが必要である。

本計画では、こうした新型コロナの拡大において明らかとなった我が国の置かれた現状をしっかりと受け止め、今後どのように克服していくべきかについての方向性を示すものである。

本計画においては、まず冒頭において、知財を取り巻く状況についての認識を整理した上で、今後の知財戦略について、「競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化」、「優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進」、「21世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備」、「デジタル時代に適合したコンテンツ戦略」、「スタートアップ・中小企業/農業分野の知財活用強化」、「知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化」、「クールジャパン戦略の再構築」の重点7施策に整理している。

今後、日本が実現すべき「グリーン」と「デジタル」を基軸とする社会に向けたイノベーション創出によって国際競争に勝ち抜いていくため、本計画に示された行動を早急に実行に移していくことが求められている。

## II. 基本認識 —岐路に立つ日本の知財戦略—

### 1. 日本のイノベーションの活動とその世界的地位の後退

冒頭で示したとおり、世界は「デジタル化」「グリーン化」を基軸とした経済・社会変革競争に突入しており、イノベーション力が改めて試される状況になっている。しかしながら、日本のイノベーション・エコシステムは十分に機能しているとは言いがたい。例えば、世界知的所有権機関（WIPO）が毎年公表している「グローバルイノベーション指数（GII）」の2020年版によれば、日本は16位にとどまっている。日本は2007年には4位だったが、2012年に25位にまで転落し、その後も低迷している。2012年以降、シンガポール、韓国の後塵を拝し、2019年には中国に追い抜かれ、日本は主要な分析対象国から長年外れている（図1）。

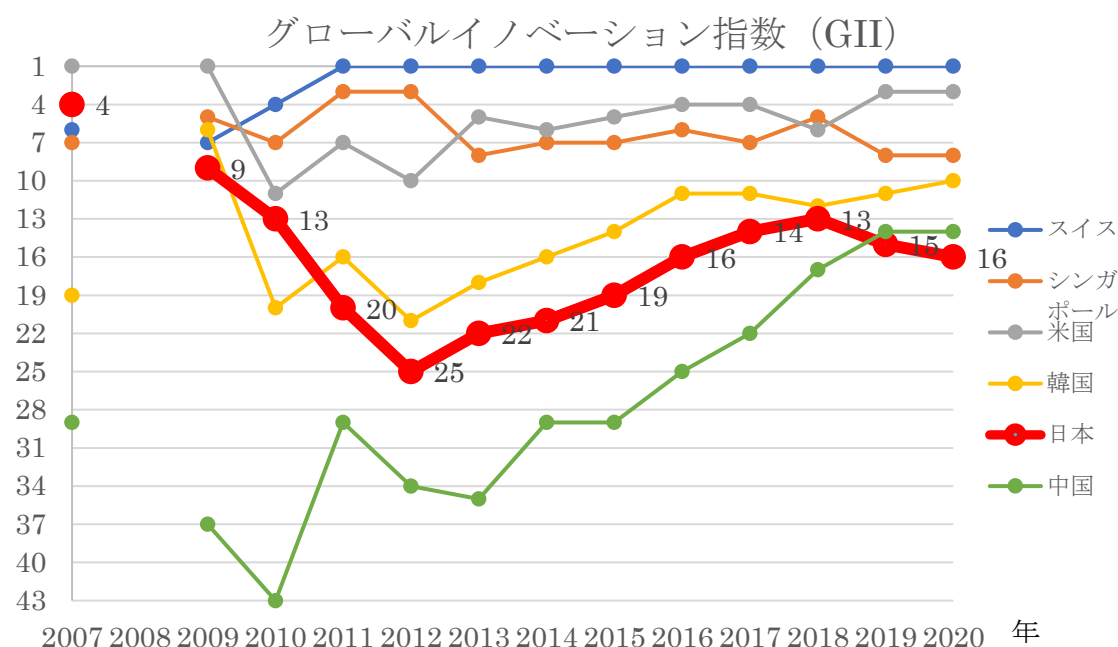
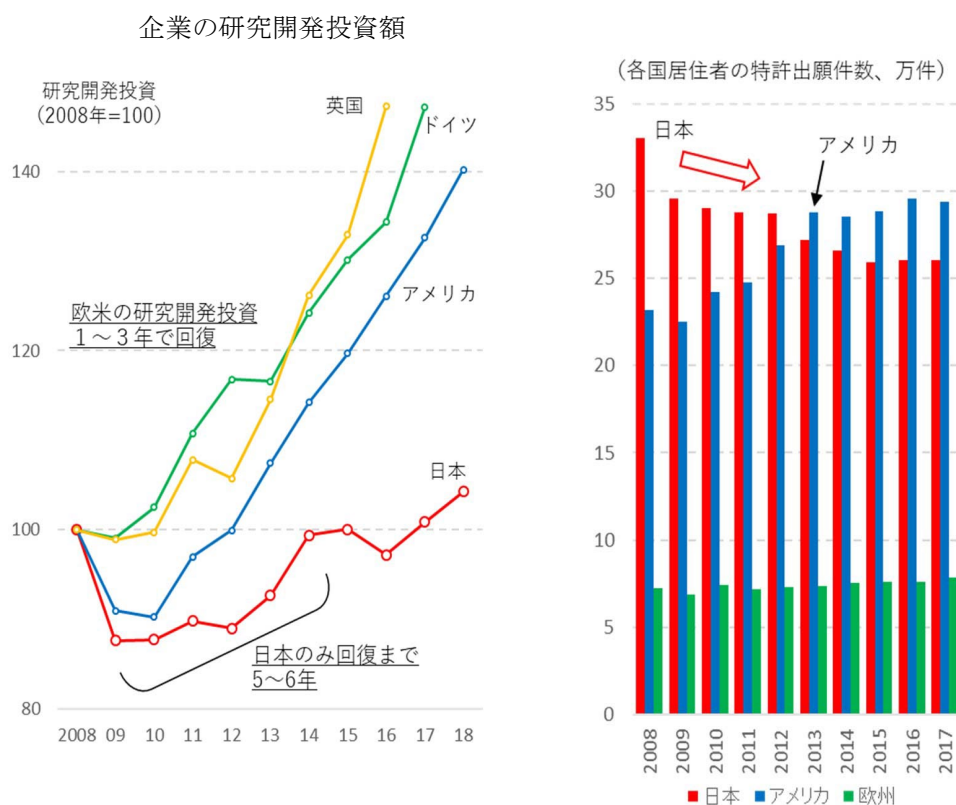


図1：各国のグローバルイノベーション指数ランキングの年次推移

日本はコモディティ商品分野においてコスト競争で打ち勝つことは難しいと言われて久しく、このため、イノベーションにより差別化を図り、知財で裏打ちされたオープン・クローズ戦略で有利な地位を確保することが必要と言われてきた。しかし、日本の知財戦略やイノベーション活動の水準は十分ではなく、イノベーションの実現に向けて不可欠なデザインやブランドの戦略的活用も十分ではない。

日本のイノベーション活動が十分な水準に達していないことの代表的な要因として、研究開発投資の低迷が挙げられる。日本企業による研究開発投資は、規模や売上高比でもいわゆるGAFに大きく水を空けられており、産業部門の研究開発投資効率も低迷している。リーマンショック後の企業の研究開発投資額の

落ち込みについて見ても、諸外国においては比較的短期間に回復し、リーマンショック前の水準を大きく超えているのに対し、日本では回復まで長期間を要しており、いまだに研究開発投資額は他国に比べると低迷している状況であるといえる。日本企業の特許出願数を見ても、諸外国ではリーマンショック前の水準に回復しているものの、日本ではいまだ回復できていない（図 2）。



出典：2020年4月27日経済財政諮問会議有識者議員提出資料

図 2：リーマンショック後の企業の研究開発投資額と特許出願件数

研究開発成果を「モノ」として生産・供給するのみならず、インターネットを利用したネットワーク化や、データ解析を通じて、個々人のニーズに合致したコトをサービスとして提供できる時代になってきた。そのためには、有形資産以上に知財を中心とした無形資産が競争力の源泉として、より重要な経営資源となった。その結果、米国企業は、企業価値に占める無形資産価値の割合が過半を超え、企業価値を支えている。しかし、日本企業はいまだ有形資産価値の占める割合が大きく、無形資産をめぐる競争においても、日本企業は先進国において大きく劣後している（図 3）。

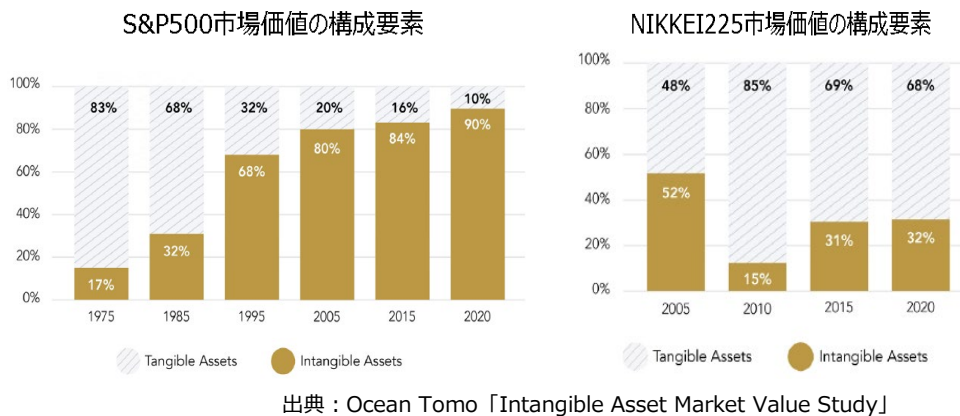


図 3：日米の市場価値に占める無形資産割合の比較

スピードが最大の競争要素と化した今日では、M&A や外部人材の登用、オープンイノベーションによって、必要な知財を短期間に確実に獲得することが必須であり、このための資金獲得競争がイノベーション競争の帰趨を決することは、今も昔も変わっていない。

しかし、日本においては、イノベーション資金獲得競争のメカニズムも十分に機能しているとは言い難く、知財・無形資産獲得・活用戦略を積極的にアピールして資金調達活動を行っている企業も少ない。投資家や金融機関についても、企業の無形資産への投資や活用戦略を積極的に分析・評価して、株主としての責任や適切な金融機能を果たし、イノベティブな企業活動に積極的な資本提供を行っているとは言い難い。イノベーションを支えるスタートアップへの必要な資金供給も不十分である。

こうした現状に鑑みると、もはや、日本は「イノベーション後進国」であると言っても過言ではない。日本の産業や経済が生存競争に勝ち残るため、第6期科学技術・イノベーション基本計画に盛り込まれたイノベーションの創出に向けた政策の方向性を踏まえつつ、日本の知財創造・活用活動を喚起する必要がある。

## 2. デジタル化の加速

### <DX と産業構造の転換>

デジタル化の進展は、産業構造を抜本的に転換させ、企業・産業活動は大幅なゲームチェンジを迫られている。これまでの産業構造は、製品・サービス、企業、業種ごとにバラバラのピラミッド型のバリューチェーン・システムから構築されていたが、近年のデジタル化の進展により、製品・サービス横断的に共通の「レイヤー」でつながるネットワーク・システムへと変化している。そしてこうしたレイヤーにおいて、AI を活用したソフトウェアで大量のデータを処理することで横断的な課題に対する解決手段を提供し、これまでの業態に捉われない新たな



な事業領域を創り出し、より広くて多くの顧客層と取引パートナーを影響下に  
入れることが可能となった。その結果、企業間の競争は、自らが競争優位に立  
てるサービス機能レイヤーをいかに抑え、多くの取引先が自らとつながること  
によりネットワーク外部効果を発生させ、サービス提供に必要なデータを囲い込  
むかに移っている。こうして、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」  
という。）の進展に伴い、「標準の戦略的な活用」と「データ資本の獲得」が、企  
業の競争力にとって、圧倒的に重要なキーフアクターとなっている。

こうした産業構造の抜本的な変化は、既に10年ほど前から進展してきている  
にもかかわらず、こうした変化を踏まえ積極的なゲームチェンジを仕掛けてい  
るような企業は少ない。

こうした中、企業は、「標準の戦略的な活用」と「データ資本の獲得」をめぐ  
るオープン・ネットワーク構築競争に勝ち抜くとともに、自社の競争力の源泉で  
ある核心部分をしっかりと秘匿しながら確保して企業収益につなげていくとい  
う、高度な知財戦略を構築することが求められている。

また、DX時代においては、ユーザーエクスペリエンス（顧客体験。以下「UX」  
という。）を具体化し、顧客との接点となるユーザーインターフェイス（以下「UI」  
という。）をどのような形にするかという観点から、デザインの重要性が益々高  
まっている。UXやUIのデザインは、顧客に体験価値を明確に訴求する機能を有  
しており、IoT時代において他社の製品やサービスとの差別化を図る上で重要な  
ファクターとなっていることから、企業はその戦略的活用を求められている。

### <コンテンツ産業を取り巻く環境変化>

デジタル化の流れは、メディア・コンテンツ産業を取り巻く環境を劇的に変化  
させている。インターネットを通じたコンテンツ流通は益々拡大しており、国境  
を越えたグローバルなコンテンツ流通も拡大しているとともに、グローバルな  
メガプラットフォームの存在感が増している。また、一つのIP（知財）が分  
野を跨いで展開し、価値増殖されるようになってきている。そして、コンテンツの創  
作におけるプロ・アマチュアの境界は曖昧化が進み、創造と利用の境目は希薄化  
している。

技術革新によって、誰もが付加価値の高いコンテンツを創り出すことが可能  
となり、それ単体としての娯楽消費財としての価値に加え、SNS等インタラクテ  
ィブ・メディアと結合したコミュニケーションの媒介素材となるなど、その位置  
付けが変化し、デジタル経済の主要な「中間財」としての価値を獲得するに至っ  
ている。そして、こうした大量のコンテンツ流通から、人々の志向を占い得る価  
値あるデータ資本が大量に生み出されていき、データ駆動型経済の活力の源泉  
となっていく。このような変化は、「ニュー・ノーマル」において益々進んでい

くことが想定される。デジタル・マルチサイド・プラットフォームは既にこうした変化を加速させるべく、自らのエコシステム内にコンテンツ・レイヤーを取り込み、ゲームチェンジを図ろうとしている。既存のメディア・コンテンツ事業者はこうした変化に適切に対応していくことが求められている。これはデジタル技術革新がもたらした破壊的イノベーションであり、危機であると同時にチャンスでもある。そして、このチャンスを活かして、コンテンツの創造・流通量を劇的に拡大し、クリエイターと利用者がプラスサムの利益を共に享受できるか否かは、著作権等の権利処理コストを如何に低減しつつ、適切に対価還元ができるかにかかっている。著作権法をはじめとする既存の制度についても、デジタル化に伴うコンテンツを巡る環境変化に対応したものへと早急に見直していくことが必要である。すなわち、著作権制度改革はもはや、伝統的な著作権者と利用者との利害調整問題にとどまらず、デジタルエコノミーの発展スピードに影響を与えうる国民経済的重要課題となってきた。併せて、過去の様々な情報資産を収集・保存・再利用するためのデジタルアーカイブ社会の加速的な進展が、文化的ばかりか経済的な意味においても喫緊の課題である。

#### <クールジャパンへの影響>

新型コロナの拡大により、クールジャパン（以下「CJ」という。）の取組は大きな危機に陥っている。飲食、観光、文化芸術、イベント・エンターテインメントなどCJの観点から重要な分野（以下「CJ関連分野」という。）は、日本の豊かな文化や魅力の源泉であり、文化観光を始め日本経済の成長を支える柱の一つでもある。新型コロナの拡大により、CJ関連分野が経済的に甚大な被害を受け、中には存続が危ぶまれるところもあり、日本の文化・芸術の存続・発展や経済発展の基盤が大きく毀損する危機に陥っている。

新型コロナにより、人の移動や集会が制限され、インバウンドやイベント等のリアルな人の移動を前提とした取組が大きな打撃を受けている。また、社会の様相、人々の価値観や行動にも大きな影響が及んでおり、「クールジャパン戦略」（2019年9月知的財産戦略本部決定）が前提にしている条件も変わってきている。

### 3. グリーン社会実現の要請と知財

これから先の企業活動を基底する要因として、デジタル化とともに両輪を成すのは、グリーン社会の実現である。政府は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、同年12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を取りまとめ、温暖化への対応を成長の機会として捉え、「経済と環境の好循環」を作っていく戦略を打ち出している。

もはや環境対策は経済の制約ではなく、社会経済を大きく変革し、投資を促し、生産性を向上させ、産業構造の大転換と力強い成長を生み出す、その鍵となるものである。こうした環境対策を強みにすることは、もともと省エネ技術に長けていた日本企業が得意とする領域であった。グリーン社会実現に向けた日本企業のポテンシャルは、益々高まる可能性を秘めている。

日本企業は脱炭素に貢献する技術を多く保有しているといった分析も見られるものの、今後、こうしたカーボンニュートラルに向けた技術開発に対し必要な投資を行っていかなければ、日本企業の技術は後れを取ることになり、カーボンニュートラルによって立ち上がる新たな成長市場で活躍できる可能性を失うことになる。

昨今、国内外の多くの投資家たちは、SDGs・ESG（環境・社会・ガバナンス）投資を重視する姿勢を鮮明にしている。企業も、経営戦略においてSDGs・ESGを重視しなければ、投資家から評価されず、企業価値に影響が出るような状況となっている。

現時点の ESG 投資は、企業活動のグリーン性を基軸とした評価軸が設定されており、企業側は、その評価軸に合致することに努め、そこに投資がなされるという形で進んできているのが実情である。一方、将来のグリーン社会を切り拓き、そうした分野に貢献し、活躍し、収益も上げていく企業に ESG 資金が流れ、それを後押しすることで、グリーン社会の実現を促すと同時に、当該企業群の成長を投資家側も享受するという流れが作り出されることに注目すべきである。本来の資本市場・金融市場の機能を考えれば、カーボンニュートラルに貢献する技術解決手段とその社会実装の実現能力という観点からの分析・評価に基づいて、投資先の選別を行い、必要な資金提供を積極的に行うことにも主眼が置かれるべきである。このような資金提供の根拠となるのが、企業が有するカーボンニュートラルの実現に資する知財・無形資産とその活用戦略である。

このように、グリーン社会実現の要請を踏まえ、企業は中長期的視点に立った知財戦略を構築することが求められている。

#### **4. 標準・知財を巡る国際情勢**

##### **<標準・知財を巡る競争の熾烈化>**

近年、標準を含む知財戦略が、企業・産業の発展を左右する重要なファクターであるという認識は益々高まっており、その主導権を巡りグローバル企業の活動や諸外国の産業政策の動きが活発化している。

標準は、社会課題を解決するための先進的な技術の社会実装の加速化に貢献するだけでなく、国際競争の下での日本企業による海外展開の促進及び国際市場の獲得の重要な手段である。このため、主要国では、自国に有利な標準化を目

指し、官民を挙げて標準の活用に向けた取組を進めるとともに、国際標準化機関の主要ポストの戦略的な獲得を目指している。

日本でも、これまで標準活用の必要性が度々課題としてクローズアップされてきたが、日本における標準活用の重要性の認識は、依然として希薄な状況のままである。

一方イノベーションの源泉としての知財の重要性についての認識は、グローバルに益々高まっているなかで、米国と中国の間で知財を巡る熾烈な対立と競争が繰り返されている。そのなかで標準を含む知財戦略が国家安全保障の観点から重要なテーマとして位置付けられていることは注目すべきである。最近の米国は、一時期のアンチパテントの姿勢から一転して、知財保護重視の姿勢を鮮明にしている。中国でも、特許権侵害に対する取締り強化や損害賠償額の引上げ等による救済の充実を図る特許法改正が 2020 年 10 月に行われるなど、知財保護重視の姿勢を内外に強くアピールしている。欧州委員会も 2020 年 11 月に、意匠保護の近代化を始めとする知財保護の改善や中小企業による知財利用の促進等を盛り込んだ「知的財産に関する行動計画」を公表している。いわゆる標準必須特許を巡る紛争に対しても、諸外国の政府や司法当局は高い関心を持ち、ルール形成に向けた発信を行っている。

日本としても、持続的な経済成長を目指す観点に加え、経済安全保障の観点も含め、標準を含む知財戦略のグローバルな主導権をいかに確保していくかを強く意識する必要がある。

## <21 世紀の知財の主役となったデータ>

データの利活用のルール形成を巡る主導権争いも激化している。デジタル化の進展は、経済社会におけるデータの重要性を益々高めている。膨大なバーチャルデータによって優位なビジネスモデルを構築している GAFAM のようなメガプラットフォームの例を引くまでもなく、データは競争力の源泉として重要な知財であり、これを如何に利活用するかが国際競争の帰趨を決定づける要素であることが、グローバルに共通の認識となっている。

グローバルに見れば、データ利活用の主導権を握ろうと、熾烈な競争が起こっている。メガプラットフォームを通じてデータ覇権を握る米国に対し、欧州においては、2016 年頃からデータの取扱いに関するルール形成とデータ連携基盤形成に向けた動きが活発化している。パーソナルデータに関するルールについては、プライバシー保護の観点から個人が自身のデータの取扱いをコントロールできるよう、一般データ保護規則（GDPR）において、アクセス権、ポータビリティ権などを法的に認めている。他方でノンパーソナルデータについては、法的権利を付与するとかえってデータ活用を阻害するのではないかと懸念か

ら、自主規制作成を促すなどソフトローの作成から開始し、必要性が認められる場合には行為規制を導入するというように段階的なアプローチがとられている。欧州におけるデータ戦略は、クラウド運営者やデータ共有サービスの提供者など、データ流通基盤の運営者に対して、データ取扱いルールの形成を課すというアプローチが多く見られること、米中のメガプラットフォーマーを意識し、競争法的な観点で随所に盛り込まれている点に特徴があると言える。これらのルールは欧州クラウド/データ基盤構想 GAIA-X でも整備が始まっており、IDSA (International Data Space Alliance) が提供している IDS コネクタを使うことでデータ開示条件に従ったアクセスコントロールを行いながらデータ流通を推進しようとしている。

一方、日本では、デジタルデータの整備は遅れ、データが新たな価値を創出するような仕組みが十分に整備されていない状況である。2019年のG20大阪サミットにおいて日本が立ち上げた大阪トラックの下、「信頼性のある自由なデータ流通 (Data Free Flow with Trust。以下「DFFT」という。)」の考え方に沿った国際的なルール作りを一層加速することが必要である。

## 5. 知財戦略活動の抜本的強化の必要性

### <イノベーション創出に貢献する知財戦略>

以上のような問題意識を踏まえると、日本の知財戦略活動は抜本的な強化を迫られていることは明らかであろう。

知的財産戦略本部では、「知的財産戦略ビジョン」(2018年6月知的財産戦略本部決定)において、目指すべき社会の方向性として「価値デザイン社会」を打ち出した。その大きな方向性は今も変わらないが、日本の知財戦略活動は、こうした社会像を実現するためのイノベーションの創出を加速化するものへと抜本的な強化が必要である。知財戦略活動の強化は、企業の競争力を高めることに加え、様々な社会課題の解決にもつながるものである。

また、優れた技術の社会実装を進めるためには、標準活用戦略の見直しが必要である。近時のデジタル化に伴う産業構造の変化により、企業の競争力における標準活用の重要性が決定的に高まっていることは、既に指摘したとおりである一方で、日本企業が新型コロナの拡大の中で、デジタル技術の迅速な社会実装を進められなかった背景には、標準活用戦略の欠如もあったと考えられる。標準活用を含む知財戦略活動を強化することで、日本企業がその優れた技術によってグローバルな市場を獲得しつつ、これを利益につなげていくことが可能となる。

日本を取り巻く環境変化を認識し、こうした変化を強みに転換することができれば、日本は更なる飛躍を遂げることができる可能性を秘めている。日本は、こうした転換点に立っていることを強く認識すべきである。各々の主体が知財

戦略を抜本的に立て直し、日本のイノベーション・エコシステムの構築を支えていかなければ、日本の今後の持続的な成長と世界経済における主導的な地位の維持は望めない。

知財戦略に対する企業の意識も変えていく必要がある。欧米では、知財に積極的に投資し、これを活用することにより、様々なビジネスモデルを展開している企業も存在している。

日本企業は、今後、従来のビジネスモデルを前提とした知財戦略にとらわれず、様々なビジネスモデルの展開を視野に入れつつ、知財に積極的に投資し、これを活用する姿勢が求められる。2021年6月の「コーポレートガバナンス・コード」改訂において、知財投資の重要性が明記されたが、日本企業の経営陣を含む意識改革がもたらされる契機となることが期待される。日本企業が、技術のみならず、データやノウハウ、顧客ネットワーク等も含む知財を生かした経営ができているのか、ビジネスモデルにおいて知財戦略を位置付けることができているのか、改めて検証する必要がある。

#### <コンテンツの戦略的活用>

コンテンツ戦略も、デジタル化の進展による環境変化を踏まえ、再構築が求められている。既存の日本のコンテンツ産業は、こうした変化に的確に対応できなければ、海外のプラットフォーム事業者との競争を前に厳しい状況に陥る可能性がある。日本のクリエイターが良質なコンテンツを創造し続け、適切な対価還元を受けながら利活用がなされるというエコシステムの維持が困難となりかねない。その場合、コンテンツ産業の問題にとどまらず、広く国民経済や文化に負の影響が及びうるという危機感を官民の関係者間で共有し、コンテンツ戦略の抜本的な見直しに向けた議論を進めるべきである。

#### <CJ 戦略の再構築>

CJについて、まずは、CJ 関連分野の存続確保やそこで活躍する人々の雇用確保が何よりも重要であり、日本の文化芸術の灯を絶やさず、更に発展させるため、必要な施策について着実に実施していかなければならない。それに加え、新型コロナウイルスの影響による社会様相や人々の価値観の変化を踏まえ、CJ 戦略を「ニュー・ノーマル」の時代に相応しい姿に再構築する必要がある。本知的財産推進計画により再構築された CJ 戦略に基づき、関係省庁・関係機関を始めとする官民にまたがる CJ 関係者が連携し、CJ の取組を推進することで、日本のソフトパワー強化につなげていくことが重要である。

### Ⅲ. 知財戦略の重点7施策

#### 1. 競争力の源泉たる知財の投資・活用を促す資本・金融市場の機能強化

##### (1) 知財投資・活用促進メカニズムの構築

###### (現状と課題)

日本では諸外国に比べ、依然として無形資産投資に比べて有形資産投資のウェイトが高く、日本の企業価値に占める無形資産の割合は、欧米に比べて格段に低い状況にある。また、研究開発投資について見ても、いわゆるGAFによる投資規模と比較すると、日本の大企業の投資規模は大きく見劣りする状況であり、日本の産業部門の研究開発投資効率は、低迷している状況である。

このように、日本企業の知財を始めとする無形資産投資・活用は十分なものとは言えず、今後、日本企業が激しい国際競争を勝ち抜いていくためには、日本企業による知財投資・活用を促していくことが不可欠である。このため、日本企業が知財投資・活用の重要性を認識し、知財を始めとする無形資産に対して積極的に投資し、その活用を促す力学設計を構築するとともに、知財の投資・活用に積極的に取り組む企業に対しては、必要な資金が供給されるようなメカニズムを構築することが必要である。

このため、企業がどのような知財投資・活用戦略を構築しているかについて、より一層の見える化をすすめて、こうした企業の戦略が株式市場を通じて投資家から適切に評価され、より優れた知財投資・活用戦略を構築している企業の価値が向上し、更なる知財への投資に向けた資金の獲得につながるような仕組みを構築することが重要である。

このためには、まず企業が知財の投資・活用戦略を積極的に開示・発信し、投資家や金融機関が評価・分析できる環境を整備することが必要である。2021年6月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいては、上場会社は、知財への投資について、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきであることに加え、取締役会が、知財への投資の重要性に鑑み、経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきであることが盛り込まれることとされている。

今般のコーポレートガバナンス・コードの改訂により、企業による知財投資・活用戦略の見える化が進むだけでなく、企業の経営戦略における知財投資・活用戦略の重要性に対する認識が高まる契機となることが期待される。これまでも、企業の経営戦略に知財戦略を位置づけることの重要性が指摘されてきたが、実際には多くの企業においてこうした意識はいまだ浸透していない。今般のコーポレートガバナンス・コードの改訂は、企業の経営陣の意識を大きく変えること

も期待される。

ここで重要な点は、開示・発信されるべき内容は、保有している知財の単純なリストなどではなく、その企業が、どのような社会的価値創出を行おうとしているのか、そのためにどのような知財を活用して、どのようなビジネスモデルで価値提供とマネタイズを実現することを目指すのかという戦略的意思の表明である。開示・発信内容は将来キャッシュフローをイメージさせるものでなくてはならない。その上で、現有の知財を何のために活用するのか、不足する知財をどのように獲得していくのかを明らかにすることが重要である。

こうした企業による知財投資・活用戦略の開示・発信を促すためには、企業がそれぞれの知財投資・活用戦略をどのような形で開示・発信すれば、投資家や金融機関から適切に評価されるかについて分かりやすく示すことが有効である。無形資産投資については、経済産業省が公表している「価値協創ガイド」において、価値創造ストーリーの中に位置づけられるべきことが記載されているが、これに沿った形で、特に、知財投資・活用戦略の開示・発信の在り方について、深掘をした形でガイドライン等として示すことが必要である。

近年、ESG 投資家が知財に重視した投資判断を行う傾向にあることに鑑みれば、ガイドラインにおいては、企業の中長期的な観点での知財投資・活用戦略の開示・発信を促すことが適当である。

ガイドラインにおいては、一律な開示・発信方法を求めることは適当ではなく、多様な開示・発信方法が許容されるべきである。他方で、企業の知財投資・活用戦略を投資家が客観的に比較することが可能となるような指標化を求める声もある。このため、ガイドラインの策定に当たっては、知財投資・活用の取組度合いを表すような指標の特定についても検討すべきである。ガイドラインでは、知財投資・活用戦略を競争力強化につなげるビジネスモデルの構築に成功している事例を紹介することも有用であると考えられる。

開示・発信方法に関しては、例えば、統合報告書、IR 資料など既存の媒体の活用を想定しており、その際、経営デザインシート的手法により、経営戦略・構想をストーリー化して開示・発信するなどの活用も有用である。

なお、知財投資・活用戦略の開示・発信は、企業にとって競争力の維持の観点から秘匿すべき機微情報まで開示・発信すべきではないことに留意すべきである。

一方、投資家の側は、企業が開示・発信した知財投資・活用戦略を的確に把握し、これを企業との IR 対話や議決権行使において活用することが求められる。そして、知財投資・活用戦略を効果的に推進していると評価できる企業を選別して積極的な資金提供を進める姿勢を明確に示し、実行することが求められる。こうした投資家による効果的な活用を可能とするためには、企業の知財投資・活用



戦略の評価・分析を行い、投資家や議決権行使助言機関等に分かりやすく伝える専門調査会社等の機能の活用が有効である。現に、日本でも、AIによるビッグデータ解析も交えて、知財・無形資産活用に関する評価分析サービスを提供している企業が出てきており、ESG投資の高まりや、今般のコーポレートガバナンス・コード改訂が追い風となって、評価・分析サービスの需要が喚起され、こうした専門調査会社等のクラスターが育成されることが期待される。

その上で、機関投資家及び金融機関において、前述の企業の知財投資・活用戦略を客観的・横断的に比較可能な指標に着目した、相当規模の投資運用枠あるいは融資ファシリティーの設定等の具体的な投融資アクションが取られることが期待される。

こうした取組によって、企業と投資家・金融機関の間における知財投資・活用の在り方を巡るコミュニケーションがより一層深まり、企業の知財投資・活用活動が活発化し、それに対して積極的な資金提供が行われるような力学が働くエコシステム（図4）の構築を目指すべきである。

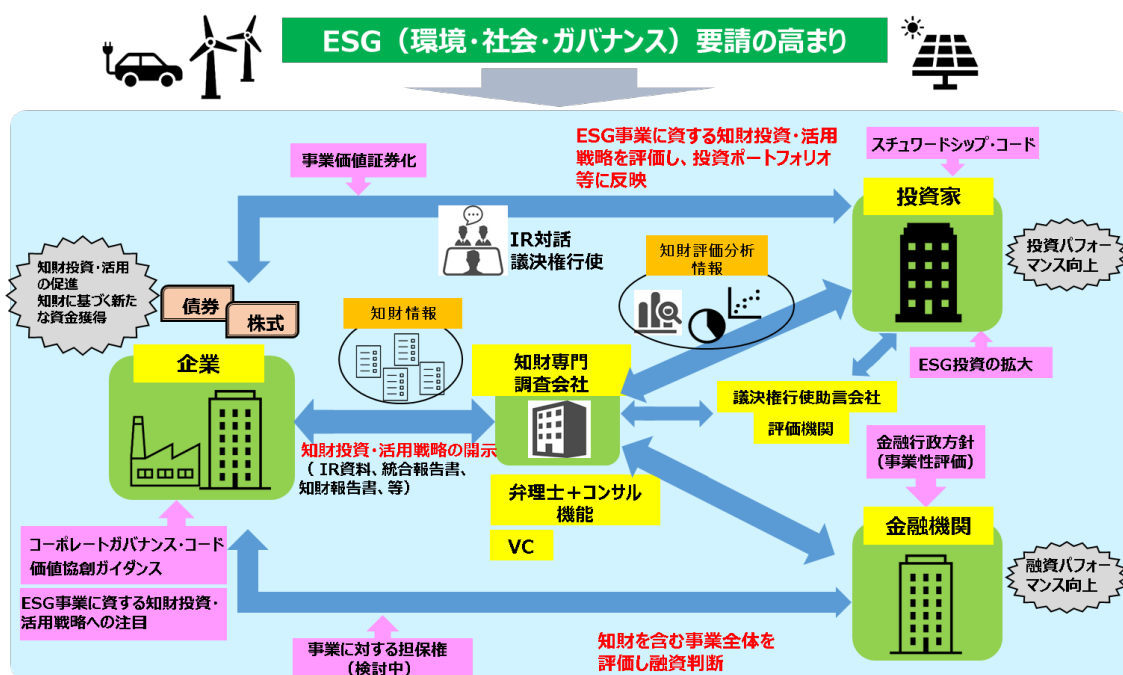


図4：知財投資・活用促進メカニズムのイメージ

なお、2020年6月施行の国立大学法人法施行令の一部改正によって長期借入金の借入れ及び債券（いわゆる大学債）の発行の要件が緩和され、投資家からの資金調達による大学の経営改革が期待される中、大学による知財投資・活用戦略の開示・発信が進むことも期待される。

### ＜ESG 要請の高まりと知財投資・活用＞

近年、投資家に対する ESG 投資への要請が高まっている中、ESG に資する知財投資・活用の重要性はより一層高まっている。こうした中、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が、投資先企業の特許データを分析し、二酸化炭素排出削減につながる低炭素関連の特許をスコアリングするなどの動きも見られるなど、投資家が企業の将来的な企業価値を評価する上で、知財投資に関する情報を重要な判断材料として捉えていることが窺える。

これまで、投資家は、環境面の制約を企業のリスク評価というネガティブな要素として着目し、投資対象からの排除という消極的なアクションを通じて、企業に環境負荷の高い事業活動を回避するように促してきたが、これに加えて、カーボンニュートラルに貢献する技術解決手段の社会実装の実現を目指す各企業の知財投資・活用戦略の情報を分析・活用して企業との対話と投資判断を行い、その実現を資金提供面で後押しする積極的なアクションにより、長期的にプラスの価値評価の実現も可能となる。このことはグリーン分野における成長市場を創出することによって、資本市場の機能を果たすとともに、受託者責任にも積極的に応えることにつながる。

経営資源の多くが無形資産で構成されるスタートアップにとっても、ESG 投資は追い風となり得る。ESG 要請に対応した知財投資・活用戦略を積極的に発信・対話することで、投資家や金融機関からの評価を高めることが期待される。

このように、企業による知財の投資・活用戦略の発信・対話を促進することにより、投資家による成長投資としての ESG 投資の加速にもつながることが期待される。

### ＜スタートアップ・ベンチャー企業・中小企業の知財戦略等に依拠した事業価値評価と資金提供＞

デジタル化やグリーン化のような社会課題を技術によって解決していく上で、スピード感をもってビジネスモデル構築を進める破壊的イノベーションの担い手として、スタートアップ・ベンチャー企業・中小企業の存在は、ますます重要になっている。

スタートアップ・ベンチャー企業・中小企業による知財投資に対して必要な資金が供給されるためには、担保財産について実態上、有形固定資産が中心になっている現状から解放されて、知財などの無形資産とその活用方策を含む事業全体の価値が適切に評価され、投資家や金融機関がより資金を提供しやすい環境を整備することが重要である。

金融機関においては、これまでも企業の事業性を評価した融資や本業支援の

取組が進められているが、金融機関によるこうした取組を更に後押しする上でも、知財などの無形資産とその活用方策を含む事業全体の価値を適切に評価し、事業全体を対象とする担保制度の創設が有効であると考えられる。

金融庁は、令和2事務年度金融行政方針において、事業継続を支えられるような望ましい融資・再生実務のあり方について検討することを明記し、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」において、金融機関に事業の継続や発展を支援する適切な動機付けをもたらすような担保制度について検討を進め、2020年12月に公表された論点整理において「事業成長担保権（仮称）」を提唱した。これと同様の提言が、中小企業庁の「取引法制研究会」からも行われている。今後、法制審議会担保法制部会において事業全体を対象とする担保制度の可能性を含めて担保制度の見直しについて議論が進められる。金融庁と中小企業庁においても、引き続き事業全体を対象とする担保制度について検討を深めることが必要である。

こうした事業全体を対象とする担保権の設定は、保有する有形資産が少ないスタートアップ・ベンチャー企業による資金調達を円滑化する可能性もある。近時、ベンチャー・キャピタル等からの出資による資金調達だけでなく、知財を含む事業の価値に基づく融資債権を証券化するスキームを活用して、経営の自由度を確保しつつ、多額の資金調達を実現したスタートアップ・ベンチャー企業の事例も出てきているが、事業全体を対象とする担保権の設定は、こうしたスタートアップ・ベンチャー企業にとって、融資による資金調達という選択肢の拡大につながることも期待される。

スタートアップ・ベンチャー企業・中小企業のビジネスが見える化し、金融機関がスタートアップ・ベンチャー企業・中小企業の知財とその活用方策を含む事業価値を適切に評価しやすい環境を整備するため、特許庁では、中小企業の経営課題に対して知財を活用した解決策を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に対し行う知財金融促進事業を実施してきている。金融機関においては、こうした支援措置も活用しつつ、スタートアップ・ベンチャー企業・中小企業の知財投資に対する必要な資金供給を行うことが期待される。

#### <スタートアップのイノベーション機能の活用>

我が国のイノベーション能力を最大限発揮するためには、優れた知財や人材など企業が有する経営資源を真に必要としているビジネスの現場に最適配置することは欠かせない。大企業の事業の一部を切り出し、その経営資源をカーブアウトやスピンオフなどによりスタートアップにおいて活用することは、社会全体としてイノベーションを活性化させる上で大きな意義がある。

しかしながら、我が国においては、大企業からのカーブアウトやスピンオフは、

欧米に比べて少ない状況であることから、これを活性化させていくことによって、社会全体のイノベーションの進展につながると考えられる。

また、スタートアップによって生み出された知財については、これを投資家が適正に評価し、IPO等を通じてスタートアップの資金獲得につなげてビジネスの拡大をもたらしていくことに加えて、大企業がM&Aを通じて、スタートアップの生み出した知財を獲得し、大企業の保有する様々なリソースを活用しつつ社会実装につなげていくことも重要である。こうした大企業のリソースとスタートアップの知財の連携・コラボレーションが成功するためには、大企業の側に、スタートアップの生み出した成果である知財を十分に活かす能力や、スタートアップのイノベーション機能を自社の経営に積極的に取り入れ、社内の構造改革にも大胆に活かしていくという覚悟が求められる。このため、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき、大企業に対して、どのようにスタートアップのイノベーション機能を評価し、その積極的な活用に取り組んでいるかといった観点からの開示を促し、投資家目線によるガバナンスをきかせていくことが重要である。

#### <データ・ノウハウ・顧客ネットワーク・デザイン・ブランド活用戦略を含む総合的な知財戦略の開示・発信>

知財の投資・活用戦略の構築に当たっては、特許権、商標権、意匠権、著作権といった知的財産権だけではなく、データ、ノウハウ（営業秘密）、顧客ネットワークといった幅広い知財を含めて、これらを用いてどのようなビジネスモデルでマネタイズするかという点に主眼を置いたものとするべきである（図5）。これまで多くの日本企業は、技術力と商品性能特性を重視した事業戦略を中心に構築してきたが、近年、サービス提供戦略としての優位性を確保する上で、データ獲得基盤や付加価値の高いデータへの処理、差別化されたサービスを実現するための非公開のノウハウ、サービス市場の成長拡大を支える顧客ネットワークに着目した投資・活用戦略の重要性が高まっている。

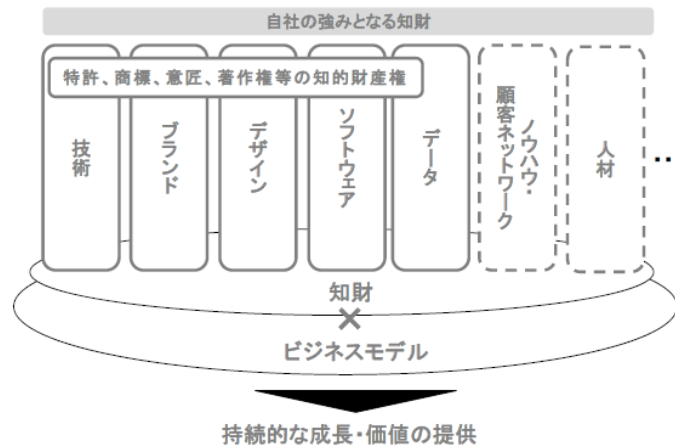


図 5：知財投資・活用戦略の対象となる知財のイメージ

デジタル化の進展に伴い製品やサービスのコモディティ化が進む中、製品やサービスの市場における差別化を図り、高い収益力につなげるためには、オープン&クローズ戦略を前提に据え、ネットワーク化による外部効果を発生させて、自律的な市場規模拡大のメカニズムが働くような環境構築とその中における有利なポジショニングの確保が必須となる。それを実現する経営資源として、知的財産権で裏打ちされた公開されている技術資産に加えて、データ関連資産や非公開のノウハウ、顧客ネットワーク等への投資やその活用は極めて重要である。更には、ネットワーク化とスケーリングを考えれば、競争力のあるサービス提供プラットフォームの獲得も重要である。しかしながら、日本企業は高い技術力を有しているものの、それを稼ぐ力につなげていくようなビジネスモデルを必ずしも十分に構築できているとは言えない。

また、イノベーションの実現に向けては、技術力のみならずデザインやブランドの活用戦略も重要である。革新的な技術を広く普及させていくためには、ユーザーのニーズに応える体験価値をいかに創造するかが大きな鍵となる。こうした価値を付加していくことで、革新的な技術が初めてイノベーションにつながっていく。とりわけ、IoTの浸透により、あらゆる機器がインターネットでつながる時代においては、顧客に体験価値を提供し、他社との差別化を図る観点から、UI、UXの果たす役割が高まっている。こうしたデザインやブランドの戦略的活用は、これまで企業の経営戦略や知財戦略において、その重要性があまり認識されてこなかった。しかし、世界を席卷するTech Giantsの多くの事例において、共同創業者にデザイナーが参加しているなど、ビジネスモデル形成の初期の段階からデザインの発想が基盤に据えられることにより、ブランド確立に成功し、事業規模の巨大化を実現している例が続出してきている。今後、デザインやブランドを駆使し、社会実装につなげていき、収益の確保につなげていくという価値

デザインの発想が重要である。

知財投資・活用戦略の策定・開示・発信に当たっては、技術力に加え、こうした幅広い知財に対して、長期的な視点で戦略的に投資し、積極的に活用する姿勢と具体的なアクションに訴えることが重要である。

### (施策の方向性)

- ・ 企業の知財投資・活用戦略が見える化し、投資家等が活用しやすい環境を整備するため、コーポレートガバナンス・コードや価値協創ガイドランスの改訂を踏まえ、どのような形で知財投資・活用戦略を開示・発信することが有益であるかなどについて検討し、知財投資・活用戦略に関する開示・発信の在り方を示すガイドラインを2021年中に策定し、公表する。

(短期) (内閣府、経済産業省)

- ・ スタートアップ等、不動産等の有形資産を持たない事業者であっても経営者保証に依存せずに資金調達ができるとともに、金融機関が企業の事業継続や発展を支えながら、経営改善支援等に注力できる環境を整備するため、海外の制度や実務等も参考に、のれんや知財等の無形資産を含む事業全体を対象とする新たな担保制度について、利便性確保の方法や他の債権者の保護等に留意しつつ、検討する。

(短期、中期) (金融庁、法務省、経済産業省、内閣府)

- ・ 知財情報を活用して経営・事業に貢献するIPランドスケープの普及・定着に向け、各種セミナー、民間の団体との連携・協働等を図る。

(短期、中期) (経済産業省、内閣府)

- ・ 知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、知財ビジネス提案書の作成支援を地域金融機関等に行う。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ これまで活用された知財ビジネス評価書の分析等を行い、知財ビジネス評価に資する調査項目等を取りまとめる。また、民間調査会社等による知財ビジネス評価書の作成を支援するためのひな形を検討する。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ 2020年度までの「STI for SDGsプラットフォームの構築に向けた調査・分析」の結果を踏まえ、SDGsビジネスモデルの構築に役立つ具体的なプロセスについての検討・調査・分析を行い、その結果を関連機関へ共有する。

(短期、中期) (内閣府)

## (2) 価値デザイン経営の普及と実践の促進

### (現状と課題)

「価値デザイン経営」の考え方は、企業が自己固有の価値観・存在意義を確認し、社会に対して実現したい価値とそれを共創・共有する自他の将来像を明確化し、将来像と従来像とを比較することで現在の戦略を策定するものであるが、その実践には「経営デザインシート」<sup>1</sup>が有用である。経営デザインシートは、価値創造メカニズムを可視化することから、前述の企業における知財投資・活用戦略の構築や開示・発信においても有用であり、知財を含む無形資産の棚卸しのツールとして活用できる。

価値デザイン経営と経営デザインシートは、大企業、スタートアップ・中小企業、大学、自治体など幅広い主体で活用されているが、その更なる活用に向け、知的財産戦略本部に設置された「価値デザイン経営ワーキンググループ」において、2021年4月に「価値デザイン経営の普及に向けた基本指針」を策定した。

同基本指針では、価値デザイン経営の普及実践に向け、企業経営者等の価値デザイン経営の実践者と、これを支えるコンサルティング企業、弁護士、弁理士、行政書士、中小企業診断士等の各士業、金融機関・経済団体等の実践促進・支援者からなるエコシステム（図6）の構築を提唱している。すなわち、実践者たる企業経営者等に接点を有する金融機関・経済団体等にも幅広く価値デザイン経営の考え方と経営デザインシートの有用性について知ってもらうことが、企業経営者等における価値デザイン経営の実践と経営デザインシートの活用にも繋がりうる。

例えば、金融機関における活用例としては、事業性評価を支える手段のひとつとして、貸付先に対し、経営デザインシートを活用した経営戦略の明確化とそれに基づく企業経営者等との対話を行うことなども考えられる。

上記の取組によって価値デザイン経営と経営デザインシートの更なる普及が期待されるが、重要なのは価値デザイン経営の実践であって、経営デザインシートの形式的な活用ではない。

また、ローカルベンチマークと経営デザインシート双方の特徴を活かした活用の促進など、経営デザインシートと、ローカルベンチマークなどの政府が提供する様々な支援ツールとの連携が効果的であり、実際にそのような活用が広がりつつある。こうしたツールとの連携強化を図っていくことも重要である。

---

<sup>1</sup> 経営デザインシートは、企業等が将来に向けてニーズやウォンツに訴求できる価値を生み出す仕組み（価値創造メカニズム）を構想するための思考補助ツールである。

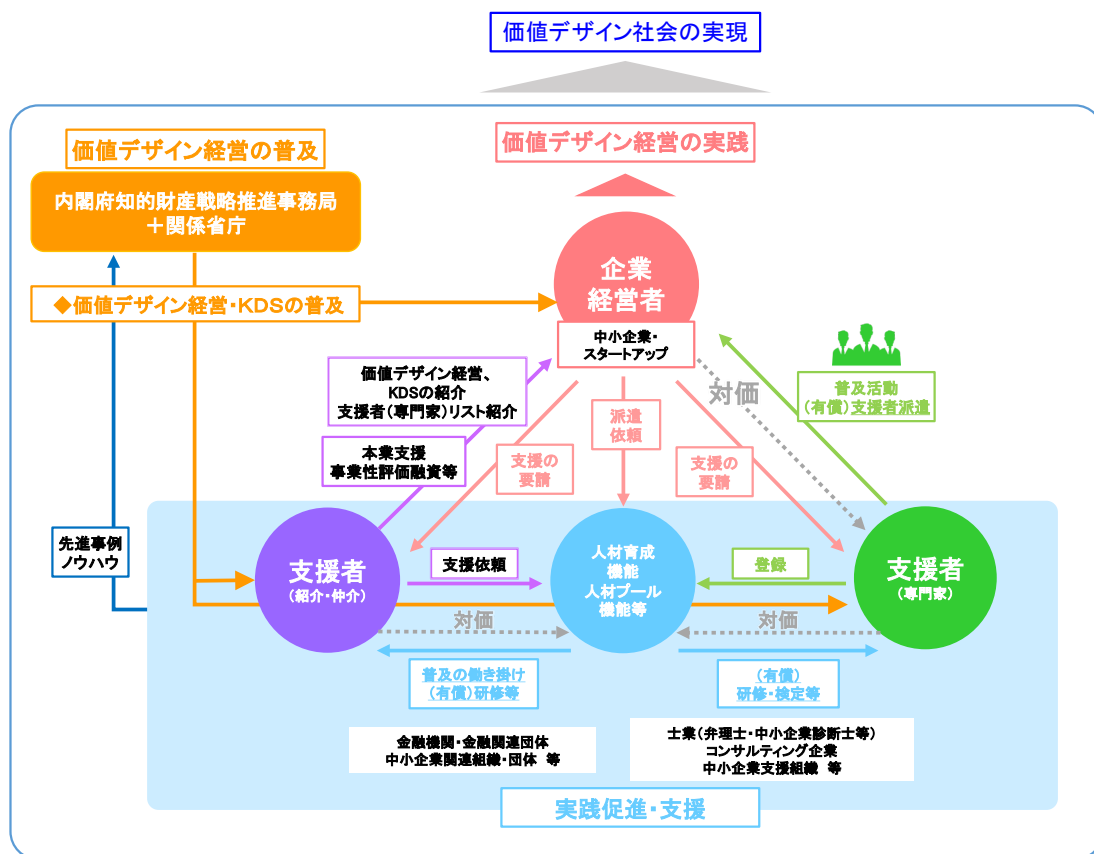


図 6：価値デザイン経営の普及実践エコシステム

(施策の方向性)

- 2021年4月に策定した「価値デザイン経営の普及に向けた基本指針」に基づき、大企業やスタートアップ・中小企業等へ経営デザインシートの活用を更に広げるなど、価値デザイン経営の普及実践エコシステムの構築に向けて取り組む。

(短期、中期) (内閣府、金融庁、経済産業省)

- よろず支援拠点において、経営デザインシートの作成による長期ビジョンの検討に対する支援を行うなど、経営相談への対応において、その活用を図る。

(短期、中期) (経済産業省、内閣府)

- 企業等が財務・非財務の両面から組織の経営状態を把握し、現在の組織状況を深く理解し、将来を見据えた戦略立案ができるように、ローカルベンチマークと経営デザインシート双方の特徴を活かした両ツールの活用を促進する。

(短期、中期) (経済産業省、内閣府)



## 2. 優位な市場拡大に向けた標準の戦略的な活用の推進

### (1) 官民一丸となった重点的な標準活用推進

#### (現状と課題)

##### <アーキテクチャ設計とレイヤー化>

近年、Society5.0、DX、次世代社会インフラ整備、カーボンニュートラルを科学技術イノベーションの社会実装によって実現し、グローバル競争下での国際市場の獲得のために標準の戦略的な活用を経営の基幹に据えることが喫緊の課題となっている。特に、新型コロナが拡大し、デジタル化による経済・社会変革が一気に加速しつつある中、「ニュー・ノーマル」に適合した経済・社会に迅速に転換するためには、標準戦略が不可欠となる。

また、デジタル技術の進展に伴い、あらゆるものがネットワーク上でつながり、より多くの機器やサービスとつながることにより、新たな価値提供を行うことが、経済活動の中心になりつつある中、イノベーションの社会実装に際し、社会課題を解決する価値サービスを提供するためのサービスモデルを、どのような機能サービスに分解して、どのように相互につながり合わせて統合し、価値実現するかを明らかにするサービスモデル構築の設計図である「アーキテクチャ」についてまず整理・合意形成し、その下で、機能分解した各サービス同士の接続条件と相互の要求仕様を標準化し、その前提でサービスモデルに参加する企業が、設定された標準に適合する形で、自社が優位性を有するサービスを提供して、モデル全体のサービス価値を実現するエコシステム形成型の取組が増えている。

さらに、デジタル化の進展は、これまでの製品・サービス、企業、業種ごとのピラミッド型のバリューチェーン構造型のシステムから、製品・サービスを成立させるための構成機能が既存の業種概念を超越して横断的な機能「レイヤー」に再整理され、これが自由につながることにより価値提供を達成するネットワーク型のシステムへと、産業構造を変革させている。

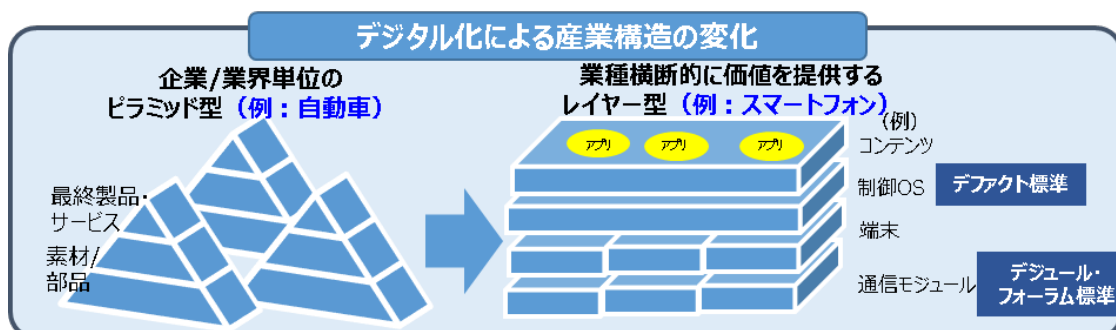


図7: デジタル化による産業構造変化

現在、米中等の先進的の巨大企業が成長スピードにおいて他者を圧倒している背景には、ネットワーク化を強く意識してビジネスモデルを構築している面が

ある。我が国企業が成長スピードにおいて劣後しないためには、こうしたネットワーク化の視点が最重要である。

各企業は、オープン&クローズ戦略に則り、知財で裏打ちされた差別化要素で収益化する領域を明確に打ち立て、その領域が属する機能「レイヤー」をアーキテクチャに位置づけることにより、自己に有利な形でネットワーク化が展開して、その収益領域の需要が増殖するよう、主導的にアーキテクチャ構築活動に参画していくことが重要となる。

この21世紀の新たなサービスモデルの特徴は、ネットワーク上でつながるソリューションとその利用者が増えれば増えるほど便益が増すというネットワーク外部効果が発生するところにある。ひとたびあるネットワーク・エコシステムに市場を占有されると、このモデルの価値を破壊する新たなイノベーションによる変革を引き起こす以外に失地を挽回することが困難になる。したがって、当初からより多くのソリューションや顧客とつながり、スケールが拡大していくビジネスモデルを構築することが、成長スピード競争で生き残るための要件であり、標準戦略はこれを実現するための必須条件となる。また、既存の収益構造モデルが優勢な領域で、イノベーション・ゲームチェンジを引き起こして、市場参入・新市場創出を行うためにも標準戦略が必須となる。

逆に、他者の標準戦略で、一旦、不利なネットワーク、レイヤー構造の下に置かれてしまうと、形勢逆転は困難な状況となる。

このように、企業間の競争において、如何に自分の得意なレイヤーを有利に位置付けて優位な状況を作ることができるかによって、ゲームチェンジを迫る側に身を置くか、迫られる側に身を置くかが決まってしまう。現在の自己の収益モデルがゲームチェンジに晒され、競争劣位に置かれる可能性が高いのであれば、既存のモデルが順調であっても、これに執着せず新たなモデルへのシフトチェンジを他者に先駆けて仕掛ける決断を迫られる。

ゆえに、標準戦略は経営判断の根幹となり、世界の経営層の主要管掌事項となっている。現に、欧州、中国の有力企業の経営トップ・事業部部門長自身が国際標準機関の重要ポストを獲得するなど、国際標準化活動に主体的に関与している。

こうした産業構造の変化は、既に10年ほど前から進展してきている。2010年代半ば以降は、デジタルプラットフォームの影響の増大、ビッグデータの活用の進展、ディープラーニングの登場、サイバーフィジカルシステムの実現等により、さらに拍車がかかってきている。こうした中、我が国においては、こうした変化を踏まえ積極的なゲームチェンジをグローバルに仕掛け、世界市場を席捲した例は多いとは言えない。

その他にも、政府調達のための仕様を国際標準に準拠させる必要性や、農産物

やインフラ・システム等の輸出について安全に関わる規格等への対応が不可欠であることから、この面でも自社に不利にならず、むしろ有利なゲーム・ルールを設定していくためにも、国際標準活動の動向を注視し、積極的にルール形成を仕掛けなくてはならなくなっている。

標準活用は、分野によっては、一企業あるいは一国の枠を越えて戦略的なアライアンスを構築して進めることが不可欠である。競争領域と協調領域をしっかりと見極め、競争領域においては、個社の強みを発揮しつつ、協調領域においては、企業や国家の枠を越えた戦略的な標準活用に向けたコラボレーションを目指していくべきである。

### ＜標準戦略における官民連携体制＞

標準戦略における官民の連携についても、諸外国は先進的な取組を以前から続けている。例えば、米国では、国立標準技術研究所（NIST）が、国内標準化機関やコンセンサス標準のフォーラムにおける標準策定に関与して、技術的知見や評価結果の提供、民間利害関係者間の調整を支援するとともに、政府から指示を受けて民間関係者も巻き込み、スマートグリッドやサイバー・セキュリティーなどの重要分野に関する標準案の検討を行っている。また、NISTによるワーキンググループは、当該技術分野の将来の方向性についての認識共有とコンセンサス形成を行う重要なフォーラムとなっており、そのグローバルなイノベーションの展開に果たしている役割は極めて大きい。同様の取組は、中国（中国標準化研究院、中国工程院）やドイツ（フラウンホーファー研究所）でも行われている。日本においても、NISTの事例に倣い、公的機関がこのような機能や支援の役割を担うべく、民間の標準戦略活動を支援するとともに、重要技術分野の具体的イノベーション戦略を関係者で協議できるフォーラムを機動的に支援できるプラットフォームが存在することが望ましい。

このため、民間の標準活用戦略活動に対して、国立研究開発法人等が有するアーキテクチャ設計・合意形成支援、関連先端技術の将来動向展望に関する知見提供、テストベッド提供等のサービス提供を総合的に調整して実施できるよう、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、一般財団法人日本規格協会などの関係機関をネットワーク化し、ワンストップで支援する協働体制「標準活用支援サービスプラットフォーム」を整備した。

- 政府系研究開発法人をはじめ関連機関で、ワンストップ相談窓口を中心とした協働体制を整備し、支援サービスを提供
  - プロジェクト内容や相談内容に応じ、具体的な支援体制や支援メニュー、支援サービス内容を調整
  - フォーラム標準、デファクト標準、デジュール標準に幅広く対応
- リスタートで体制やサービスを充実していく

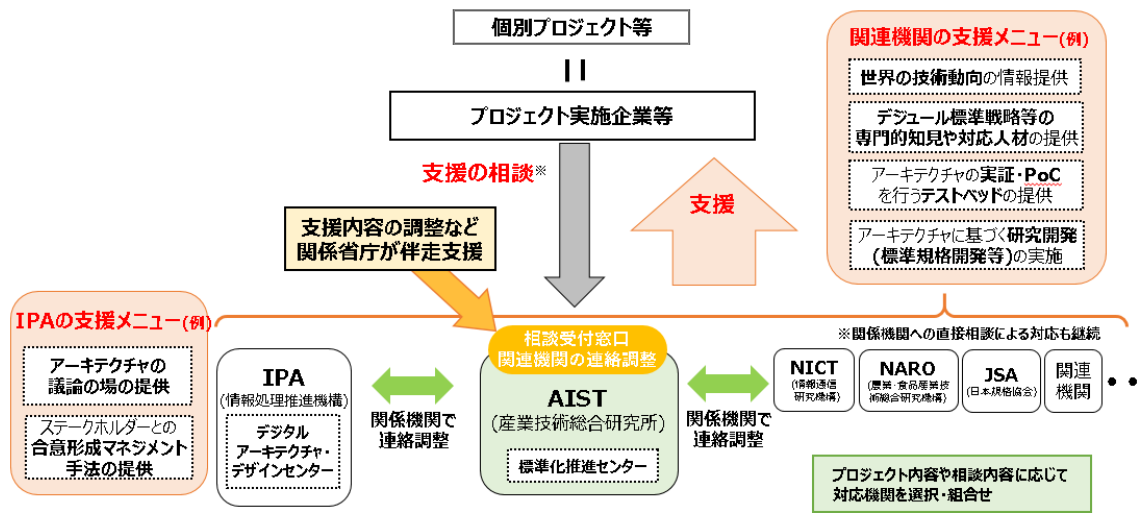


図 8：標準活用支援サービスプラットフォーム

今後、このプラットフォームの活用を通じて得られる知見やユーザーニーズ等を検証・分析した上で、将来的に、産官学関係者のフォーラムの運営機能や会社では育成しにくい標準戦略人材の育成・プール機能など、前述のNISTによる重要な機能や支援の役割を受け持つ「日本版NIST」のような仕組みを検討していく必要がある。

加えて、経営者層の意識改革や産業界全体での活動の底上げを図るため、経営戦略としての標準活用の推進について、成功事例・失敗事例の共有等を通じ、重要課題としての認識共有や人材の強化及び官民連携体制の構築が必要である。

日本においては、一部好事例もあるものの、日本企業のロビイスト数とロビー費用は、欧米企業を比して大幅に少ないなど、戦略的な標準化活動において総じて遅れをとっているとの危機感を共有すべきである。さらには、日本企業の中では標準化活動については、外部経済性の高い領域として優先して資源を配分することが難しくなっているとの指摘もある。こうした状況もあって、大学、国立研究開発法人及び国立研究機関の専門家が産業界の意向を踏まえて、日本を代表して、国際標準機関における標準化活動に参画している例も少なくない。このような現状に鑑みると、日本として活発化する国際標準化活動に戦略的に対応するためにも、産官学が人的資源も含む対応可能な資源を持ち寄り、役割分担をして有機的に連携し、国際標準化活動を進める体制を強化することが必要である。

併せて、日本における国際標準戦略の人材強化、キャリアパスの明確化による

地位・影響力の向上、国際標準機関・重要国際フォーラムにおける主要ポストや専門委員会（Technical Committee）等の議長等のポストの獲得について、戦略的な対応強化が必要となる。

### <省庁横断的な推進体制の整備>

標準は、国際ビジネス競争や先端技術の社会実装のスピードを上げる重要な手段ではあるが、それ自体が目的ではなく、科学技術・イノベーション政策、デジタル社会実現に向けた政策、関連する産業政策と一体的に推進することが重要である。また、国際競争のトレンドに合わせ、デジュール標準のみならず、フォーラム標準、デファクト標準にも対応範囲を拡大していく必要もある。

こうした認識の下、政府においては、「知的財産推進計画 2020」、「統合イノベーション戦略 2020」及び「骨太の方針 2020」に基づき、2020 年度において、政府内の標準活用戦略に関する司令塔機能の構築と実行体制強化を行った。統合イノベーション戦略推進会議の下に省庁横断的に標準の戦略的な活用を推進するための政府内の司令塔として、「標準活用推進タスクフォース」を設置し、統一的な取組方針、予算等政策資源の整備方針、民間の標準戦略の支援方策の強化方針、重要戦略分野の確認、省庁横断連携が必要な重点分野の特定と推進方針等を共有し、実行する体制を整備したところである。

また、各省庁による重要施策の加速化支援を実施するため、内閣府の官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）の予算と運用スキームを活用した「標準活用加速化支援事業」の実施に必要な体制整備を行い、関係省庁の予算事業に対して機動的に追加財源を割り当てる体制を整えた。

### <重点分野の選定と支援>

さらに、重点分野としてスマートシティ及び Beyond 5 Gを選定し、それぞれについて関係省庁を含む産学官の関係者で構成する特別チームを標準活用推進タスクフォースの下に設置すべく準備を行っており、スマートシティは、統合イノベーション戦略推進会議の決定に基づき設置されたイノベーション政策強化推進チームの下の「スマートシティタスクフォース」等と、また、Beyond 5 Gは、産学官の主要プレイヤーが参画し、戦略的に知財取得・標準化に取り組むことを目的として設置された「Beyond 5 G 新経営戦略センター」（事務局：国立研究開発法人情報通信研究機構）等の関係機関・組織と連携し、必要な取組を推進していく予定である。

また、上記スマートシティ及び Beyond 5 Gに加え、グリーン成長（水素・燃料アンモニア）、スマート農業・スマートフードチェーンを重点分野として選定した。

加えて、国際商流・物流を重点分野に追加すべく準備を進めている。

こうした省庁横断的な対応に加え、個別分野における標準の戦略的な活用も、並行して推進する必要がある。

### (施策の方向性)

- ・ 日本における標準の戦略的・国際的な活用の推進に向け、政府全体として、統合イノベーション戦略推進会議の枠組みにおける標準活用推進タスクフォースを中心として、社会課題の解決や国際市場の獲得等のために不可欠な標準の戦略的・国際的な活用を、官民で重点的かつ個別具体的に推進する。  
(短期、中期) (内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省)
- ・ 省庁横断で重点的に取り組むべき分野において、標準の戦略的な活用を推進し、標準の開発や技術実証等を加速化させるための支援や、調査分析、専門家派遣等の国際標準の形成に必要な活動への支援等を行う。  
(短期、中期) (内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省)
- ・ 省庁横断で重点的に取り組むべき分野として選定された、スマートシティ、Beyond 5 G、グリーン成長（水素・燃料アンモニア）及びスマート農業・スマートフードチェーンに加えて、政策課題等を踏まえ、前記分野への国際商流・物流等の追加を検討する。  
(短期、中期) (内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、関係府省)
- ・ 民間の標準戦略活動を支援するため、2021年度から、国立研究開発法人等の関係機関をネットワーク化した標準活用支援サービスプラットフォームによる、実証用のテストベッドの提供、専門人材の派遣等を開始する。  
(短期、中期) (内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、関係府省)
- ・ 標準の戦略的な活用について、官民で国家戦略・経営戦略上の課題認識を共有するとともに対応強化策の具体化を図るため、2021年度に官民連携の推進母体となる会議を開催する。  
(短期、中期) (内閣府、関係府省)
- ・ 政府の研究開発プロジェクトにおいて、初期段階から経営等におけるオープン&クローズ戦略を検討し、標準の戦略的活用状況の事後点検を行うことなどにより、標準の戦略的な取組を担保する。  
(短期、中期) (内閣府、総務省、経済産業省、関係府省)
- ・ 国際標準化に係る国際交渉に必要な知識・能力を習得する研修や、国際標準化機関の委員会等への若手人材等の派遣などへの支援を通じて、民間

の国際標準活動を後押しするとともに、優れた専門人材の育成を推進する。

(短期、中期) (内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、関係府省)

- ・ スマートシティ・リファレンスアーキテクチャやセキュリティガイドラインなどを参照したオープン化・標準化されたシステムの地域での構築や、スマートシティによる、多様で持続可能な都市や地域の形成についての評価指標の検討等を通じ、日本におけるスマートシティの計画的な実装・普及を推進する。

(短期、中期) (内閣府、関係府省)

- ・ スマートシティ分野の諸外国の知財・標準活用の動向及び標準の戦略的・国際的な活用の取組方針を踏まえ、社会課題の解決や国際市場の獲得等の点で重要な分野等において、国内外の標準の専門家等と連携して、スマートシティに関連する国際標準の活用や提案を重点的かつ個別具体的に推進するとともに、関係省庁による連携施策である「日 ASEAN 相互協力による海外スマートシティ支援策 (Smart JAMP)」等を活用しつつ、海外展開を推進する。

(短期、中期) (内閣府、国土交通省、関係府省)

- ・ 産学官の主要プレイヤーを結集した拠点機能である「Beyond 5 G 新経営戦略センター」を核として、知財の取得や国際標準化に向けた取組を戦略的に推進するとともに、国際標準化活動を研究開発の初期段階から推進するため、戦略的パートナーである国・地域の研究機関との国際共同研究を実施する。

(短期、中期) (総務省)

- ・ 農林水産・食品分野における標準の戦略的活用に向け、関係省庁が連携・協力し、関連独立行政法人等とともに、標準化活動を推進する。また、地域の標準化ニーズが適切に実現されるよう、地域の関係機関の横のつながり及び関連独立行政法人内の本部・支部等の縦のつながりにおける連絡・情報共有・相談体制を構築する。

(短期、中期) (農林水産省、経済産業省、関係府省)

## (2) 標準必須特許の戦略的獲得・活用

### (現状と課題)

#### <官民一丸となった標準必須特許の獲得・活用>

あらゆるモノが通信技術でつながる IoT 技術の浸透が進む中、通信等の標準規格を実施する上で不可欠な特許である標準必須特許は、その重要性が高まっている。今後、日本企業が優れた技術の強みを活かしつつ、グローバルな市場を獲得していく上で、標準必須特許を戦略的に獲得・活用することが重要である。

標準の活用は市場の拡大をもたらすが、特許等により如何に収益を確保するかについての戦略を持たずに標準活用を進めれば、結果的に日本企業の利益や競争力強化につながらないおそれもあることから、標準活用を進めるに当たっては、標準必須特許の獲得・活用を通じた収益確保も視野に入れた戦略の構築が不可欠である。

しかしながら、日本企業は、例えば5G技術において標準必須特許の獲得競争で遅れをとるなど、標準必須特許の戦略的な獲得・活用が十分にできていないのが現状である。次世代の技術分野においてもこうした状況が続けば、日本企業の収益力は益々失われ、競争力が低下していくとともに、日本として標準必須特許を巡るルール形成にも十分に参与することができない状況が続くことになる。

このため、日本企業が標準必須特許の保有者としての立場を強めることにより、日本企業の競争力を強めていくとともに、日本として、標準必須特許を巡るルール形成に参与し、グローバルに主導・発信していくことが必要不可欠であり、とりわけ、Beyond 5Gにおいては、日本企業の標準必須特許の積極的な獲得に向け、官民一丸となって戦略的に取り組んでいくことが必要である。

#### <標準必須特許のライセンス交渉の円滑化>

他方、IoT技術の浸透は、標準必須特許を巡る異業種間の紛争を顕在化させている。特に、異業種間のライセンス交渉では、同業種間のライセンス交渉に比べて、紛争解決が困難となる傾向があり、一部では、サプライチェーンのどのレベルがライセンス交渉の主体になるべきかについて、権利者との間で合意できない状況が生じている。

標準必須特許は、公正な競争環境の下で、技術開発への適切なリターンを確保しつつ、優れた技術の社会実装を加速させるイノベーション・エコシステムを実現するツールである。異業種間において標準必須特許を巡る当事者間のライセンス交渉が円滑に進まない状況が構造的に生じているような場合、優れた技術の社会実装が遅れ、更なる技術開発に向けた投資に悪影響が生じる懸念に加え、特許技術の実施者は差止めのリスクに晒されるおそれがあることに鑑み、政府としても、当事者間の円滑な交渉に向けて、状況の改善を図ることが必要である。



こうした標準必須特許を巡る紛争解決に向けたルールについては、国際標準化機関の IPR ポリシーに規定されたいわゆる FRAND<sup>2</sup>の解釈を巡り、諸外国における裁判例等を中心にルール形成が進んでいるのが現状であり、諸外国の政府等も、標準必須特許の在り方について積極的な発信を行っている<sup>3</sup>。

日本でも、裁判例の蓄積は進んでいないものの、標準必須特許のライセンス交渉に当たり、透明性と予見可能性を高め、権利者と実施者との間の交渉を円滑化し、紛争を未然に防ぎ、あるいは早期に解決することを目的として、2018年6月に特許庁が「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を公表している。標準必須特許の知財・標準政策における重要性に鑑みれば、日本としても、権利者・実施者双方の意見をバランスよく踏まえた中立的な立場から、最新の裁判例や各国動向等を踏まえつつ、標準必須特許を巡る紛争解決に向けたルール形成に更に積極的に関与し、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を改訂し、グローバルに発信していくべきである。グローバルな発信に向けては、改訂の過程におけるグローバルな意見募集の実施や、国際的なシンポジウムの開催などが効果的であると考えられる。

また、標準必須特許を巡る円滑なライセンス交渉が実現されるためには、ライセンスの対価負担については、サプライチェーンの中で関係者が議論して対処することが望ましいと考えられる<sup>4</sup>。

さらに、ビジネスモデルが多様化する中、将来的には、製品を利用したサービス提供者等による負担の在り方も視野に入れた検討が必要であると考えられる。加えて、標準必須特許を巡る円滑なライセンス交渉が実現されるためには、次の点について、グローバルな動向を踏まえつつ検討を進め、必要な措置を講じ、グローバルに発信していくべきである。

#### ・ 誠実な交渉態度の明確化

標準必須特許については、誠実な交渉を行っていれば、実施者は差止めを回避でき、権利者は適切な対価を得られやすいというルールが諸外国の裁判例等を通じて形成されてきているが、さらに、実施者が安心して標準技術を活用できる

---

<sup>2</sup> 標準必須特許のライセンスが公平・合理的・非差別的 (fair, reasonable and non-discriminatory : FRAND) となるような方針

<sup>3</sup> 欧州委員会は2020年11月に公表した「EUの復興とレジリエンスをサポートする知的財産行動計画」において、標準必須特許のライセンス供与における透明性及び予見可能性を向上させる方法を提案するとともに、2021年2月には、欧州委員会の専門家グループが、標準必須特許を巡る幅広い論点を整理した活動報告書を公表している。また、米国司法省は、標準必須特許に基づく差止めによる救済は妨げられていないことを強調する「ニューマディソン・アプローチ」を2018年3月に公表している。

<sup>4</sup> ライセンス交渉先の在り方に関する当事者の主張に影響を及ぼさないようにすべきことに留意。

よう、また、権利者も標準必須特許のライセンスの適切な対価を得られるような環境を整備するため、ライセンス交渉において、交渉当事者がどのような対応をとれば、誠実な交渉態度と評価されるかについて、更なる明確化に向けた検討を進めるべきである<sup>5</sup>。

- ・ 必須性の透明性向上

標準必須特許は権利者側の宣言によって国際標準機関に登録されているものであることから、中には本当に標準必須特許であるか疑わしいものも含まれているとされる。特許庁では、標準必須特許の必須性の透明性向上に向けた必須性判定制度を、2018年4月から世界に先駆けて開始したところであるが、この制度の有効な活用に向け検討を進めるべきである。

- ・ ライセンス対価設定の透明性確保

標準必須特許のライセンスにおいて、権利者側がワンストップのライセンス機関を活用することは、権利者側・実施者側の双方にとって交渉を効率化するとともに、いわゆるロイヤルティ・スタック<sup>6</sup>を回避し得る反面、ワンストップ・ライセンス機関が一方的にライセンスの対価を設定することへの懸念も実施者側から指摘されることから、ライセンスの対価の透明性確保の確保等に向け検討を進めるべきである。

### (施策の方向性)

- ・ 標準必須特許を巡る円滑なライセンス交渉の実現に向け、誠実な交渉態度の明確化等に関する各国裁判例や各国政府の動向等を踏まえ、「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の充実化に向けた検討等の措置を講ずる。また、標準必須特許を巡るその他の論点についても、必要に応じてグローバルな動向も踏まえつつ検討を行う。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ 標準必須特許の必須性の透明性向上に向け、特許庁による標準必須判定制度が効果的に活用されるように周知を図る。

---

<sup>5</sup> 諸外国の標準必須特許を巡る訴訟では、FRANDの解釈を巡り、標準必須特許の保有者はライセンスの取得を希望する全ての主体に対してライセンスしなければならないという考え方(License to all)と、標準技術を利用したい者が標準技術にアクセスできることが担保されるべきという考え方(Access for all)が争われているが、最終的に司法判断に委ねられるべき問題である。また、合理的なライセンス料等のライセンス条件の在り方についても、当事者間交渉や司法判断に委ねられるべき問題である。

<sup>6</sup> 多数の特許権者が別個にロイヤルティを要求する場合、それらが累積し、標準を実施するためのコストが過度に高くなってしまいう問題が指摘されることがある。

(短期、中期) (経済産業省)

### (3) オープンソースの活用基盤の強化

#### (現状と課題)

近年、企業の付加価値を生む源泉である、ソフトウェアの開発に当たっては、オープンソースソフトウェア（以下「OSS」という。）を用いることが一般的となっている。近年は、IoTが浸透する中、IT分野以外の幅広い企業も、新たな商品やサービスを開発する際、OSSを活用する場面が増加している。さらに、データが競争力の源泉として価値が高まる中、OSSはデータ収集のプラットフォームとして戦略的に活用されている。

一方、これまでITに馴染みが薄かった分野の企業によるOSSの活用など、OSS利用者の裾野が広がる中、OSSのメリットだけでなくOSSが抱えるリスク、例えば、セキュリティリスク、知財リスクなどにも着目する必要性が生じている。こうした様々なリスクを認識した上で、OSSを戦略的に活用していくことが重要である。

#### (施策の方向性)

- ・ OSSを安全に活用するためのOSSの選定及び活用の枠組みについての検討等を通じて、OSSの活用に対する意識向上に取り組む。

(短期) (経済産業省)

- ・ OSSに関する経営上の重要性（価値・リスク）の理解を促すため、「デジタル化、IoT化時代におけるオープンソースソフトウェアに係る知財リスク等に関する調査研究」（2020年4月、特許庁）において取りまとめた結果等を活用し、企業等を対象としてOSSに係る普及啓発を推進する。

(短期、中期) (内閣府)

### 3. 21世紀の最重要知財となったデータの活用促進に向けた環境整備

#### (現状と課題)

#### <知財戦略としての情報財政策とデータ戦略の一体的推進>

社会のデジタル化に伴いデータは智慧・価値・競争力の源泉となり、欧州や米国を始め諸外国はデジタル社会においてデータが国の豊かさや国際競争力の基盤であると捉え、新たにデータ戦略を策定しこれを強力に推進している。

一方で日本は、コロナ禍対応で諸外国がデジタル技術を活用する中で、十分な活用が進まず迅速かつ的確な対応ができていない。

このような状況下で、21世紀の最重要知財となったデータは、流通し、利活用されて初めて情報財として価値を発揮し、財産価値を高めるものであるため、データ流通・利活用を推進するための環境整備は、知財戦略としても喫緊の課題である。

環境整備としては、そもそもデータの流通・活用を円滑ならしめるために必要な連携基盤とデータの価値付けを行う取引市場、データの流通・取引を行う上で必要となるデータ取扱いルール、データ取引の条件を整えるために必要なデータ標準・品質認証、トラスト基盤などの整備が必要となる。

「知的財産推進計画 2020」においては、データ・ガバナンスに係るルール整備などの施策の推進を掲げたところである。

政府としては、デジタル政策を最重要政策課題に掲げ、2020年10月にデジタルガバメント閣僚会議の下に「データ戦略タスクフォース」を設置し、2021年6月に「包括的データ戦略」を策定した。この戦略では、データの真正性・完全性を確保するためのトラスト基盤の整備、広く多様なデータ活用による価値創出を促すデータ連携基盤（プラットフォーム）の整備、更なるデータ流通を促すためのデータ取引市場や情報銀行の社会実装の推進に取り組むこととしており、データ連携基盤（プラットフォーム）の構築に際しては、データ交換モデルの標準化やデータ品質管理のためのフレームワークの整備、データ取扱いルールの実装にも取り組むこととしている。

また、戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期では、データカタログ検索機能、データ交換機能、データ連携契約機能などを有する分野間のデータ連携基盤技術（コネクタ）の開発が進められており、その提供・維持・管理等を継続的に実施する民間団体として一般社団法人データ社会推進協議会（DSA: Data Society Alliance）が設立されている。同協議会では、2021年度中にコネクタの提供を行うポータルサイトの運営を開始して分野を超えたデータ連携を推進するほか機能拡充やGAIA-X等の国際的なデータ連携基盤と相互運用するためのハブの役割も担うこととなる。こうした分野横断のデータ連携においても

データ流通を促すためデータ取扱いルールが必要である。

データが情報財として価値を発揮するには、国境を越えた自由なデータ流通を確保することも重要である。各国のデータ流通に関する制度は、歴史、国民性、産業競争力、政治体制等に応じて様々であり、データ流通に関連する、国際的なルール作りや討議等を通じて DFFT を促進すべく、DFFT の推進方法を具体化する必要もある。その際、国際的なデータ流通・利活用の環境整備の重要な基盤として、データ取扱いルールに関する国際連携は極めて重要な課題である。

これらの政策課題は知財戦略、デジタル社会形成政策におけるデータ戦略の共通課題であり、一体的に推進していく必要がある。データの流通・活用促進環境を整えることで、知財としての価値あるデータ＝情報財の形成に向けた投資が起爆し、新たな価値・収益を生みうる知財たるデータ資本が蓄積されるようにすることが重要である。これによって、特にリアルデータの分野で、知財としての価値あるデータ資本の蓄積とそのためインフラ及びルール形成において、日本が世界における先導的地位の一角を占めることを目指す。

#### <データ流通推進のためのルール>

「知的財産推進計画 2020」で施策課題として取り上げた、データ・ガバナンスのルール整備に関しては、2020 年 12 月にデジタルガバメント閣僚会議で決定された「データ戦略タスクフォース第一次とりまとめ」においても、プラットフォーム構築において検討すべき共通項目、民間保有データの活用の在り方の一環として検討事項に取り上げられ、2020 年度において、内閣府知的財産戦略推進事務局と内閣官房 IT 総合戦略室が共同で下記のとおり検討を行った。

##### (ア) データ取扱いルールの必要性

データからソリューション（価値）を創出するまでのプロセスにおいては、多数の関与者が各々異なる役割を果たしており、各関与者の思惑がデータ流通を複雑にしている（図 9）。より具体的には、データ提供者・データ利用者はデータ流通に対して以下のような懸念・不安感を抱いており、これがデータ流通の阻害要因となっている。

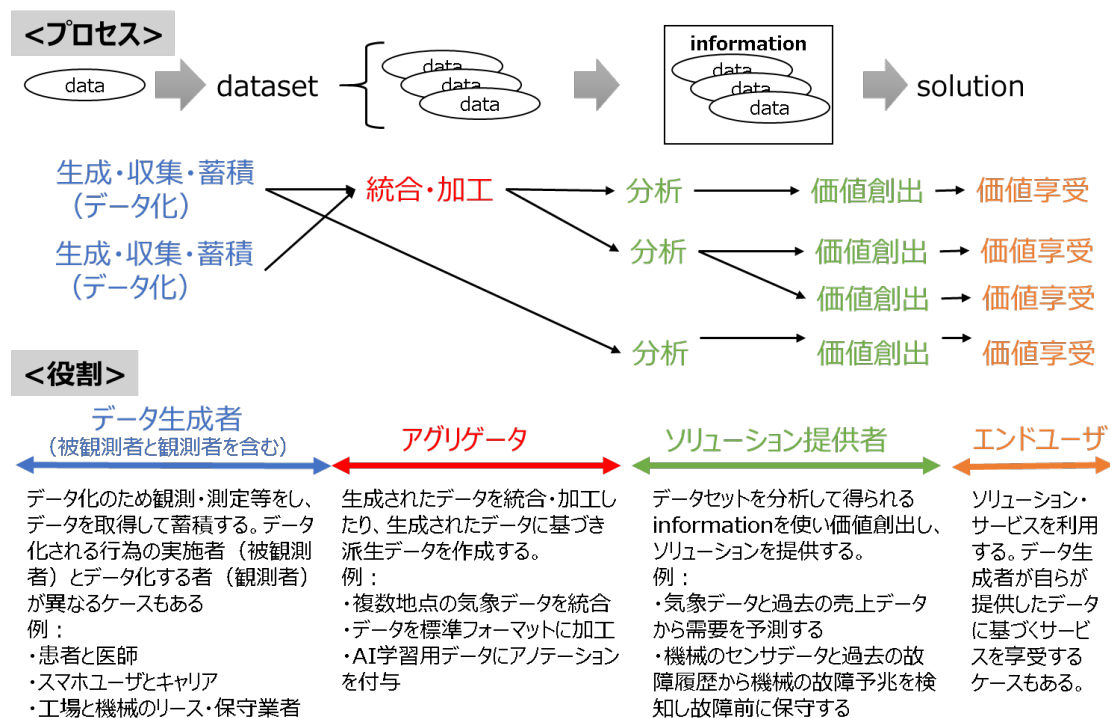


図 9：データから価値を創出するまでのプロセスと関係者の果たす役割

1. 提供先での目的外利用（流用）
  - ・データ分析によって類推される技術ノウハウ・経営状況・経営戦略などが提供先で流用されるのではないかと懸念
2. 知見等の競合への横展開
  - ・提供したデータから生成される製造ノウハウや経営戦略などを反映したdataset（例：学習済モデルのパラメータ）や informationなどが競合へ展開されるのではないかと懸念
3. パーソナルデータの適切な取扱いへの不安
  - ・個人の権利利益への十分な保護がなされるか不安
  - ・パーソナルデータの第三者提供に伴う炎上リスクへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
  - ・提供されるデータについて、関係者の権利関係や利害・関心の整理がきちんとなされているか不安
5. 対価還元機会への関与の難しさ
  - ・創出される価値に対するデータの貢献度合いが事後的に判明することが多く、データ提供者に適正な利益配分をすることの難しさ
6. 取引の相手方のデータ・ガバナンスへの不安
  - ・データ提供先において、パーソナルデータの取扱い（個人情報保護法の遵守、

プライバシーへの配慮)、情報セキュリティ対策、他者の知財(ノウハウ・著作物)の尊重などが不十分なのではないかという不安

- ・データ提供先において、利用目的の制限や第三者提供の禁止等の契約事項が遵守される体制が十分かという不安

#### 7. 公正な取引市場の不在

- ・公正な取引が第三者によって担保される場の不在

#### 8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

- ・自身が提供したデータへの自身のアクセスや第三者へのアクセス許諾が、提供先によって制限される懸念
- ・データ提供先にロックインされることへの懸念

これまでも、2018年の不正競争防止法の改正による限定提供データ保護の導入や情報銀行に求められる情報信託機能についての認定指針の策定、2019年12月の「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の策定、2020年の個人情報保護法改正等の取組が実施されてきている。今後、データを流通・活用するためのデータ連携基盤(プラットフォーム)が整備されることに伴い、上記のようなこれまでの取組を参考にし、阻害要因を払拭するためのデータ取扱いルールを連携基盤の運用ルールとして検討することで、データ流通を推進し新たな価値の創出につなげていく必要がある。

### (イ) データ連携基盤(プラットフォーム)におけるデータ取扱いルール

「包括的データ戦略」では、分野横断/分野別のデータ連携基盤(プラットフォーム)の構築が急がれているが、このプラットフォーム上でのデータ流通を促すためにも、データ取扱いルールが必要となる。

ここで、プラットフォームには、2タイプが存在する(図10)。1つ目はデータ提供者とデータ利用者との間でデータ取引を仲介するデータ取引市場である。データ取引市場は取引の当事者になることはなく、したがって図9に示した価値創出プロセスを担うことがない。2つ目は他者から取得したデータや自ら生成したデータを、収集・蓄積、統合・加工、分析・価値創出等して他者(データ取得元と同じ他者である場合もあれば、データ取得元とは異なる他者である場合もある)へ渡すデータサービスプラットフォーム(以下「データサービスPF」という。)である。データサービスPFは図9に示した価値創出プロセス上の一又は複数の役割を担っており、データ取得元に対してはデータ利用者、データ提供先に対してはデータ提供者として振る舞う、すなわちデータ取引の当事者となる。

データ取引当事者の懸念・不安を払拭するため、データ提供者、データ利用者、

データ取引市場各々が守るべきデータ取扱いルールを、プラットフォームの運営及びプラットフォームへの参加条件として整備することが、プラットフォームにおけるデータ流通の推進には必要である。それには、SIPで整備を進めているプラットフォームなど、まずは政府が支援して構築するプラットフォームから、データ取扱いルールを整備していくことが肝要である。

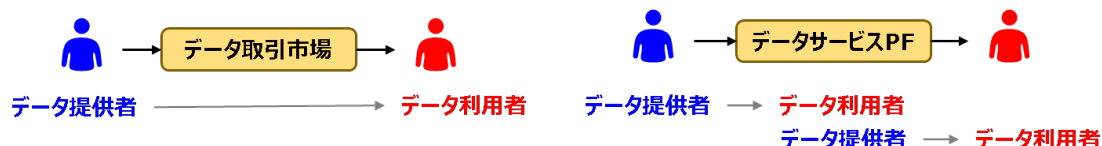


図 10：2タイプのプラットフォーム基盤

### (ウ) データ取扱いルールの原則

プラットフォームにおけるデータ取扱いルールは、データ取引の性質に応じて、個別具体的に整備していく必要があるが、どのようなデータ取引であっても必要となる、共通的なデータ取扱いルールの指針として、以下の5つが挙げられる(図 11)。これは前述のデータ流通の阻害要因を払拭するために必要なルールセットである。

データ取扱いルールの原則		ルールの対象者			データ流通の阻害要因(*1)との対応関係
		データ提供者	データ利用者	データ取引市場	
a	提供データについて関係者の利害・関心の表明	レ			4, 6
b	意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入		レ		1, 2, 3, 5, 6,
c	データに関するガバナンスの構築	レ	レ	レ	1~8
d	公正なデータ取引の担保			レ	7
e	ロックイン防止のための仕組みの導入		レ (データサービスPF)		8

\*1) データ流通の阻害要因

1. 提供先での目的外利用(流用)
2. 知見等の競合への横展開
3. パーソナルデータの適切な取り扱いへの不安
4. 提供データについての関係者の利害・関心が不明
5. 対価還元機会への関与の難しさ
6. 取引の相手方のデータガバナンスへの不安
7. 公正な取引市場の不在
8. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響

図 11：データ流通の阻害要因を払拭するためのデータ取扱いルールの原則

a：提供データについて関係者の利害・関心の表明



データ提供者に課されるルールである。提供されるデータについて当該データの生成に関与した者(データ提供者自身だけでなく当該データがデータ提供者の手に渡るまでのプロセスにおいてデータ生成に関与した者を含む)がどのような利害・関心を抱いていて、その利害・関心がこれまでどのように処理されてきたのか、その来歴を表明させることで、データ利用者は受け取るデータの取扱いにどのような留意・配慮が必要かを把握することができる。

**b: 意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入**

データ利用者に課されるルールである。上記ルール a: に基づいて表明された関係者の利害・関心を踏まえつつ、自身のデータ利用についてその目的や方法、更なるデータ提供先について、明確に理解可能な条件を示して同意取得する等によって、データ提供者が意図していなかったデータ流通・利用を防止する趣旨である。なお、データサービス PF については、データ提供者から受け取るデータだけでなく、データサービス PF の運営者が作成・記録するデータ提供者の活動情報についても同様の措置を講じる必要がある。

**c: データに関するガバナンスの構築**

信頼に基づくデータ流通には、データ取引に関与する組織においてガバナンスがきちんと構築されていることが重要である。したがって、これはデータ提供者、データ利用者、データ取引市場の運営者全てに課されるルールである。データに関するガバナンスは情報セキュリティ、個人情報保護、プライバシー保護、他者知財(営業秘密や著作物等)の尊重など多岐にわたり、求められるガバナンスは取引されるデータやデータ取引の性質や事業者が担う役割によってさまざまである。そこで、どのようなガバナンスを構築しているか表明することを、プラットフォームの運営及びプラットフォームへの参加条件とすることで、必要なデータ・ガバナンスの構築を促す趣旨である。

**d: 公正なデータ取引の担保**

データ取引市場の運営者に課されるルールである。データ取引市場の運営者は中立な立場から、提供データについての関係者の利害・関心の整理状況を担保したり、契約項目を明確化・標準化したり、取引プロセスの正当性を担保する等、公正な取引を担保するために必要な措置を講ずる必要がある。

**e: ロックイン防止のための仕組みの導入**

データサービス PF の運営者に課されるルールである。データサービス PF がロックイン効果を生じさせると、消費者の選択肢や事業者の事業自由度が狭められたり、イノベーションの弊害になったりする懸念が生ずる。取引上の力関係からデータサービス PF にデータが囲い込まれるのではないかというデータ提供者の懸念は大きい。そこで、データサービス PF は、提供されるデータの他、データサービス PF の運営者が作成・記録するデータ提供者の活動情報に

についても、データ提供者自身がアクセス可能な API を整備するなど、ロックイン防止のための措置を講ずる必要がある。

実際にデータ取引市場やデータサービス PF にデータ取扱いルールを整備していく際には、データ取引のタイプに応じてこのルールセットを具体化する必要がある。データ取引のタイプは、データの第三者提供の範囲に応じて Open、Share、Close の 3 つに分類できる（図 12）。

データ取引タイプ	A : Open	B : Share	C : Close
第三者提供	不特定の相手へ提供可能	提供者が同意した相手に同意した利用目的の範囲で提供可能	原則不可
提供者の利害・関心	広く流通させることが提供者のメリットにつながり、提供によるデメリットはほとんどない	提供先と利用目的を限定すればデータ提供によるリスクは許容可能、メリットがデメリットを上回る	原則秘匿。データの提供は、秘密保持契約のもと十分なコントロール下で限定的な範囲に限られる。
関係者の利害・関心	対処済み	提供先と利用目的を限定すれば対応可能で、炎上リスクも低く抑えられる	対応困難故、データの提供は限定的範囲に限られる
データの例	無償公開データ(例：気象データ)、商用データ(例：携帯電話の位置情報に基づく統計情報)	建設機械の稼働情報、電子決済を介した取引情報	化学メーカーのレシピ、機械メーカーの設計図面
データ流通基盤/データ共有スキームの例	政府のオープンデータカタログサイト、Creative Commonsライセンス、	スマートコンストラクションプラットフォーム、電子決済プラットフォーム、情報銀行	工場IoTプラットフォーム

図 12：データ取引タイプ

Open タイプのデータ取引とは、データ提供者から受領したデータを不特定の相手に対して更に提供することが可能なデータ取引であり、無償公開データのやりとりのほか、有償の商用データの取引も含まれる。

Share タイプのデータ取引とは、データ提供者から受領したデータを、データ提供者が同意している相手に同意した利用目的の範囲内であれば、提供可能なデータ取引である。提供先と利用目的を限定することで、第三者提供による炎上リスクをコントロールしているデータ取引とも言える。

Close タイプのデータ取引とは、データ提供者から受領したデータを原則他者へは提供できないデータ取引である。技術的なノウハウ、経営上の秘密等、門外不出が原則のデータを、例えばサプライチェーン内において取引のために共有せざるを得ないがゆえに、秘密保持契約を結んだ上でデータ提供者による十分なデータへのコントロールを担保した上で限定的な範囲で開示する場合は該当する。

Open タイプのデータ取引より Share タイプのデータ取引の方が、Share タイプのデータ取引より Close タイプのデータ取引の方が、データ提供者による、データへのコントロールが十分でないとデータ提供が進まない傾向が高い。したがって、例えば、前述のルールの内、特に「a:提供データについて関係者の利害・関心を表明」や「b:意図しないデータ流通・利用防止のための仕組みの導入」については、Open タイプのデータ取引より Share タイプのデータ取引、Share タイプのデータ取引より Close タイプのデータ取引の方がより厳格なルールが必要になる。

### <公共性の高いデータ活用のためのルール>

公益に寄与するデータ活用への期待は高まっている一方で、プライバシーの保護、知財の保護や、データの収集・加工・蓄積に要する投資回収等が、公共性の高いデータ活用の推進において課題となっている。その原因の一端は、公共性の高いデータ活用における共通的なデータ取扱いルールの考え方が整理されていないことにある。特に知財戦略としては、民間企業や研究機関・公共サービスによる公益性の高いデータ利活用を推進するために、データ取扱いルールの在り方を検討することが重要である。

公共の利益のためにデータ活用を促している事例を整理すると、以下のような特徴がみられる。

#### a: 社会的意義（公益）の明確化

どのような公益が見込まれているかと共に公益の達成状況についても継続的に説明がなされている。

#### b: プライバシー・知財の保護

データ提供者及び提供されるデータの生成に関与した者のプライバシー・知財の保護に必要な、制度・契約・技術上の措置がなされている。

#### c: 意図しないデータ流通・利用の防止

データ提供者が意図していないデータ流通・利用を防止するための、制度・契約・技術上の措置がなされている。

#### d: 目的合理性のある最小限のデータアクセス

公益達成に必要な最小限の範囲（対象データ・期間・対象者）でデータを利用している。

#### e: コスト負担の合理性

データ生成・提供に要する投資に配慮したコスト分担を実施し、データ提供者に不当なコスト負担を求めている。

#### f: データ・ガバナンスの構築

上記 a: - e: を実効たらしめるデータ・ガバナンス（責任者指名と体制の構築・データ取扱いポリシーの策定・人材育成プランの作成と実行、所管する機関や委託先に対する適切な管理・監督等）が構築されている。

**g: 理解・納得可能なデータ取扱い方法の説明**

上記 b: - f: について、データ提供者及び提供されるデータの生成に関与した者が理解・納得可能な、データ取扱い方法及びデータ取扱い状況の継続的な説明がなされている。

実際に公共の利益のためデータを活用する際には、データ利用目的に応じたデータ取扱いルールが必要ではあるが、ルール策定の際の拠り所が存在すれば、ゼロから個別のデータ取扱いルールを策定するよりも迅速にルールを策定することができる。したがって、事例から抽出された上記特徴も踏まえつつ、公共性の高いデータ活用におけるデータ取扱いルールの在り方を検討することが重要である。

**<データ取引市場の創設と流通価値のあるデータ創出投資の起爆>**

データが 21 世紀の経済社会を先導する重要な知財として蓄積されるためには、データの価値付けについて一定程度事前予見性が与えられることが望ましい。データはその発生時点において、ある特定の主体が特定の用途のために特定の仕様で生成している場合が多いが、これを他の主体のニーズのために 2 次利用がしやすいように、データの観測仕様、属性データのとり方を調整し、データ記述形式の標準に合わせるための加工処理を行う等の投資を行うことで、データは初めて流通価値のある知財＝情報財となる。こうしたデータ投資を促すためには、投資回収の見込みが立てられる必要があり、需要量と対価相場を明らかにする市場機能が存在することが望ましい。

データは共有・利用されるほど価値が増し、それによって減価するものではないことから、排他独占的所有権というよりは、前述の懸念事項を払拭するための利用条件を付されたアクセス権を考えることがふさわしく、こうしたアクセス権を取引する市場の実装に向けた検討と実証を進めることが期待される。

当面の取引においては、実需を的確に反映した相場形成機能を熟成させる観点から、例えば市場参加者を当業者に限定すべきか否かなど、市場参加者の要件を検討する必要がある。

また、取引に当たっては、前述の<データ流通推進のためのルール>（ア）で示したデータの価値創出プロセスにおける関係者が有する懸念を払拭するために、前述（イ）、（ウ）で示されたルールの原則に準拠して取引市場が整備する市場参加条件たるデータ取扱いルールに則った事前の準備・処理がなされている

かを確認する機能をこの取引市場が備える必要がある。また、この取引市場におけるデータ提供者とデータアクセス権を取得するデータ利用者の中で、図 11 に示した「データ取扱いルールの特則」の a :、b : 等の事項について、利用条件の確認と約束手続き機能も必要となる。これらは、前述のコネクタによって電子的に簡便に契約処理されることが想定される。

### (施策の方向性)

- ・ 「包括的データ戦略」に掲げられている重点的に取り組むべき分野（健康・医療・介護、教育、防災、農業、インフラ、スマートシティ）について、それぞれの分野の課題を整理し、2025 年までにプラットフォームの実装を目指す。その際、データ提供主体やデータの真正性を担保するための仕組み、相互運用性を確保するためのデータ交換モデル、データ品質を担保するための仕組み、データ取引当事者の懸念・不安を払拭するための「データ取扱いルールの特則」を踏まえたデータ取扱いルールの具体化を図る。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021 年 6 月閣議決定。以下「重点計画」という。）で準公共分野として指定されているモビリティ、港湾、業種を超えた情報システム間の相互連携が重要な相互連携分野として指定されている電子インボイス、契約・決済についても、プラットフォームの在り方の検討を行い、データ提供主体やデータの真正性を担保するための仕組み、相互運用性を確保するためのデータ交換モデル、データ品質を担保するための仕組み、データ取引当事者の懸念・不安を払拭するための「データ取扱いルールの特則」を踏まえたデータ取扱いルールの具体化を図る。その他民間分野でのデータ利活用についてもプラットフォーム構築に際して同様の検討ができるよう働きかける。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府、関係府省)

- ・ 国際的な商流・物流については、相互連携分野としての指定の検討を行う際に、併せてプラットフォーム構築のための課題に向けた検討を行う。

(短期、中期) (経済産業省、内閣官房、内閣府、農林水産省、国土交通省)

- ・ 上記の重点的に取り組むべき分野、重点計画で準公共分野及び相互連携分野として指定されている分野について、重点計画第 2 部 2. (8) において創設が検討されている①社会課題の抽出・実現すべきサービスの設定、②必要なデータ標準の策定やデータ取扱いルール・システムの整備、③運用責任者の特定・ビジネスモデルの具体化等を一貫通貫で支援するプログラムの活用を検討する。

(短期、中期) (内閣官房、関係府省)

- 分野を超えたデータ連携を目指すプラットフォームの構築に際して、データ提供主体やデータの真正性を担保するための仕組み、相互運用性を確保するためのデータ交換モデル、データ品質を担保するための仕組み、データ取引当事者の懸念・不安を払拭するための「データ取扱いルール原則」を踏まえた具体的なデータ取扱いルールの実装を行う。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府)
- データ提供主体やデータの真正性を担保するための仕組み、相互運用性を確保するためのデータ交換モデル、データ品質を担保するための仕組み、データ取引当事者の懸念・不安を払拭するための「データ取扱いルール原則」を具体化・実装するために必要な事項を、重点計画第2部2.(8)の準公共分野に係る情報システム整備方針や、相互連携分野における標準に係る整備方針に反映させる方策について検討する。

(短期、中期) (内閣官房、関係府省)
- 分野横断/分野別のプラットフォームにおいてデータ取扱いルールを実装する際に参考になるよう、「データ取扱いルールの整備に向けたガイダンス(仮称)」を2021年内に作成する。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府)
- データカタログ検索機能・データ交換機能・データ連携契約機能などを有する分野間データ連携基盤技術(コネクタ)を2023年中に全機能が本格稼働するよう開発し、コネクタを用いた分野横断のデータ連携を推進する。

(短期、中期) (内閣府)
- データの真正性や完全性を担保するトラストの認定スキームを、国際的な相互認証も視野に入れつつ2020年代早期の実装をめざして検討する。

(短期、中期) (内閣官房、関係府省)
- データへのアクセス権を取引するデータ取引市場創設に向けたニーズ分析、データの利用条件の設定・明示の仕方の検討、データの記述形式の標準化、契約支援機能の開発を行うため実証的な調査を進め、データ取引市場の実装を進める。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、関係府省)
- パーソナルデータストア(PDS)・情報銀行の社会実装を推進するため、準公共分野における地方自治体等とのデータ連携や、個人情報保護法改正も踏まえ、デジタル庁が関係省庁と協力して、個人を起点としたパーソナルデータの移転・利用を促進するためのデータポータビリティの実現に向けた実証・検討を実施する。また必要に応じ、重点計画第2部2.(8)の準公共分野及び相互連携分野に係る支援プログラムにおいて、情報銀行の活用についても検討する。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、関係府省)

- ・ 民間企業や研究機関・公共サービスによる公益性の高いデータ利活用を推進するために、必要となるデータ取扱いルール の在り方を検討し、2021 年度内に結論を得る。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府)

- ・ 国境を越えたデータ流通を推進すべく、DFFT の具現化に必要なデータの真正性・完全性を確保するためのトラストの認定スキーム、データ交換標準・品質に係るフレームワーク、データ取扱いのルール等の国際連携の方法を検討する。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府、総務省、外務省、経済産業省)

- ・ 日本企業の国内外におけるデータ利活用促進に向け、「AI・データ契約ガイドライン」について、セミナー等を通じた普及啓発活動等を行う。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ 農機機械について、メーカーやシステムの垣根を越えた連携を実現するため、2020 年度に策定した「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン」を踏まえ、トラクター、コンバイン等の位置情報などの連携を行うオープンAPI を2021 年度中に整備するよう、農業機械メーカーに促す。

(短期、中期) (農林水産省)

- ・ 2020 年6月に「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」として公表した、「全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大」、「電子処方箋の仕組みの構築」、「自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大」の3つのアクションプランについて、2022 年度中に運用開始を目指すなど、データヘルス改革の各施策に関する取組を着実に進める。

(短期、中期) (厚生労働省)

- ・ 公的資金により得られた研究データについて、2020 年度に本格運用を開始した研究データ基盤システム (NII Research Data Cloud) を中核的なプラットフォームとして位置付け、産学官における幅広い利活用を図るため、研究データに関する情報 (メタデータ) を検索可能な体制を構築する。このため、大学、大学共同利用機関法人、国立研究開発法人等の研究開発を行う機関におけるデータポリシーの策定と機関リポジトリへの研究データの収載を進めるとともに、公募型の研究資金の全ての新規公募分について、データマネジメントプラン (DMP) 及びこれと連動したメタデータの付与を行う仕組みを導入する。

(短期、中期) (内閣府、文部科学省、関係府省)

#### 4. デジタル時代に適合したコンテンツ戦略

新型コロナは、コンテンツ分野のうち、とりわけイベント・エンターテインメントに深刻な影響を与え続けている。イベント・エンターテインメントの関係者が、新型コロナ収束後にその活動を続けられるよう、あらゆる支援策が継続的に講じられる必要がある。他方で新型コロナは、巣ごもり消費によるゲームや電子書籍、動画配信サービスへの需要の大幅な拡大をもたらしたのも事実である。これを契機にコンテンツ分野におけるDXを進められるかどうかが、この分野の今後の成長の鍵になると考えられる。(1)で述べるように、デジタル化やネットワーク化はそもそもコロナ禍以前からの世界の趨勢であり、不可避かつ不可逆的な流れである。新型コロナの拡大はこの流れを加速化させたという意味においても歴史的転換点であると言える。

世界的に、グローバル・プラットフォームへの対抗という観点からも、既存のメディア・コンテンツ事業者はストリーミング配信を重視する方向に事業転換を図っている。他方、日本のコンテンツ制作者はグローバル・プラットフォームとの関わりを深めている。

コンテンツがそれ自体の価値に加え、デジタルエコノミーにおける中間財として日本経済全体を支える役割を果たすことが期待されている一方、コンテンツ産業は大きな課題を抱えているとも指摘されている。日本のコンテンツ制作環境においては、下請け構造となっている業界も少なくなく、また作品制作に携わるクリエイターが個別企業に属さないフリーランスであることも多い。こうした現場では、発注書面や契約が交わされず、著作権等の権利の帰属があいまいになるなど、商慣習の問題とも相まって、作品の成功による利益が現場に必ずしも反映されないことがあるといった指摘がなされる。さらに制作現場のデジタル化の遅延による低い生産性や長時間労働、人材育成機会の不足等により、コンテンツ産業全体の生産性や競争力が上がらず、人材の流出がおきているといった懸念が指摘される。また、世界のコンテンツ市場が大きく伸びる一方、特定の分野を除くと日本の相対的な存在感が低下している中で、国内市場を前提としたビジネスモデルから脱却し、世界市場への更なる展開が必要だとの指摘もある。

日本のコンテンツ産業が世界から愛される良質なコンテンツを製作し続け、日本のソフトパワー強化が図られるためにも、コンテンツ産業の構造改革を含め、コンテンツクリエイションエコシステムの構築が喫緊の課題である。コンテンツ産業の位置づけや重要性を再度整理した上で、10年後や20年後の姿も見据え、必要な施策を着実に実施することが重要である。DXは、少なくとも言葉自体は日本社会にも一定程度浸透した。今日では、ほぼすべての産業において、DX



を前提としたインダストリートランスフォーメーション（以下「IX」という。）が実際に起こりつつある。コンテンツ産業においても IX の波は押し寄せてきており、この波をどのように乗り越え、どのように勝機をつくっていくか。日本の置かれている立ち位置の再確認と、グローバルマップを頭に入れながら、賢明な戦略を打つ必要がある。

## （１）デジタル時代のコンテンツ戦略と著作権制度・関連政策の改革

### （現状と課題）

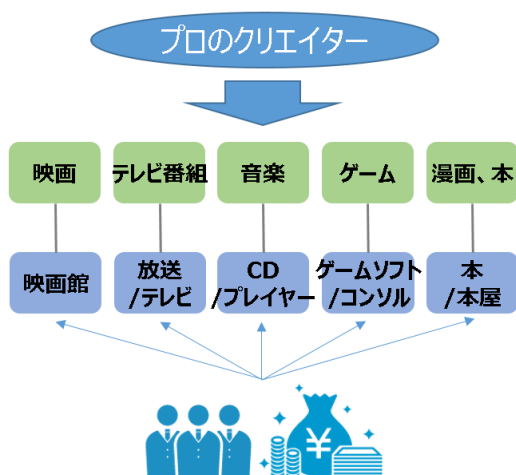
「知的財産推進計画 2020」では、デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について検討を行うこととしており、知的財産戦略本部の下に置かれた「デジタル時代における著作権制度・関連政策の在り方検討タスクフォース」において検討が行われ、2021年3月に以下に示す課題認識と政策検討の方向性について「中間とりまとめ」が示された。

デジタル化・ネットワーク化の進展により、コンテンツ産業を取り巻く環境は、スマートフォンの普及、技術革新によるコンテンツ制作ソリューションの一般普及、また、それに伴う、消費者・一般人の制作市場への参加拡大、伝送可能なデータ量の増大、プラットフォームサービスの台頭など、大きく変化している。新型コロナの拡大は、人々の活動領域をリアル空間からデジタル空間へと移行させ、インターネットを前提にしたビジネスモデルが広がるなど、こうした変化を一層加速させている。

流通分野においては、アニメ、漫画、映画、音楽等に代表されるコンテンツは、従来、それぞれ固有の流通経路により配信されていたものの、今日ではインターネットを通じた配信が主流になりつつある。また、漫画等の原作を、映像作品やゲーム、ライブイベント等へ展開するなど、一つの IP を多元的に利用する事例も増えてきている。さらに、フィンガープリントや AI、ブロックチェーン等の新たな技術の活用により、コンテンツの流通実態のより精緻な把握や管理ができるようになってきている。

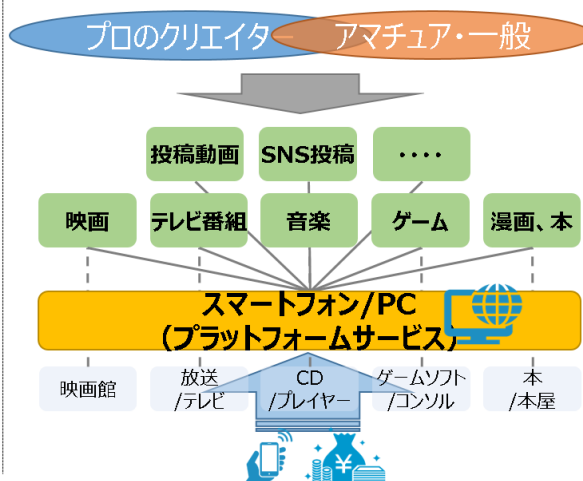
## 従来のコンテンツ流通

- 既存のプロ同士の互いの顔が見える世界
- 個別コンテンツ分野毎の固有の流通経路



## デジタル時代のコンテンツ流通

- デジタル化による配信限界費用の低減、消費の地理・時間的制約からの解放 → 流通量の拡大
- プロに加えてアマチュア・一般人を含む新たな制作の担い手が出入り
- デジタル配信で流通経路は多様化、互いの顔のわからない世界へ



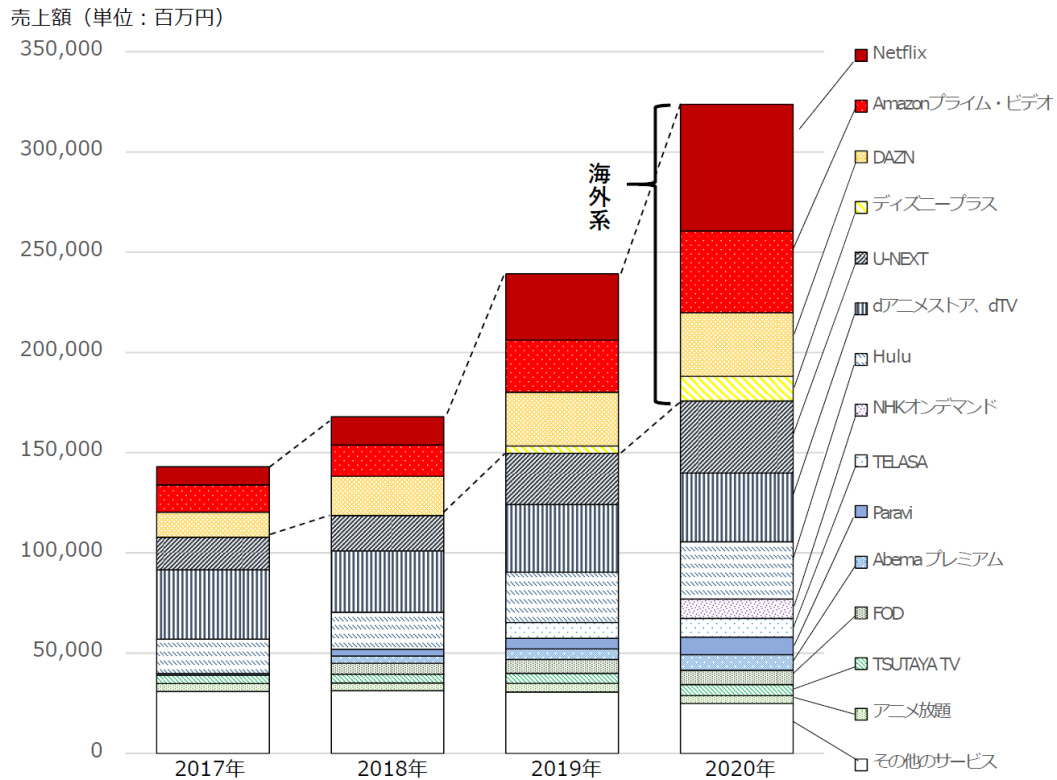
➡ **権利者・利用者双方にとって流通量・利益をさらに拡大できる機会**  
**取引関係や市場参加者が多様化。権利処理等の取引コストの低減が必須にゼロサムから**  
**プラスサムへ**

図 13：デジタル化による流通市場の変化

これにあわせ、コンテンツ消費分野においても、その中心が、書籍やDVDといった個別のモノの購買や地上波テレビでの視聴から、オンラインによる視聴・閲覧へと移り変わっている。また、双方向型のコミュニケーションが可能な動画投稿サービス等においては、コンテンツの創作は自己表現のツールとなり、その投稿を通じてコミュニケーション媒介する手段となっている。

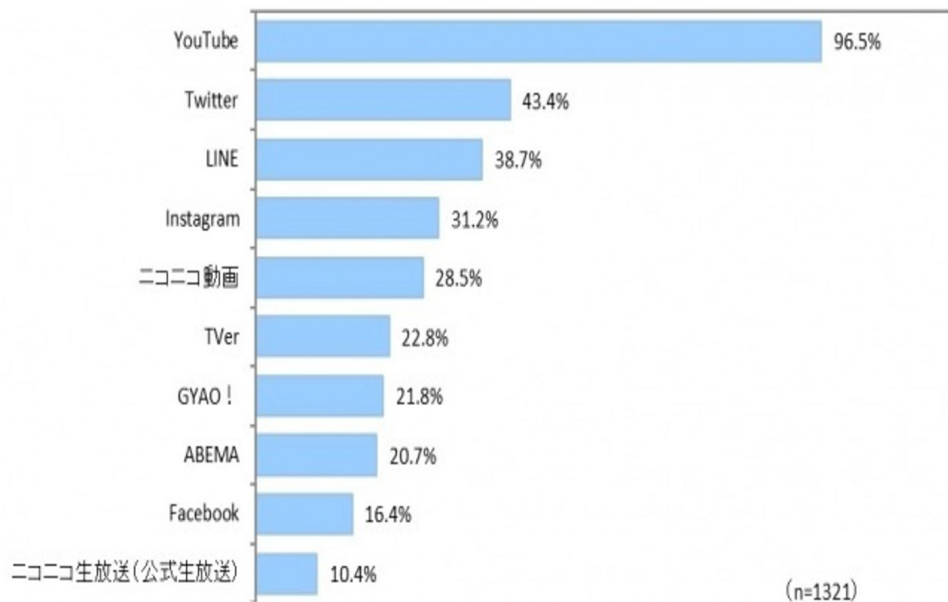
さらに技術進歩がもたらした創作・発信にかかる限界費用の低下により、コンテンツの流通量が爆発的に増大している。また、コンテンツ創作・編集ソリューション等の普及により、アマチュアクリエイターによる創作・発信の機会が拡大し、アマチュアクリエイターのプロ化、アマチュアクリエイターによる創作物 (User Generated Contents。以下「UGC」という。) の商業利用、二次創作物の増大等がおきている。

加えて、グローバルな配信プラットフォームサービスは、グローバル規模のコンテンツ流通市場の拡大を実現した。プラットフォーム事業者は、顧客囲い込みによる圧倒的な資本力及び消費者の嗜好に関するデータを武器に、コンテンツの制作分野にも参入している。こうした一連の動きに対応した産業構造変革の必要性も含め、既存のメディア・コンテンツ産業の在り方が問われ始めている。



※GEM Partners「動画配信（VOD）市場 5年間予測レポート」に基づき作成

図 14：定額制動画配信サービス市場推移



出典：インプレス総合研究所「動画配信ビジネス調査報告書2020」（2020年7月）「よく利用する無料の動画TOP10」より

図 15：無料動画サービスの利用状況

これらのデジタル化・ネットワーク化による流通環境、消費動向及び創作環境の変化、さらに、グローバルなプラットフォームサービスの台頭は、コンテンツの価値を増大させている。すなわち、コンテンツそれ単体の価値にとどまらず、コンテンツがデータ収集や消費者の囲い込みのツールとして位置づけられるなど、デジタル消費流通の経済圏へとユーザーを取り込み、データ駆動型経済を発展させるための中間財としての価値を併せ持つようになっている。

文化資源の豊かな日本にとっては、このような環境変化は、権利者・利用者・国民経済上の相互利益を拡大する好機である。この社会経済的好機を最大限にいかすためには、良質なコンテンツが持続的に創造され、クリエイターに適正な対価が還元されながら、コンテンツの利活用が促されるエコシステムの構築が重要である。これには、デジタル時代における著作権制度の確立に向けた工程表を作成し、権利者の利益保護と両立した形で権利処理にかかる時間等の取引コストを低減させるための新たな工夫も含め、制度環境整備を図ることが必要となる。

特に、デジタル化、ネットワーク化の進展に伴いコンテンツの流通の量的・質的な構造変化が顕著な現状においては、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物をはじめ、団体が管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等を網羅的に、円滑かつ迅速に、利用できるための一元的な権利処理のための制度改革の選択肢として、同タスクフォース「中間とりまとめ」では、①補償金付き権利制限、②集中管理と補償金付き権利制限の混合型、③拡大集中許諾、④裁定制度の抜本的見直しの4つについて比較・分析を提示した。その上で、現在のコンテンツ産業をとりまく構造変化と課題に対応するためには、

a 分野・用途に応じて最適な手段・手続を使い分け、構造変化と課題に応えられるようにすること

b 一元的な処理を可能としつつ、権利者の意思の尊重にも留意すること

c 市場合理的かつ迅速な対価決定を行うことが可能であること

d 権利処理にあたっての障害を社会的意義や合理性に照らし簡潔かつ適切に解決できること

などの条件を実質的に満たす制度改革を行う必要があると整理している。

さらにプラットフォーム事業者が権利保護や権利処理において果たす役割を整理することも必要である。そして、クリエイターやコンテンツ制作者が、適切な就業環境の下、作品の利用や成功による正当な利益を享受することが、健全なエコシステムの実現にあたって不可欠である。良質なコンテンツが持続的に生み出されるためのこうした環境整備は、成長が著しい海外市場を取り込むにあたって重要となる。

最後に、情報通信技術の発達・普及に伴い、コンテンツの利用形態の多様化が

進む中、新たな利用形態について対応の必要が生じた際に、立法による対応だけでは追いつかないとの指摘がなされる。さらに、近年は、プラットフォーム事業者等、新たな関係者との間で合意を形成する必要性が高まっている。そのような場面では、6.(1)で述べているように、マルチステイクホルダーの協議を通じて策定されたガイドライン等のソフトローの活用が有効な場合がある。また、関係者での協議がうまく進まない場合において、紛争解決手段で個々の事案解決事例を積み上げていくことも有効である。そして、紛争解決手段により蓄積される判断内容をソフトローに反映していくことも意義がある。こうしたソフトローの形成プロセスを設計する場合、限られた当事者だけの協議の方向性が幅広い経済・社会的利益から来る要請と乖離する場合もあり、必要に応じて、行政機関の関与や有識者等第三者の参加の下、当事者間の合意形成を促すことも求められる。

#### (施策の方向性)

- ・ デジタル時代における著作権制度の確立に向けた工程表を作成する。  
(短期、中期) (内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)
- ・ 文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元の両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。その際、内閣府(知的財産戦略推進事務局)、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、クリエイター等の権利者や利用者、事業者等から合意を得つつ2021年中に検討・結論を得、2022年度に所要の措置を講ずる。  
(短期、中期) (文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省)
- ・ 権利処理や対価還元の円滑化に資する技術や権利者情報データベースの活用を推進するため、関係者のニーズを踏まえた上で、関係府省が連携しながら、必要な方策を講じる。音楽分野においては、構築した権利情報データベースに、著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイター等の権利情報も登録することにより、権利処理に資するプラットフォームの更なる充実を図る。  
(短期、中期) (内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省)
- ・ 投稿サイト等のプラットフォームにおける著作物等の利用状況や権利者の利益保護の実態を把握するための調査を実施する。  
(短期、中期) (内閣府、関係省庁)

- ・ デジタル化に伴う流通チャンネルの多様化により、コンテンツの海外発信の環境の整備がなされ、海外コンテンツ市場への参入チャンスが到来しているところ、デジタル時代に対応した日本のコンテンツの海外展開における著作権に関する課題を調査するとともに、世界知的所有権機関（WIPO）への拠出金事業によるアジア太平洋地域の著作権の集中管理団体の機能強化等を通じた海外での著作物利用からの収益向上の支援のほか、著作物の海外展開に向けた関係団体との連携等、更なる支援策について検討する。

（短期、中期）（文部科学省）
- ・ SNS等の普及等に伴って、誰もが容易に著作物の創作・発信・利用を行うことが可能となり、全ての国民が日常的に著作権に関わる状況が生じているところ、知財創造教育の取組に加え、著作権制度や契約の在り方に関する普及啓発・教育を一層充実させる。

（短期、中期）（内閣府、文部科学省）
- ・ 著作物の利用に係る契約をサポートするため、契約書の標準的ひな形の提供を行う「著作権契約書作成支援システム」の再構築を行うとともに、著作権契約の基礎知識・留意事項等をまとめたマニュアルの作成・周知を通じて、著作権に必ずしも精通していないフリーランスのクリエイター等を支援する。

（短期、中期）（文部科学省）
- ・ コンテンツ制作における取引の適正化及び就業環境の改善に資する各種ガイドラインや支援措置を周知するとともに、ガイドラインの遵守状況調査を実施する。映画産業については、取引の適正化等に向けた認定制度等の仕組みの構築や、製作者側による認証取得と表示の実行状況の調査を行う。

（短期、中期）（内閣官房、公正取引委員会、厚生労働省、総務省、経済産業省）
- ・ 新型コロナの影響を受けた、フリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動実態の把握や、事業環境の改善に向けた取組を進める。

（短期、中期）（文部科学省）
- ・ 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等の円滑な施行に向けた準備を着実に進める。

（短期）（総務省、文部科学省）
- ・ コンテンツ業界を支えるクリエイターや制作に携わるスタッフの能力向上に資する教育プログラムやマネジメント人材の育成及び現場における実践的な育成機会の充実、海外向けコンテンツ制作の資金調達・管理できる人材の育成を図る。

(短期、中期) (文部科学省、経済産業省)

- ・ コンテンツ産業が持続的に発展するエコシステムの構築のため、コンテンツの製作・流通工程の効率化に資するシステムの開発・実証を促進し、サプライチェーン全体の見地からコンテンツ製作の生産性向上及び流通促進を図る。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ 顧客体験を拡張するようなテクノロジーを活用したコンテンツの創出を図るとともに、収益チャンネルを多様化したコンテンツを周知し、産業全体として新たな収益モデルを構築する。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ ブランディングを目的としてデジタル配信を念頭においた顧客の共感を呼ぶストーリー性のある映像 (ブランドドコンテンツ) を制作する事業を支援することにより、企業におけるブランディングに資する映像コンテンツの活用を促し、コンテンツの新たな流通市場の創出及びコンテンツ制作のすそ野の拡充を図る。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ 増大する海外需要を獲得し日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、音楽、演劇等のライブ公演の収録映像を活用した動画配信を含め、コンテンツの海外展開のためのプロモーションや、ローカライゼーション (翻訳等) の支援を行う。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ 商業ベースでは日本のテレビ番組の放送が進まない国・地域を対象に、日本のドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、映画、バラエティ等の放送コンテンツを無償提供し、それらの国・地域において番組の放送・配信を実施することにより、対日理解の促進、親日感の醸成、将来的な商業的海外展開への地盤形成を行う。

(短期、中期) (外務省)

- ・ 日本の地域の魅力を発信するため、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構 (BEAJ)、放送局、関係府省、自治体、地場産業等と連携して、動画配信の成長等の世界的な視聴環境の多様化や国内の情報発信ニーズの変化も踏まえ、オンライン等も効果的に活用し、放送コンテンツの海外展開を推進する。

(短期、中期) (総務省)

- ・ クリエーターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、デジタル時代における新たな対価還元策やクリエイターの支援・育成策等について検討を進めるとともに、私的録音録画補償金制度については、新

たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、結論を得て、可能な限り早期に必要な措置を構ずる。

(短期、中期) (文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省)

- ・ e スポーツ産業の健全な発展のため、関連する制度・政策分野における位置づけに関して関係府省において検討を進めるなど、必要な環境整備を図る。

(短期、中期) (経済産業省、関係府省)

## (2) コンテンツ・クリエイション・エコシステムを支える取組

### ①模倣品・海賊版対策の強化

#### (現状と課題)

コロナ禍による巣ごもり需要とも相まって、複数の巨大海賊版サイトへのアクセスが、かつて問題となった「漫画村」の最盛期を超えるなど、昨今の海賊版サイトによる被害は深刻化しているとの指摘がある。海賊版に対し適切な対策をとることは、クリエイターを始めとしたコンテンツ産業従事者がユーザーによる正規版消費を通じて対価を得ることを可能とするなど、クリエイション・エコシステムの構築のための重要な一要素を構成する。また、海外ユーザーによる正規版消費の機会を増やし、日本に関わる正規版コンテンツが海外市場への展開を加速する一助となるなど、CJ 戦略とも密接な関係性を有するものである。新型コロナにより電子書籍や動画配信サービスの利用が伸びるなど、コンテンツ分野における DX は加速化した。この変化の恩恵をクリエイターやコンテンツ事業者が最大限に享受するためにも、海賊版については、政府の重要な課題として取り組む必要がある。

2019年10月に「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」が公表されたが、各取組の進捗状況を踏まえて2021年4月に更新された。できることを着実に実施する第1段階に位置づけられている対策として、二国間協議や各種国際会議の場を活用した国際連携・国際執行の更なる強化や、改正著作権法の成立・施行に伴う悪質なリーチサイトの取締り等が盛り込まれた。また、導入・法整備に向けて準備する第2段階の対策として、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス防止機能の導入及び発信者の特定の強化が位置付けられた。ブロッキングは、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討する第3段階の対策と位置付けられている。

模倣品・海賊版対策については、これらの取組の状況も踏まえつつ、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、民間の取組を支援しつつ、政府一体となって対応を強化していく必要がある。



### (施策の方向性)

- ・ インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、2021年4月に更新したインターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、被害状況や対策の効果を検証しつつ、必要な取組を進める。  
(短期、中期) (内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、経済産業省)
- ・ 模倣品・海賊版の購入や、無意識に侵害コンテンツを視聴することは、侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、オンラインで著作権を学ぶことが出来るコンテンツを利用した効果的な普及啓発など、各省庁、関係機関による啓発活動を推進する。  
(短期、中期) (警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)
- ・ 越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まる。また、商標法・意匠法において、海外事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為を商標権等の侵害と位置付ける改正案が国会で成立し、公布されたことから、その施行と同時に、当該侵害に係る物品に対して実効性のある水際取締りを実施できるよう、関税法等の改正を含めて検討の上、必要な措置を講じる。他の知的財産権についても、必要に応じて、検討を行う。  
(短期、中期) (財務省、経済産業省、文部科学省)

## ②デジタルアーカイブ社会の実現

### (現状と課題)

デジタルアーカイブは、社会が持つ知、文化的・歴史的資源を効率的に共有し、未来に伝え、現在のみならず将来の知的活動を支える基盤的役割を持っている。

今般の新型コロナの影響により、様々なデジタルアーカイブ資源の潜在需要が顕在化した一方、教育や公的サービスの最前線では十分にデジタル技術を活用できていないなどの課題も浮き彫りとなった。世界的にもパラダイムシフトが進展し、地理的あるいは時間的制約のないデジタル空間に様々な活動が移行する中で、これら課題への対応や、オープンなデジタルコンテンツが日常的に活

用され、様々な分野の創作活動を支える基盤となるデジタルアーカイブ社会の実現を図っていくことが重要である。

日本におけるデジタルアーカイブの「構築・共有」と「活用」の推進は、文化の保存・継承・発展だけでなく、コンテンツの二次的利用や国内外への情報発信の基盤となる取組である。とりわけ、デジタルコンテンツの分野横断型メタデータ提供基盤である「ジャパンサーチ」を通して、多様なデジタルコンテンツが、教育、学術研究、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネスなど様々な分野で、より一層利活用されることが期待される。日本が保有する多様なコンテンツのメタデータをまとめて検索・閲覧・活用できる「ジャパンサーチ」は、2020年8月に正式版が公表された。デジタルアーカイブの共有と利活用サイクルの基礎を支えるプラットフォームとなる存在でもあり、デジタルアーカイブの構築が更に進められることにより、今後大きな成長が期待できる。

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会では、様々な分野におけるデジタルアーカイブの構築・利活用に係る実務的な課題について議論を継続し、2020年8月に3か年総括報告書を取りまとめた。また、議論の成果物として、アーカイブ機関による取組を支援することを目的に、「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について」（2019年4月）、「デジタルアーカイブのための長期保存ガイドライン」（2020年8月）及び自己点検・評価するための指標である「デジタルアーカイブアセスメントツール（改訂版）」（2020年8月）を策定した。

各分野におけるデジタルコンテンツの更なる拡充のほか、地域アーカイブ機関（地方の博物館・美術館、図書館、公文書館、大学・研究機関等）への支援・連携、海外機関との連携等、取り組むべき課題は残されている。引き続き、日本が保有する多様な文化資源のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、デジタルコンテンツが幅広く利活用されるための環境整備を推進することが重要である。

### （施策の方向性）

- ・ 日本の多様なコンテンツに関する情報をまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォームであるジャパンサーチにおいて、様々なデジタル情報資源を網羅的にナビゲーションできるよう、更なる連携拡充を図る。特に、地域の文化的資源等のデジタルアーカイブとの連携を推進する。また、教育、学術・研究、地域活性化等の様々な分野・テーマにおいて、ジャパンサーチの連携コンテンツを活用した利活用モデルを構築し、利活用の機会拡大及び海外発信の強化に取り組む。

(短期、中期) (内閣府、国立国会図書館<sup>7</sup>、関係府省)

- ・ ジャパンサーチをデジタルアーカイブの利活用基盤として発展させるための方策をはじめ、デジタルアーカイブの構築や利活用に関する課題についてデジタルアーカイブジャパン推進委員会及び実務者検討委員会で検討し、具体的な取組に反映させる。

(短期、中期) (内閣府、国立国会図書館、関係府省)

- ・ 各分野におけるデジタルコンテンツの更なる拡充に努めるとともに、可能なものについては、デジタルアーカイブされたコンテンツをオンライン配信に活用したり、海外展開等による収益化を図るなど、更なる利活用を進める。

(短期、中期) (内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、国立国会図書館)

- ・ 各研究機関等におけるマンガ、アニメ、ゲーム等のメディア芸術作品の保存・利活用を支援するとともに、情報拠点の整備を進め、ジャパンサーチとも連携したコンテンツ発信の場を創出し、ユーザーの相互誘導を推進する。

(短期、中期) (文部科学省)

- ・ 図書館関係の権利制限規定の見直しに関する著作権法改正を踏まえ、詳細な運用に関する当事者間協議やガイドラインの作成など、円滑な施行に向けた準備を着実に進める。また、研究目的の権利制限規定の創設については、国内の研究者における著作物の利用実態や利用ニーズなどを更に詳細に把握するため、調査研究を実施し、その結果も踏まえ、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進める。

(短期、中期) (文部科学省、国立国会図書館<sup>8</sup>)

### ③ロケ撮影環境の改善等を通じた映像製作支援

#### (現状と課題)

映画、放送番組等の映像作品は、原作となるマンガや小説、音楽、美術等、様々な要素を含む総合芸術として、コンテンツの要となるとともに、日本の歴史、文化、社会への共感を深め、新たな価値を実現する上でも大きな役割を担っている。こうした映像作品のロケ撮影の環境改善を図ることは、映像製作支援として重要である。

<sup>7</sup> 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、デジタルアーカイブに関する施策は国全体として取り組むものであり、同館は重要な役割を担っていることから、便宜上、本計画に関連する同館の事業について担当欄に記載するものである。

<sup>8</sup> 国立国会図書館は立法府に属する機関であるが、図書館関係の権利制限規定の見直しに関する著作権法改正の円滑な施行に向けた準備において、同館は重要な役割を担うことから、同館を担当者欄に記載するものである。

さらに、大型映像作品のロケ撮影は、受け入れ国や地域の魅力が世界に発信されるとともに、地域経済の活性化、映像産業の振興、観光客の増加を含めた様々な効果が見込まれる。このため、諸外国においては、財政的支援制度、撮影に必要な許認可等に係る支援体制を整備するなど、ロケ誘致のための国際的な競争が激化している。しかし、日本においては諸外国と比較し、支援体制面で後れをとってきたことから、ロケ誘致の機会を逸していると指摘されている。

大型映像作品のロケ誘致には、国内映像製作における人材育成や、国際標準に合致した商慣習の推進、制作環境の改善、投資を誘発する効果があると考えられる。とりわけ、海外制作会社との協同作業を通じ、海外展開も見据えた企画立案力、撮影などの制作関連の技術力が向上することに加え、製作会計や契約書の書面交付などの効果が見込まれる。また、多数の国で公開される大型映像作品は国際的な発信力が高く、映像作品をきっかけに舞台となった撮影地に関心をもった一定数の人が当該撮影地を訪れるとの指摘がある。このように映像作品に起因するインバウンド効果も期待されるものである。

国内外の映像作品のロケ撮影に係る環境改善に向けては、関係府省庁が連携して、2020年8月にロケ撮影の円滑な実施のためのガイドラインを策定・公表し、フィルムコミッション（以下「FC」という。）<sup>9</sup>が取り組むべき事項や、許認可権者に求められること、製作者等が留意すべき事項について示した。ガイドラインにおいては、例えば、道路使用等の許認可に当たり、管轄区域をまたがる複数地域間での上位行政庁・部局等による調整の実施、異なる行政部局の一体対応、許認可権者による代替案の提示・助言などによりロケ撮影が円滑に実施された好事例を記載している。

また、2019年以降、海外映像作品を実際に誘致し、雇用創出・地域活性化や、産業育成・人材育成、インバウンド・観光誘客といった効果を検証するための調査事業を実施している。

新型コロナの影響により、ロケ撮影や誘致に制約がある状況下であるものの、引き続き、撮影環境の改善を進めるとともに、ロケ誘致に関する効果を検証しつつ、インセンティブとなる資金の提供を含めた持続的なロケ誘致策について検討を進めることが重要である。

### （施策の方向性）

- ・ ロケ誘致及びロケ撮影の円滑化及び促進のため、FC、許認可権者、製作者等が取り組むべき事項等をまとめたガイドラインを必要に応じてフォローアップ、改定し、関係者間でのより一層の浸透や相互理解を進める。また、

---

<sup>9</sup> 地域活性化につなげることを主な目的に、映像作品のロケ撮影が円滑に行われるため製作者等への支援を行う非営利公的機関。

許認可等手続の運用面を含めた改善を行うとともに、国内各地のロケ地情報の集約、各地のFCを紹介、許認可等情報の共有、こうした情報の国内外への発信を更に強化する。

(短期、中期) (内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、国土交通省)

- ・ 新型コロナの影響を注視しつつ、ロケ誘致が可能な状況であることを確認の上、外国映像作品のロケ誘致に関する実証調査を進める。誘致による人材育成や映像産業の制作手法・制作管理等に関する新たな知見の獲得、地域活性化やインバウンド増加などの効果検証を行い、財政支援を含めた持続的なロケ誘致策について検討を進める。

(短期、中期) (内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、  
国土交通省)

- ・ 映画による国際文化交流の推進及び中国、ロシア、インド及びASEANをはじめとした海外における日本映画祭の開催等、日本映画の上映機会の継続的な確保を図る。また、日中映画共同製作協定の一層の活用やイタリアとの国際共同製作協定に向けた交渉を含め、国際共同製作を促すための基盤整備を実施。

(短期、中期) (外務省)

- ・ 日本映画の支援について、多様な作品の製作・公開の維持に寄与するため、優れた日本映画の製作を支援する他、国内の映画の製作現場や海外の映画関係者との交流を通じた人材育成の取組を強化する。

(短期、中期) (文部科学省)

## 5. スタートアップ・中小企業/農業分野の知財活用強化

### (1) スタートアップ・中小企業の知財取引の適正化

#### (現状と課題)

革新的な技術を生み出すスタートアップは、イノベーションの源泉として極めて重要な存在である。スタートアップによる特許取得は、自社の技術力の高さの証明につながるとともに、円滑な資金調達や出口戦略においても有利に働く可能性があることに加え、大企業と対等なアライアンスを構築する上でも、特許やノウハウといった知財を保有していることは重要である。

中小企業も、日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たしている。知財やノウハウを重視する中小企業は生産性が高い傾向にあるといった分析もあるなど、中小企業の知財活用を促進していくことは、日本のイノベーションを活性化させる上で欠かすことはできない。

こうした中、スタートアップ・中小企業が、大企業との連携を進める中で、大企業側の共同研究への貢献度がほとんどないにもかかわらず、成果物の特許については、大企業のみにも帰属させるよう要求された事例、保有する知財のライセンス等を大企業から無償で提供するよう要請された事例、スタートアップに対する投資契約において設定された株式買取請求権の権利行使を示唆することで知財の無償譲渡等を要請された事例などが明らかとなっており<sup>10</sup>、スタートアップ・中小企業が公正かつ自由に競争できる環境の整備が求められている。

このような状況を踏まえ、「スタートアップとの事業連携に関する指針」(2021年3月公正取引委員会・経済産業省)では、オープンイノベーションが進みにくい理由として、スタートアップ側の法的リテラシーの不足等を指摘している。これらの問題に対処し、オープンイノベーションを促進するためのツールとして、特許庁及び経済産業省では、2020年6月に、契約の留意点をまとめた「研究開発型スタートアップと事業会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書 ver1.0」(以下「モデル契約書」という。)を公表し、2021年3月にはモデル契約書 AI 編を公表した。今後も、類型の拡充など、モデル契約書の充実化に取り組んでいくことが重要である。

さらに、中小企業庁に設置された知的財産取引検討会が、2021年3月に公表した「知的財産取引検討会報告書」において、受注者である中小企業側が具体的な取引の中でそのまま使える秘密保持契約書や製造委託契約書等のひな形(以下「契約書ひな形」という。)や、大企業との間で共同開発した際の知財の取扱

<sup>10</sup> 公正取引委員会「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」(2019年6月)、同「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」(2020年11月)など

い等について中小企業が留意すべき点をまとめた「知的財産取引に関するガイドライン」を公表したところである。

契約書ひな形やモデル契約書の普及や活用、知的財産取引に関するガイドラインを通じて、当事者間の公正な知財取扱い意識が向上されることで、スタートアップ・中小企業と大企業の双方にとって有益な協業や、オープンイノベーションの活性化につながることを期待される。

### (施策の方向性)

- ・ 知的財産取引に関するガイドラインの遵守を大企業や関係団体等に対して求めるとともに、下請Gメン等により遵守状況を確認し、必要な措置を講じる。また、企業や企業支援者に対し、契約書ひな形の普及・活用を促す。  
(短期、中期) (経済産業省)
- ・ 知的財産取引に関するガイドラインや契約書ひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めないとする内容を含む「パートナーシップ構築宣言」への参加企業の拡大に取り組む。  
(短期、中期) (内閣府、経済産業省)
- ・ 「スタートアップとの事業連携に関する指針」及び研究開発型スタートアップを対象としている「モデル契約書」の普及と定着に取り組むとともに、契約主体の大学等への拡大や、対象技術分野を増やすことなどを検討する。  
(短期、中期) (経済産業省、公正取引委員会)

## (2) スタートアップ・中小企業の知財活用支援

### (現状と課題)

スタートアップ・中小企業が生み出す知財の適切な活用に向け、政府として、スタートアップ・中小企業向けの様々な支援措置を講じている。

スタートアップの知財活用支援について、特許庁では、スタートアップ向けの知財ポータルサイト「IP BASE」を活用した効果的な情報発信や、ベンチャーエコシステムの関係者と知財の関係者とを結びつける場の提供を通じて、エコシステムの活性化を促進している。また、スタートアップ支援の経験を有するビジネス専門家と知財専門家からなるチームを創業期のスタートアップに派遣することで、その企業のビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を支援し、支援する側である知財専門家に対して、スタートアップの知財支援に関するノウハウ等を広める知財アクセラレーションプログラム (IPAS) を実施している。

特許庁では、中小企業等を対象に、特許審査請求料や特許料を一律に軽減する

制度を導入するとともに、特許減免申請の際の証明書類を不要とするなど、中小企業等による特許制度の活用を広く促している。

また、2020年7月に策定した「第2次地域知財活性化行動計画」に基づき、特許庁は知財戦略構築のためのハンズオン支援を、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は47都道府県に設置された知財総合支援窓口におけるワンストップサービスの提供などの支援を行っている。さらに、特許庁では、中小企業の経営課題の知財活用による解決を提案する「知財ビジネス提案書」の作成支援を地域金融機関等に対して行っている。

しかしながら、スタートアップ・中小企業の知財活用の重要性・必要性等に対する意識は、必ずしも十分とは言えず、引き続き意識の向上を図る必要がある。

このため、引き続き、中小企業の知財の権利取得や戦略的活用等を支援する知財総合支援窓口の在り方の検討や、知財戦略構築のためのハンズオン支援等の継続的实施など、スタートアップ・中小企業支援施策のより一層の充実を図ることが必要である。

#### （施策の方向性）

- ・ スタートアップ向けの知財ポータルサイトを活用した動画配信等の効果的な情報発信や、ベンチャーエコシステムの関係者と知財の関係者とを結びつける場の提供を通じて、エコシステム活性化を促進する。  
（短期、中期）（経済産業省）
- ・ IPASを通じて、創業期のスタートアップのビジネスに対応した適切な知財戦略の構築等を充実させるとともに、支援する側である知財専門家等に対して、スタートアップの支援に関するノウハウ等の共有をより一層進める。  
（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 中堅・中小企業の知財活用を図るため、「第2次地域知財活性化行動計画」（2020年7月策定）に基づき、知財活用のための知財戦略構築をハンズオンで支援する。また、知財総合支援窓口と中小企業支援機関の連携強化に向けて実態把握等を行い、必要な措置を講じる。  
（短期、中期）（経済産業省）
- ・ 知財を切り口とした事業性評価を通じて中小企業における知財活用を推進するため、知財ビジネス提案書の作成支援を地域金融機関等に行う。  
（短期、中期）（経済産業省）【再掲】
- ・ これまで活用された知財ビジネス評価書の分析等を行い、知財ビジネス評価に資する調査項目等を取りまとめる。また、民間調査会社等による知財ビジネス評価書の作成を支援するためのひな形を検討する。  
（短期、中期）（経済産業省）【再掲】



- ・ よろず支援拠点において、経営デザインシートの作成による長期ビジョンの検討に対する支援を行うなど、経営相談への対応において、その活用を図る。

(短期、中期) (経済産業省、内閣府) 【再掲】

- ・ 地域・中小企業支援のより一層の充実を図っていくために、知財総合支援窓口の在り方について見直しを行う。

(短期、中期) (経済産業省)

- ・ ライセンスオブライト制度<sup>11</sup>を参考に、企業間連携・オープンイノベーションを促すための知財制度やマッチングの仕組みについて検討し、結論を得る。

(短期、中期) (経済産業省)

### (3) 農林水産業分野における知財活用環境の強化

#### (現状と課題)

政府が一丸となって、農林水産物・食品の輸出拡大を展開している中、高品質・高付加価値という日本の農林水産物・食品の強みの源泉となる知財の海外での保護・活用が重要である。一方で、日本の農林水産物・食品の海外市場での需要の拡大に伴い、日本のブランド製品の模倣品等が流出する事案や日本の和牛の遺伝資源が不正に海外に持ち出される事案等が生じ、ブランド製品の価値の棄損や農林水産事業者等の利益が損失する事態となっている。

このような状況を踏まえ、優良な植物新品種の海外流出防止に向けた改正種苗法が2020年12月に成立、2021年4月1日に施行された。今後は、改正種苗法の周知と税関当局との連携を進めるとともに、植物品種等海外流出防止対策コンソーシアムによって行われている海外への品種登録出願の支援などを引き続き実施していくことが望まれる。

また、和牛遺伝資源の保護強化に向け、家畜改良増殖法の一部を改正する法律と家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が2020年4月に成立、同年10月に施行された。今後は、これらの法律に基づく和牛遺伝資源の保護のための仕組みが十分に機能するように取り組んでいくべきである。

さらに、2021年4月に、農林水産物・食品の国際競争力の強化等に向けて策定された「農林水産省知的財産戦略2025」においては、農林水産物・食品の輸出拡大や海外への事業展開の拡大等を背景とした、オープン・クローズ戦略の必要性等が知財戦略の方向性として示された。

<sup>11</sup> 第三者への実施許諾へのインセンティブを与えるための施策として、第三者からの実施許諾を許可する義務を負うことを条件に、特許料を一定割合減額する制度。

引き続き、関係省庁が連携し、農林水産・食品分野における知財の保護・活用を着実に推進していくことが期待される。

### (施策の方向性)

- ・ 農業分野のノウハウ等を営業秘密として保護・活用するための環境整備や、農林水産分野の知財を保護・活用するための知的財産権制度のより一層の利用を促す普及・啓発、農水知財分野の人材育成等の取組を推進する。  
(短期、中期) (農林水産省)
- ・ 改正種苗法の周知や、税関当局との連携による、海外への育成者権侵害種苗の持ち出し防止を図るとともに、登録品種の許諾方法の簡素化・利用条件の明確化、包括的な許諾等のモデル構築に向けた検討を進める。  
(短期、中期) (農林水産省)
- ・ 国内における開発品種の海外での品種登録の推進・活用に向けて、農業知的財産管理支援機関による情報収集・提供、品種開発者やグローバル産地が連携した一元的な海外での育成者権の取得及び保護・侵害対策等を支援する。  
(短期、中期) (農林水産省)
- ・ 東アジア植物品種保護フォーラムの活動等との連携を通じ、東アジア諸国の UPOV 条約<sup>12</sup>加盟を促進するとともに、日本における品種登録審査結果の海外審査での活用、UPOV の共通出願システム (UPOV プリズマ) との連携による海外出願事務の軽減等により、早期に海外で品種登録が行われるよう、海外の品種保護審査当局との協力を進める。  
(短期、中期) (農林水産省)
- ・ 改正種苗法に即した品種登録審査の高度化のため、日本の品種登録審査基準の国際基準への調和を進める。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構種苗管理センターが行う品種の特性調査について、国際的に調和した栽培試験の推進を図るとともに、果樹の栽培試験、現地調査、病害虫抵抗性等の調査の実施体制を整備する。さらに、品種登録審査への遺伝子情報の活用に関する国際的な技術開発状況を踏まえ、日本においても効率的な品種登録審査が実施できるよう調査する。  
(短期、中期) (農林水産省)
- ・ 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の周知とともに、同法に基づく和牛遺伝資源の譲渡の際に締結すべき契約のひな形の普及等による不正競争防止の取組を推進する。  
(短期、中期) (農林水産省)
- ・ 改正家畜改良増殖法の周知とともに、同法に基づく家畜人工授精所からの

<sup>12</sup> 植物の新品種の保護に関する国際条約

報告等に伴う都道府県の事務の軽減、情報集約のための全国システムの構築・運用に加え、全国の家畜人工授精所における流通管理の確認・指導等のための定期的な立入検査を実施する。

(短期、中期) (農林水産省)

## 6. 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

### (1) 知財分野におけるソフトローの活用

#### (現状と課題)

近年、知財を巡る経済・社会環境は目まぐるしく変化し、知財制度も、こうした変化への機動的な対応が求められている中、立法による法規範の定立だけでなく、事実上の行動規範としてのソフトローの活用が注目される。ソフトローは、作成や改変の容易さ、個別状況に合わせた作成・運用など、法改正によらずに、時代の変化に対応した柔軟な規範の変更が可能という利点があるとされる。

ソフトローの概念は幅広く、様々な切り口での分類が可能である<sup>13</sup>。例えば、(i) 抽象的な民事規範をガイドライン等で具体化するもの、すなわち、法律の規定は抽象的なものとして柔軟性を持たせる一方、具体的なルールの適用について、ガイドライン等において示す手法と、(ii) 抽象的な行政規範を民間自主規制等で具体化するもの、すなわち法律では包括的な規範のみを規定し、その実現方法については民間の自主性に委ねる手法とに分類することが可能である。

(i) については、例えば、著作権法における学校、図書館等の利用に関する権利制限規定について、一定の解釈を示すガイドラインの作成が関係者によって行われてきている。(ii) については、ハードローの発動・適用条件等をソフトローに委ねるケース、ハードローが存在しない分野においてソフトローを定めるケース、プラットフォームの取組を通じて規制するケースなどが存在するとともに、近年、デジタル分野において、こうしたアプローチが採られている。

ソフトロー形成における行政の役割については、行政がソフトローの形成に関与し、公益の実現の観点から利害を適切に調整することも重要とされる。また、関係者がソフトローを適正に形成・維持させるインセンティブを提供することが行政の役割との指摘もある。

他方、ソフトローは、優越的な地位にある者が策定する場合、濫用される懸念がある、あるいは業界団体による場合には、参入障壁として働く可能性がある、といった意見もある。その観点からも民間に加えて行政の参画が強く求められる場合があることに留意すべきである。

今後、知財の分野においても、ソフトローの更なる有効活用により、時代の変化に対応したルール形成が可能となる余地があると考えられることから、ソフトローの持つメリットやデメリットについての議論を深めつつ、制度の検討に

---

<sup>13</sup> 第6回構想委員会(2021年4月16日)の生貝直人氏資料では、官製ソフトローと民製ソフトロー、業界自律型ソフトローと関係者協定型ソフトロー、業界団体型ソフトローとプラットフォーム型ソフトロー、行政規範型ソフトローと民事規範型ソフトローといった様々な分類が紹介されている。

反映させていくべきである。

### (施策の方向性)

- ・ 知財関連制度の新設・改正等を検討する際には、ソフトローのメリット・デメリットを踏まえつつ、その活用可能性について検証した上で、所要の措置を講じる。

(短期、中期) (関係府省)

- ・ 同時配信等の権利処理の円滑化に関する著作権法改正について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、ガイドラインの作成等の円滑な施行に向けた準備を着実に進める。

(短期) (総務省、文部科学省) 【再掲】

- ・ 図書館関係の権利制限規定の見直しに関する著作権法改正を踏まえ、詳細な運用に関する当事者間協議やガイドラインの作成など、円滑な施行に向けた準備を着実に進める。また、研究目的の権利制限規定の創設については、国内の研究者における著作物の利用実態や利用ニーズなどを更に詳細に把握するため、調査研究を実施し、その結果も踏まえ、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進める。

(短期、中期) (文部科学省) 【再掲】

## (2) 知財紛争解決に向けたインフラ整備

### (現状と課題)

知財の適切な保護・活用を図るためには、知財紛争の解決に向けたインフラ整備が必要不可欠である。企業のグローバルな展開が進む中、企業が知財紛争に関わるリスクは益々高まっており、紛争のグローバル化が進むにつれ、その解決方策も複雑化している。

これまで、知財紛争解決に向けたインフラの整備に向け、2019年の特許法等の一部改正では、特許権等の侵害訴訟において、中立的な専門家による証拠収集が可能となる査証制度が導入されるとともに、特許権侵害に対する適切な救済に向けた損害賠償額の算定方法の見直しが行われている。さらに、特許権侵害訴訟において裁判所が広く第三者から意見を募集できる制度の導入が盛り込まれた特許法等の一部改正法案が、2021年5月に成立している。

また、紛争解決手段としては、訴訟以外にも裁判外紛争解決手続(ADR)の活用が有効な場合もある。仲裁は、各国の国内裁判所による紛争解決ではなく、紛争当事者が第三者である仲裁人を選び、その判断により紛争解決を図る手続きであるところ、グローバルな知財紛争の解決に大きく寄与するものである。日本

においても、国際仲裁の活性化に向け、2020年5月に、国際仲裁代理の範囲拡大等を内容とする外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の改正が行われるとともに、同年10月から、法制審議会仲裁法制部会において仲裁法制の見直しに関する検討が開始されている。また、国際仲裁専用施設のオープンや、仲裁人・仲裁代理人等の人材の養成、国内外の企業等に対する周知・広報等、国際仲裁の活性化に向けたインフラ整備も進められている。

また、知財紛争の解決に当たっては、調停の活用も有効である。裁判所では、2019年10月より、話し合いによる簡易・迅速な知財紛争の解決に向け、知財調停手続が開始されており、その効果的な活用も期待される。

日本法令外国語整備プロジェクトも、日本の知財に関連する法令等が国際的に周知され、法改正等に即応した迅速かつ高品質な翻訳が行われることで、国際的な信頼性・透明性が高まると期待される。

他方、権利を侵害された者を適切に救済し、侵害の抑止が図られるよう、損害賠償制度の充実等を求める声も依然として存在しており、今後、具体的なニーズを踏まえつつ、知財紛争解決のインフラ整備を進めていくことが必要である。

#### (施策の方向性)

- ・ アジア地域の司法関係者と知財関係紛争をテーマとする国際会議やセミナーを開催し、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図るとともに、欧米諸国の司法関係者とも国際会議を開催し、知財紛争処理の国際的連携を図り、日本の法曹関係者や民間企業等に知財紛争解決に関する情報を提供する。  
(短期、中期) (法務省、経済産業省)
- ・ ADR 認証申請に係る審査を適正に処理するとともに、認証 ADR (かいけつサポート) 等の周知・広報や認証 ADR 事業者と関係機関との連携の円滑化等を進めることにより、ADR の一層の拡充及び活性化を図る。  
(短期、中期) (法務省)
- ・ 新興国等における知財の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する。  
(短期、中期) (法務省、外務省)
- ・ 東京虎ノ門に整備した国際仲裁専用施設を活用しつつ、仲裁人・仲裁代理人等の人材育成、国内外の企業等に対する広報・意識啓発等を実施するとともに、仲裁法制の見直しに関する検討を進める。  
(短期、中期) (法務省、関係府省)
- ・ 日本の法令等の高品質な英訳情報提供の拡充に向け、迅速な翻訳のための体制整備と利用環境整備を推進し、積極的な海外発信を行う。

(短期、中期) (法務省)

- ・ 主要な知財関係裁判例や2019年10月に運用が開始された知財調停制度など我が国の知財紛争処理に関する情報について、海外への情報発信の充実を引き続き期待する。

### (3) 知的財産権に係る審査基盤の強化

#### (現状と課題)

新型コロナの感染拡大やデジタル化の進展等により、特許等の審査を巡る状況は、大きく変化している。日本の特許出願が停滞する中、中国は飛躍的に特許出願件数を伸ばし、世界における特許文献の約7割を中国文献が占める状況であり、外国語特許文献の調査に基づく審査負担が増え続けている。

また、商標出願については、近年の出願増加に対して審査処理が追いつかず、審査期間が延伸し、審査体制整備が急務となっている。また、新しい商品・サービスに関する出願が増加することで、指定商品・指定役務の表示や識別性に係る商標の審査負担は増大している。さらに、意匠審査については、デザインが企業価値向上のための重要な経営資源であることが世界的に認知されているものの、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定加入後も出願件数にほぼ変化が見られない。

他方、これらの産業財産権政策を支える財政基盤は安定的とは言えない状況にあり、安定的な財政基盤の構築が急務である。

このような状況を踏まえ、特許庁では、産業構造審議会知的財産分科会基本問題小委員会において、2021年2月に「ウィズコロナ／ポストコロナ時代における産業財産権政策の在り方」を取りまとめた。

具体的には、特許審査制度については、特許審査の全プロセスにおける徹底した効率化や審査処理負担の適正化、また、商標審査制度については、商標審査業務効率化や国際出願促進に向けた環境整備、さらに、意匠制度に関しては、デザインの重要性、意匠権の戦略的な活用方法及び有効性の周知徹底等の対応を図ることとしている。

併せて、特許特別会計の歳出歳入構造改革に向け、特許庁において、歳出削減の徹底を図るとともに、今後の料金体系の在り方や、特許特別会計の財政運営に係る充実した情報公開、透明性の確保、定期的な検証を進めていくこととしている。

今後、こうした方針に基づき、イノベーション促進に向けた根幹のインフラである審査基盤の強化を図っていくべきである。

### (施策の方向性)

- ・ 世界最速・最高品質の審査の提供に向けた特許審査イノベーションの推進に向け、審査の質や利便性等に関する出願人のニーズに応じた提供価値の見直しや、特許審査プロセスにおける徹底した効率化、審査処理負担の適正化などを検討し、必要な措置を講じる。  
(短期、中期) (経済産業省)
- ・ 産業財産権に関するサービスの維持・向上を図るため、歳出削減の取組みを継続するとともに、料金体系の在り方を検討し、特許特別会計の歳出・歳入構造の見直しを行う。  
(短期、中期) (経済産業省)
- ・ 商標出願の審査処理の効率化及び審査体制の充実を図るとともに、商標の国際出願促進に向けた環境整備について検討を行う。  
(短期、中期) (経済産業省)
- ・ デザインの重要性、意匠権の戦略的な活用方法等の周知を強化するとともに、ユーザーニーズを踏まえた審査期間の在り方について検討し、必要な措置を講じる。  
(短期、中期) (経済産業省)

## (4) 産学連携における知財活用の促進

### (現状と課題)

人文・社会科学及び自然科学の「総合知」を担う大学は、「知」を生み出す日本の重要な研究機関であるとともに、産学連携などの取組により大学の研究成果をもとにした知財が日本のイノベーションを創出するエコシステムに組み込まれ、循環の誘発剤になることが期待される。

しかしながら、日本の大学研究者の特許出願件数はいまだ低い水準にあり、研究成果の適切な知財化や産学連携活動などの知財マネジメントが組織として十分に行われておらず、大学の研究成果の社会への橋渡し促進や、研究段階から権利活用を見据えた知財戦略の策定などの強化が必要との指摘がある。

また、いち早く論文としての成果を上げたい大学と、事業化を優先する企業と間で、発明の公表時期などを始めとした基本的な知財実務に対するスタンスが異なることもあり、より緊密な連携とコミュニケーションによる相互理解を深めることが必要である。また、知財マネジメントの強化にリソースを割けない、有期雇用が多く育成に時間をかけられない、といった大学側の課題も指摘されている。

さらに、医薬品の分野においては大学における研究開発成果・シーズと産業界



における事業化の橋渡し役として、トランスレーショナルリサーチを担うスタートアップが重要な役割を担っているが、日本においては諸外国と比較してその活用に課題があるとの指摘があることから、その改善に向けた検討が必要である。

### (施策の方向性)

- ・ 適切なタイミングでの研究成果の開示の条件化の検討などバイオ分野の特性を踏まえた産学連携における知財の取扱いについて、産学官で検討する場を 2021 年度中に創設する。  
(短期、中期) (内閣府、文部科学省、経済産業省)
- ・ 大学等と企業間の「組織」対「組織」の連携を目指した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」及び大学等においてボトルネックとなっている課題への処方箋等を取りまとめた「追補版」の普及を図る。  
(短期、中期) (経済産業省、文部科学省)
- ・ 「スタートアップとの事業連携に関する指針」及び研究開発型スタートアップを対象としている「モデル契約書」の普及と定着に取り組むとともに、契約主体の大学等への拡大や、対象技術分野を増やすことなどを検討する。  
(短期、中期) (経済産業省、公正取引委員会) 【再掲】
- ・ 大学における様々な要素からなる知財マネジメントについて、各大学の特徴や課題等をエビデンスベースで抽出できる内閣府エビデンスシステム (e-CSTI) のデータ活用の在り方を検討する。  
(短期、中期) (内閣府、関係府省)

## (5) 知財を創造する人材の育成

### (現状と課題)

自身が得意とする特定の分野に対して優れた才能を発揮する一定数のクリエイティブな人材が、その才能を開花させて活躍し、チャレンジしやすくするための環境を作っていくためには、豊かな創造性を持った人たちを育む教育現場の役割が重要になってくる。

このため、学校と地域社会との効果的な連携・協働を図りながら、小中高等学校及び高等専門学校において、「新しい創造をする」こと及び「創造されたものを尊重する」ことを楽しく学び育む教育である「知財創造教育」の全国的な普及を目的として、2017 年 1 月に「知財創造教育推進コンソーシアム」を設置し、以降、知財創造教育は全国に広がりつつある。2021 年度からは全国 8 地域で地域主導型の地域コンソーシアムの運用が開始することを受け、各地域コンソー

シアムが主体となって知財創造教育を推進するという、新たなフェーズに入ったところである。

知財創造教育推進コンソーシアムでは、2020年7月に、各学校段階の有識者からなる「普及実践ワーキンググループ」を設置し、知財創造教育をより一層普及させ、持続的な実践につなげていくための方策について議論を行った。そして、普及・実践の段階別（①「知る」、②「実践する」、③「実践を継続する」）に、知財創造教育の関係者が取り組むべき具体的なアクションプランを取りまとめた。今後はこのアクションプランに沿った形で、各地域コンソーシアムが主体的な役割を果たしつつ、知財創造教育の普及・実践が進んでいくことが期待される。

### （施策の方向性）

- ・ 教員が知財についての知識を身に付けるための講習・セミナー等へ知財創造教育の導入を推進する。  
(短期、中期) (内閣府、文部科学省)
- ・ SNS等の普及等に伴って、誰もが容易に著作物の創作・発信・利用を行うことが可能となり、全ての国民が日常的に著作権に関わる状況が生じているところ、知財創造教育の取組に加え、著作権制度や契約の在り方に関する普及啓発・教育を一層充実させる。  
(短期、中期) (内閣府、文部科学省) 【再掲】
- ・ 新学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図るとともに、高等学校において知財に関する教育に活用可能な教育プログラムを整理し取りまとめる。  
(短期、中期) (経済産業省、文部科学省)
- ・ 教育学部生を含む全ての大学生に、知財に関する教育を受けられる機会を提供するため、「知財教育」の導入を検討している大学に対し「教育関係共同利用拠点制度」を活用してカリキュラムや導入プロセスを共有することで、教育課程への円滑な導入を推進する。  
(短期、中期) (内閣府、文部科学省)
- ・ 検定教科書に記載の知財に関連する内容について調査し、普段の授業に知財創造教育を導入するための具体策を検討する。  
(短期、中期) (内閣府、文部科学省、経済産業省)
- ・ オンラインで効率よく著作権を学ぶことができるコンテンツの在り方を検討し、そのコンテンツを利用した効果的な普及啓発を行う。  
(短期、中期) (文部科学省)
- ・ 全国8ブロックに構築した地域主導型の地域コンソーシアムにおいて、推進拠点となる学校や普及実践の中核を担う教員を選定する。  
(短期、中期) (内閣府、文部科学省)

- 地域主導型の地域コンソーシアムの活動についてフォローアップを行い、知財創造教育推進コンソーシアムの在り方について検討する。  
(短期、中期) (内閣府)
- 異能vationプログラム、グローバルサイエンスキャンパス、次世代アントレプレナー育成事業、未踏事業などの仕組みを活用し、独創的な発想力を持つ人材の発掘・育成に取り組む。  
(短期、中期) (総務省、文部科学省、経済産業省)
- 「AI Quest」(課題解決型AI人材育成事業)の推進に当たり、数理・データサイエンス教育強化拠点コンソーシアムとの連携や、AI・データサイエンス人材育成に向けたデータ提供に関する実務ガイドブックの普及を図る。  
(短期、中期) (経済産業省)

## 7. クールジャパン戦略の再構築

新型コロナの長期化は社会生活に大きな影響を与え、CJ の取組は大きな危機に直面し続けている。新型コロナにより、CJ の取組を支える大前提である飲食、観光、文化芸術、イベント・エンターテインメントなどの CJ 関連分野が経済的に甚大な打撃を受け、中には存続が危ぶまれるところもある。CJ 関連分野は日本の豊かな文化や魅力の源泉であり、文化観光を始め日本経済を支える柱の一つである。また、人々を感動させ、楽しませ、特に困難に直面している人々の心を慰めてきた心の拠り所でもある。これまで、文化・芸術面で、経済面で、そして精神面で日本社会に大きな貢献をしてきた CJ 関連分野が消滅する危機に直面しており、日本の文化や芸術の灯を絶やさず、更に発展させるためにも、経済発展の基盤を維持するためにも、また、新型コロナにより傷ついている人々の心の拠り所を守るためにも、甚大な被害を受けている CJ 関連分野の存続やそこで活躍する人々の雇用確保を図ることが何より重要である。CJ 関連分野の存続やそこで活躍する人々の雇用確保を図るため、これまで政府においては、関係業界と協力しながら各種支援策を講じてきたが、今後とも、官民が一体となり、必要な施策を着実に実施することが重要である。

新型コロナにより、国内外で人流が止まり、社会様相が急激に変化する中で、関係者は大きな苦難に直面してきた。同時に、関係者が生存をかけて知恵を絞り工夫をこらす中で、デジタル技術やオンラインを活用した取組を中心に、新たな取組が芽吹き、厳しい環境の中でも生き残れる本物の日本の魅力が磨かれてきた。新型コロナとの戦いは、日本人自身が日本の魅力の本質を見つめ直し、その素晴らしさや奥深さを再発見する機会でもある。

CJ の取組は、日本人自身が日本の魅力について自信をもって磨き上げ、発信することが大前提である。新型コロナによる社会変容を踏まえて CJ 戦略を再構築し、日本人自身が、世界の視点も入れつつ、本物の日本の魅力を発見し、磨き上げ、デジタル技術の活用等を含めた新たなビジネスモデルを確立し、世界に発信することで CJ の取組を強化し、2025年の大阪・関西万博の機会も見据えつつ、新型コロナにより疲弊した日本の文化及び経済の再活性化につなげていくことが必要である。また、中長期的には、世界各地から日本の魅力やクリエイティブさに憧れた人材が日本に集い、日本国内の多くの地域や分野にまたがる関係者と協力し、日本文化を更に磨き上げ、新たなアイデアを世界に展開し、日本のソフトパワーが強化される好循環を目指したい。新型コロナにより社会の大変革が起こっている今こそ、CJ の取組を再構築し、強化することで、日本が将来にわたり豊かで明るく、国際的にも尊敬され、大きな存在感を持つ国として存続するための礎を築いていくことが重要である。

## (1) CJ 関連分野の存続を図る

### (現状と課題)

新型コロナの拡大により、CJ 関連分野は甚大な被害を被っている。外食の分野においては、営業自粛や営業時間短縮等の措置が実施される中で、飲食店の売り上げの減少や廃業等の影響が生じている。オンラインを活用したデリバリーサービスやテイクアウトサービスに参画する飲食店が増加する等、新型コロナの影響を踏まえた取組が行われているものの、地方に存在する老舗や名店など、日本の食文化を支えてきた店舗が閉店に追い込まれ、日本の食文化の屋台骨が揺らぐ可能性を懸念する声もある。イベント・エンターテインメントの分野においても、人の移動や集会が制限され、ライブイベントの多くが中止される中で、売り上げが大きく落ち込んでおり、例えば、2020年の市場規模が2019年から約8割減となったとの試算も存在する。またイベント・エンターテインメント分野にはフリーランスや個人事業主が多く、夫婦共に収入が激減し生活困窮に追い込まれる事例が多数存在する事態になっている。観光の分野は人流制限の影響を大きく受けており、2020年の訪日外国人旅行者数が数か月にわたって前年比99%減を記録する等大きな打撃を受けている。

CJ 関連分野は、日本の豊かな文化や経済成長にとって不可欠な要素であり、日本が世界に誇る魅力の源泉でもある。また、これまでも様々な国難において、日本人の心に寄り添い、励ましてきた「命の源」でもある。CJ 関連分野で活躍する人々の知見やノウハウは、日本にとって重要な無形資産であり、仮に失われると二度と戻ってこない。日本の文化芸術の灯を絶やしてはならない。政府としては、これまでも CJ 関連分野の存続確保に向けた各種支援策を講じてきたが、今後とも、関係業界と協力しながら必要な支援を実施することが重要である。

新型コロナとの戦いにより、CJ 関連分野が持つ脆弱性が浮き彫りになっている。CJ 関連分野においては、中堅企業、中小企業、零細企業、個人事業主やフリーランスの方々が大きな役割を果たしており、政府としても、これら関係者に対する幅広い支援策を講じているが、例えば、契約書や会計書類の未作成・不備等により、支援が届かないといった問題が見られている。新型コロナを乗り切るためにも、また、パンデミック等に起因する社会の大変革が将来起きた際に CJ 関連分野が再び壊滅的な打撃を被らないためにも、業界の慣習や構造の見直し、デジタル化の推進など、CJ 関連分野の強靱化に向けた検討を行う必要がある。

### (施策の方向性)

- ・ 甚大な被害を受けている CJ 関連分野の存続を確保し、そこで活躍してい

る人々の雇用を確保するため、新型コロナに関する緊急経済対策等を着実に実施するとともに、必要な方々に必要な支援措置が適切な時期に講じられるよう、経済対策等の内容や手続き等について分かりやすい発信を工夫する。

(短期、中期) (関係府省)

- ・ 経済対策等の実施に際しては、デジタル技術等を用いた新たなビジネスモデルの確立、契約関係や会計処理を含めた商慣習の見直し、セーフティネットの検討等による CJ 関連分野の強靱化に向けた取組を工夫する。  
(短期、中期) (関係府省)
- ・ CJ 関連分野の存続を図り、更なる発展につなげるために必要な措置について、ニーズを十分に聴取し、業界の特性を踏まえつつ検討する。  
(短期、中期) (内閣府、関係府省)
- ・ 国内での公演開催について、先進技術を活用した公演の収益の多様化・強靱化など、収益基盤の強化を図る取組を推進する。  
(短期、中期) (経済産業省、関係府省)
- ・ アーティスト等の育成や発表の機会の確保、継続的な活動基盤の強化及び ICT を活用した鑑賞者獲得のための取組等を支援する。  
(短期、中期) (文部科学省、関係府省)
- ・ 新型コロナの影響を受けた、フリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動実態の把握や、事業環境の改善に向けた取組を進める。  
(短期、中期) (文部科学省) 【再掲】
- ・ 新型コロナにより甚大な影響を受けた文化芸術・スポーツに関するイベント等において、感染症流行の収束状況を見極めつつ官民一体型の需要喚起キャンペーンを実施する。また、イベントにおいては、キャンペーンを通じて「新たなイベントのあり方」の社会への普及・定着を図る。  
(短期) (内閣官房、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省)
- ・ 新型コロナの感染を防止しつつイベント等を実施するため、イベント会場等における消毒、体温測定、換気等の措置を支援する。  
(短期) (文部科学省、経済産業省)
- ・ イベント、ステージ等の再開に向け、エビデンスに基づき、感染拡大を防止するためのガイドラインの策定・普及を支援する。  
(短期) (文部科学省、経済産業省、厚生労働省、関係府省)

## (2) 新型コロナによる影響

2019年9月に策定された CJ 戦略の具体化に向けた議論をしている中で、新型コロナが拡大した。移動や集会の制限等の措置が行われる中で、インバウンドが

激減し、リアルなイベントや商談会が軒並み中止になる等、CJ 戦略の前提が大きく崩れている。また、人々の生活はオンラインに依存し、世界中で巣籠りとも言われる現象が起こる中で、オンラインを活用した新たなビジネスが展開されている。社会様相の変化に加え、パンデミックへの不安感やマスク着用等の社会的な広がりや反映し、人々の行動様式や価値観にも大きな変革が見られる。

内閣府においては、新型コロナが社会の様相、世界の人々の行動様式や趣味嗜好に及ぼす影響について、幅広い分野の専門家を交えて調査を行った。その結果、新型コロナが社会全体に幅広い影響を与えていることが判明した。

新型コロナによる影響として、まず、社会全体のオンライン化の進展が挙げられる。世界的にテレワークや在宅勤務が普及し、教育面でも遠隔・オンライン教育が拡大する中で、都市部から地方へのオフィス移転や地方への住居移転等の動きが見られる。また、小売店舗の閉鎖や外出禁止の影響を受けフードデリバリーやECが、接触を避けるニーズを受けドライブスルー型のビジネスが活発化する等、ビジネスの在り方にも大きな変化が見られる。社会全体のデジタル化・オンライン化の動きは、新型コロナ以前からも見られていたものであるが、新型コロナにより急加速し、今後も継続すると考えられる。

人々の行動や消費傾向については、世界的な移動、集会、外出に対する規制を反映し、動画、ゲーム、料理といった自宅で楽しめる娯楽や趣味の需要が高まり、オンラインイベントや家庭食用の食材が人気を博している。オンラインによる活動が広がる一方で、人々のリアルに対する渴望は大きく、移動等の制限が緩和されるに伴い、リアルイベント等の需要は回復するとみられる。また、接触を避けるため、密集を避けた地方旅行や一人旅、登山、キャンプ、サイクリング等の需要が増大しているが、今後も、この傾向は継続すると考えられる。

新型コロナは人々の価値観にも大きな変化をもたらしている。パンデミックへの不安感を反映し安心安全や高品質がより求められ、マスク着用の拡大に見られるように衛生に対する意識も高まっている。また、自然、環境、SDGs といった社会的課題に対する意識が急速に高まっている。

### **(3) CJ 戦略再構築の考え方**

新型コロナが世界の人々の行動様式等に与える影響を踏まえると、CJ 戦略について、日本ファンの外国人を増やすことで日本のソフトパワーを強化するという目的や、そのために、関係省庁・関係機関や関係者の連携を強化する、地方を始めとする幅広い関係者の関与を促す、発信力を強化するといった大枠の考え方について変更する必要はない。

他方で、社会のデジタル化の加速、人の移動や集会の制限、人々の価値観の変化等、CJ 戦略策定時には考慮されていなかった環境の変化を踏まえ、「価値観の変化への対応」、「輸出とインバウンドの好循環の構築」及び「デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの確立」の3点を新たに重視すべき事項として追加するとともに、CJ 戦略を進めるための手段である「発信力」及び「CJを支える基盤」の2点を強化することで、CJ 戦略を再構築した。

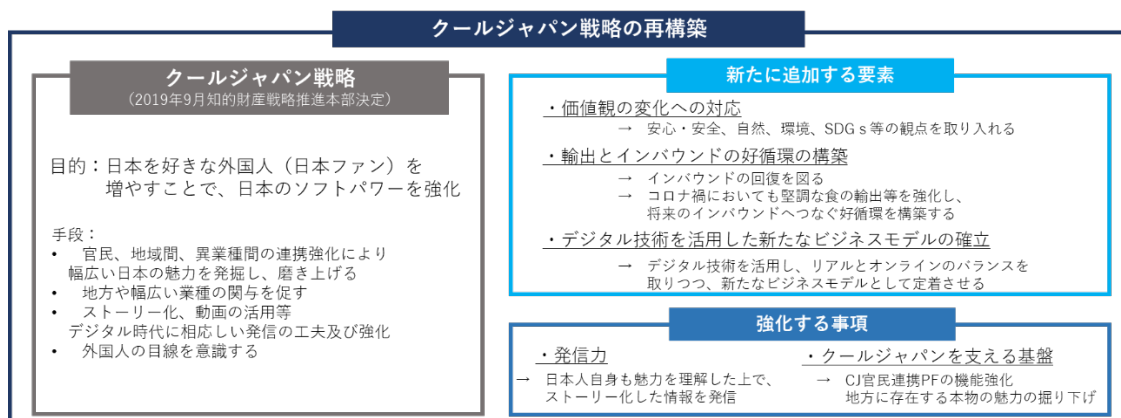


図 16 : CJ 戦略の再構築

CJ 戦略の再構築について、インバウンドと輸出、リアルとデジタル・オンラインを切り口として示した概念図は以下の通りである。輸出については、新型コロナを受けても、リアルとデジタル・オンラインともに堅調であり、また、インバウンドと輸出の両面において、デジタル・オンラインを活用した新たな取組が見られている。今後は、輸出を更に活性化させるとともに、デジタル・オンラインを活用した新たな取組を定着させていくことが重要である。新型コロナにより大きな制限を受けているリアルのインバウンドについては、国際的な人流の本格的な再開後に直ちにその回復に向けた取組を進められよう準備を進める必要がある。そして、現時点での輸出やデジタル・オンラインの取組強化をリアルのインバウンドの回復につなげていく先行的な需要喚起のための投資としていくことが重要である。更に、世界的な価値観の変化を踏まえ、全ての取組において、自然・エコ・SDGs 等への配慮が必要不可欠な要素となっている。



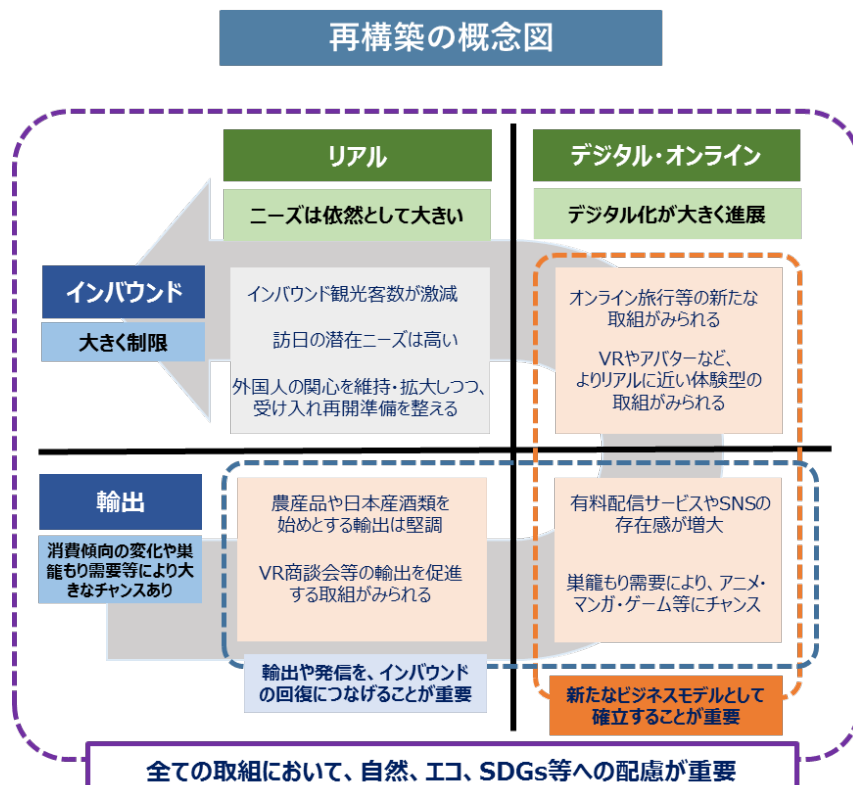


図 17 : CJ 戦略再構築の概念図

a) 新たに追加する要素

① 価値観の変化への対応

(現状と課題)

新型コロナの影響により、自然、エコ、SDGs 等の社会的課題への関心の高まりや安心安全・衛生、健康意識の高まり等、世界の人々の価値観が大きく変化している。CJ 戦略において、自然、エコ、SDGs、安心安全、衛生、健康等の要素については必ずしも主役として取り扱われていなかった。今後、人々の価値観の変化を反映し、これらの要素についてはCJの重点事項として、魅力の発掘、磨き上げ、商品開発、海外展開の全ての段階で更に取り入れ、ストーリー化して発信する必要がある。

世界的な価値観の変化は、日本にとって大きなチャンスであるとも言える。日本には豊かな自然が存在し、日本の文化や生活様式の中には、自然との共存共栄、環境への配慮、「もったいない」という言葉に代表されるエコへの強い意識が数多く存在しており、日本の文化や生活様式は本質的にSDGsに通じる要素を数多く含んでいる。また、日本には安心安全に関わる産業や産品が多数存在している。例えば、安心安全は日本食や日本産品が確立したブランドイメージであり、視点

を広げて、日本の優れた防災関連商品など、これまでCJの観点からアピールしこなかった分野についても、安心安全の観点から新たな魅力として海外にアピールする機会でもある。さらに、清潔や衛生は、新型コロナ以前から日本の街並みや日本社会に付随するイメージとして語られることも多く、日本人にとって何ら目新しいことではない。新型コロナによる価値観の変化を捉え、日本文化や生活様式が本質的に包含している価値にスポットライトを当て、環境先進国、エコ先進国、安心安全先進国、衛生先進国として日本のブランドイメージの確立につなげることが重要である。

日本文化や生活様式が環境への配慮やSDGs等の要素と親和性が高いことは、日本にとって大きなチャンスである一方で、日本人の視点だけでは、新たな価値観を反映して世界に展開できる魅力に気付かない危険性もある。例えば、日本の食文化は、その多様性や地産地消を始めとする自然・環境への配慮等、世界に大きくアピールできる価値があるにも関わらず、日本人にとっては当たり前すぎて価値に気付かず、ブランド化されないばかりか、継承すら危ぶまれる事態も見られる。逆に、世界的な価値観の変化を踏まえて見直すべき事項に気付かず、見逃してしまう危険性もある。例えば、日本には豊かな自然があり、エコな社会でもあるのに、プラスチックの消耗品が町中に溢れており、エコ意識の高い人々が失望するとの指摘もある。労働環境等に対しても、これまで以上に批判的な目が向けられる可能性もある。また、多様性やジェンダーへの配慮に欠けた取組は、素晴らしい内容であったとしても、その正当性を問われ、評価の対象にすらならない可能性もある。

世界的な価値観の変化は、CJの取組を進める絶好の機会であると同時に、価値観の変化への配慮に欠けた部分に気付かず放置をすれば、日本のブランドイメージの大きな毀損につながる可能性が高まることから、世界の人々の視点も入れつつ、見直すべき部分は早急に見直す必要がある。

### (施策の方向性)

- ・ 世界における価値観の変化を踏まえ、自然、環境、SDGs、安心安全、衛生、健康等について、CJ関連のコンテスト等の審査基準やCJ関連の補助金又は交付金の支出要件として取り入れること等により、これらの観点をCJ関連施策全般に反映していく。

(短期、中期) (関係府省)

- ・ 「食」が持つ高い訴求力を活用し、訪日する世界の人々が「食」をきっかけにして日本の様々な分野に関心を持ち、幅広い分野や地域への利益を持続的にもたらすため、世界の価値観の変化や日本の魅力として評価される観点も考慮しながら、持続性の確保を意識しつつ、「食」と異業種や他地域との

連携を強める取組を実施する。

(短期、中期) (農林水産省)

- ・ 地域の歴史や特色を反映した多様性を持ち、地域活性化にもつながる大きな可能性がある「食」について、その魅力を更に磨き上げるとともに食文化の振興を図る。また、食文化が日本の誇る文化として国内外で広く認識されるように取り組み、食・食文化を一体とした日本ブランドとして、海外にむけてデジタル時代に応じた効果的な発信をする取組を支援する。

(短期、中期) (農林水産省、文部科学省)

- ・ 農山漁村滞在型旅行である「農泊」を推進するため、古民家等を活用した滞在施設の整備、地域資源を活用した食事メニューや体験・交流プログラムの開発等を支援するとともに、ターゲットに応じた動画等による国内外へのプロモーションを行う。

(短期、中期) (農林水産省、国土交通省)

- ・ 京都府の取組も参考に、CJの観点からプロモートすべき「老舗」を定義し、そのデータベース化を進めるとともに、表彰や顕彰制度の設立、海外への発信の在り方、地方自治体との連携等を含め、そのプロモーションの在り方について検討する。

(短期、中期) (内閣府)

## ② 輸出とインバウンドの好循環の構築

### (現状と課題)

インバウンドと輸出（海外展開）はCJの取組における両輪であり推進力である。これまでは、例えば、アニメや漫画等により日本に興味を持った世界の人々がインバウンド観光に訪れ、日本国内で消費をし、日本の魅力を発見して発信し、帰国後も日本の商品を購入し、日本の魅力を発信することで新たなインバウンド誘致につながるという、インバウンドと輸出の好循環が構築されてきた。新型コロナによりインバウンド観光客が激減する中で、これまでのインバウンドと輸出の好循環は崩壊しており、新型コロナの中でも堅調な輸出を起点として、インバウンドと輸出の好循環を再構築する必要がある。

インバウンドについては、国内外の感染状況等を見極めつつ、段階的回復に向けた取組を進める必要がある。2020年12月に観光戦略実行推進会議において「感染拡大防止と観光需要回復のための政策プラン」が決定され、段階的にインバウンド観光客を増加させることとしている。この方針に基づき、インバウンド観光客を厳しく制限している段階、制限を緩和しインバウンド観光客が増加しつつある段階、インバウンド観光客のレベルが新型コロナ以前に回復し更に先

を目指す段階の各段階において、CJ 関連省庁・関連機関が目的意識や優先順位を共有しながら、国内の魅力の発掘、インバウンド観光客の受け入れ態勢の整備、発信といった施策を適切に実施することで、戦略的にインバウンドの回復を図る必要がある。

新型コロナの拡大を受けても、終息後に観光旅行したい国・地域として、日本の人気は引き続き高いという調査結果があるなど、訪日観光は人気を維持しており、当面は、日本に対する興味関心を維持しつつ、日本の豊かな自然、地方に存在する魅力、食・食文化等の日本の「本物の」魅力をより積極的に活用しながら、インバウンドの本格的な再開に向けて準備することが必要である。また、上質なサービスを求める訪日外国人旅行者は、インバウンドの回復に向けて大きな役割を果たすことが期待されており、上質な文化資源や自然資源の活用、アート市場の活性化、上質な宿泊施設の開発促進や人材育成等、観光客誘致に向けた準備も重要である。デジタル化・オンライン化が「日常」になるにつれ、オンラインから隔絶された場所や伝統的な生活様式を体験できる場所等の「アナログ」が「非日常」として高い価値を有する可能性を指摘する意見もあり、柔軟な視点で日本の本物の魅力を発掘する必要がある。

発信面においては、SNS の存在感が増していることから、これまで以上に対象の趣味嗜好やコミュニケーション傾向を十分に分析しつつ、SNS を有効に活用することが重要である。また、発信力強化の面で大きな役割を果たしてきたインバウンド観光客が激減していることから、ホームページに情報を掲載することに加え、SNS や在外公館等のネットワーク等を活用しつつ、より能動的な発信を心掛ける必要がある。さらに、インバウンド観光を再開した際には、国としてインバウンド観光客を歓迎する前向きなメッセージを送ることも必要である。

CJ のもう 1 つの柱である輸出については、新型コロナにより一時減少したものの、農産品や日本産酒類の輸出が新型コロナ以前の水準を超えて伸びるなど、新型コロナの影響から脱却しつつある。農産品については、全世界的に外食が減少する中で、家庭で食事する機会が増加し、家庭食の需要が増大する等ビジネスチャンスが拡大している。また、安心安全等の意識の高まりは、農産品や日本産酒類の輸出を更に伸ばす追い風になる。新型コロナによる社会のオンライン化や接触回避の動きを受け、民間では、VR を用いたオンライン商談会等の新たな取組が進んでいる。これらに加え、JETRO やジャパン・ハウスのネットワーク、株式会社海外需要開拓機構（以下「CJ 機構」という。）が開拓・投資しているネットワーク、越境 EC に関わる取組も効率的に活用し、自然、環境、安心安全等の側面も前面に出してブランド化しつつ、農産品や日本産酒類を始めとする日本産品の輸出を拡大する必要がある。

輸出の拡大は、インバウンドの再開という観点からも重要である。インバウン

ド観光客が激減し、訪日が困難な状況において、日本製品の輸出は世界の人々に日本を「体験」してもらい、日本への興味関心を維持するための有効な手段である。輸出を有効に活用し、世界の人々の訪日意欲を盛りあげることで、再開後のインバウンドの増加につなげることが重要である。これまでは、インバウンドを起点としたインバウンドと輸出の好循環がCJの原動力であったが、今後は、輸出を戦略的に活用し、輸出を起点として将来的なインバウンドにつなげる好循環を構築し、CJの取組全般を活性化していくことが重要である。

### (施策の方向性)

- ・ 日本政府観光局（JNTO）によるデジタルマーケティング等や在外公館等を通じた日本の安全・安心への取組に関する情報の発信等により、訪日旅行に対する不安を払拭しつつ、コロナ禍を経た旅行需要の変化に対応した訪日プロモーションを実施する。

（短期、中期）（国土交通省、外務省）

- ・ 文化観光推進法に基づく文化観光拠点の整備の促進、日本遺産等の文化資源の魅力向上や発信強化を図るなど、文化資源を中核とする観光拠点・地域を整備する。さらに、博物館等の国際交流を促進するとともに、文化施設や文化資源等について文化観光資源としての高付加価値化を促進する。

（短期、中期）（文部科学省、国土交通省、内閣府）

- ・ 上質な観光サービスを求める訪日外国人旅行者誘致促進のため、上質な宿泊施設の開発促進に向けた環境整備や人材育成等を推進する。

（短期、中期）（国土交通省）

- ・ 日本の地域の魅力を発信するため、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）、放送局、関係府省、自治体、地場産業等と連携して、動画配信の成長等の世界的な視聴環境の多様化や国内の情報発信ニーズの変化も踏まえ、オンライン等も効果的に活用し、放送コンテンツの海外展開を推進する。

（短期、中期）（総務省）【再掲】

- ・ 日本アート市場の国際拠点化・活性化の実現に向けて、国際的なアートフェア・オークションの国内誘致や、海外市場の顧客を取り込むための環境及び体制整備を進める。

（短期、中期）（文部科学省）

- ・ 国立公園において、関係自治体や関係府省、民間事業者との連携を図りつつ、利用拠点の上質化、コンテンツの磨き上げ等の受入れ環境整備に加え、二次交通の改善や広域的な連携・周遊利用の促進、地場製品の活用等の取組を進め、国立公園を中心とした様々な分野や周辺地域への裨益効果の向上を

図る。また、先進的に取組を進めている 8 公園での成功事例をその他のエリアに横展開し全国的に取組を進める。

(短期、中期) (環境省)

- ・ 2020 年 12 月に策定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において、農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きい品目として、27 品目を重点品目に選定し、マーケットインに基づく輸出産地の育成・展開や官民一体となった販売力強化等を推進する。

(短期、中期) (農林水産省)

- ・ 海外において、日本食・食文化の発信拠点の拡大と日本産農林水産物・食品の更なる輸出拡大を図るため、日本に興味がある世界の人々や訪日経験のある人々等が日本の食を体験できる「日本産食材サポーター店」の拡大・強化に取り組む事業者等への支援を行うとともに、日本産食材サポーター店の検索や海外の日本食料理人、日本食レシピなどを総合的に海外へ発信する取組を実施する。

(短期・中期) (農林水産省)

- ・ 2020 年 12 月に策定された「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を踏まえ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図るため、国際的プロモーション、酒蔵ツーリズムの推進等による認知度向上や、海外大規模展示会等への出展支援、輸出商社・卸と酒類事業者等とのマッチング支援等による販路拡大に積極的に取り組む。また、商品の差別化・高付加価値化のため、酒類事業者によるブランド化の取組を推進するとともに、地理的表示 (GI) の普及・活用、技術支援等を実施する。

(短期、中期) (財務省、国土交通省)

- ・ 増大する海外需要を獲得し日本発のコンテンツ市場の拡大を図るため、音楽、演劇等のライブ公演の収録映像を活用した動画配信を含め、コンテンツの海外展開のためのプロモーションや、ローカライゼーション (翻訳等) の支援を行う。

(短期、中期) (経済産業省) 【再掲】

- ・ 海外において長期間商業活動等を実施している在留邦人のネットワークや知見を活用し、日本の民間事業者による海外展開の支援を行うための方法について検討する。

(短期、中期) (内閣府、関係府省)

### ③ デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの確立

## (現状と課題)

人の移動や集会が制限される中で、リアルを前提にしてきたビジネスが大きな転換を余儀なくされ、音楽やコンサートのオンライン配信、オンラインデリバリーサービス、VRを活用した商談会、アバターの活用、3DCGモデル等のデジタル技術やオンラインを活用した新たな取組が広がっている。また、デジタルアート等の分野において、非代替性トークン（NFT）による高付加価値化の動きが見られているが、NFTの性質を活かしたイノベーションを通じたデジタルコンテンツの高付加価値化につなげていく必要性を指摘する意見もある。これら、デジタル技術やオンラインを活用した取組は、今後のCJの取組において欠かせない要素であり、新たなビジネスモデルとして定着していくよう、CJ関係省庁・関係機関が連携しつつ支援を行う必要がある。

同時に、人々のリアルに対する渴望が強いことや、「食べる」や「飲む」等リアルでしか体験できない価値があることを踏まえ、新たなビジネスモデルを確立するためには、デジタル技術・オンラインとリアルを組み合わせることで、取組全体としての価値を高める視点が重要である。例えば、イベント・エンターテインメント分野はオンライン化が進んでいるが、オンライン化が進むほどリアルイベントの価値が高まっているとの指摘もあることから、オンラインライブでは幅広い層を対象としたビジネスを、リアルイベントではコアなファンを対象としたビジネスを展開し、物販も有効活用することで収益性を高めることが重要となる。また、オンライン上でシェフがレシピを公開する取組も、食材の物販とタイアップすることでより高付加価値化が可能となる。さらに、VRを活用した観光についても、現地料理のデリバリーと組み合わせることで、より現実の観光に近い体験を楽しめ、満足感が高まることが期待される。リアルな取組をオンラインで代替するのではなく、リアルとデジタル技術・オンライン化を適切に組み合わせることで、全体の収益性と相手方の満足感を高め、持続性のあるビジネスモデルを確立することが重要である。

新たなビジネスモデルの確立に際しては、新型コロナの感染拡大を防止するための対策が重要であることは言うまでもない。これまでも、CJ関連分野においては、新型コロナの感染拡大を防止するため、マスクの着用、出入り口での消毒、体温測定、定期的な換気等の措置を講じてきている。今後とも、これらの対策を着実に実施することで、リアルな取組への信頼性を確保しながら、新たなビジネスモデルの確立及び定着につなげていかなければならない。

## (施策の方向性)

- ・ 地域未来牽引企業等と IT 企業等が連携して取り組む、新事業実証による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開を支援する。

(短期、中期) (経済産業省)
- ・ 文化財の新たな活用を図るため、デジタル技術による精密なデータ計測により、発信の強化や精巧なレプリカ作成、コンテンツ制作等の取組を進める。

(短期、中期) (文部科学省、内閣府)
- ・ 消費機会の拡大や消費単価の向上を目指し、これまでの態様に捉われない新たな観光コンテンツ・価値を生み出すのに必要なデジタル技術を開発するとともに、オンライン観光の普及によるリアルな観光への期待に対応することにより、観光サービスの変革及び新たな観光需要の創出を実現し、もって近い将来訪れる Society5.0 時代に向けて DX を推進する。

(短期、中期) (国土交通省)
- ・ 国内での公演開催について、先進技術を活用した公演の収益の多様化・強靱化など、収益基盤の強化を図る取組を推進する。

(短期、中期) (経済産業省、関係府省) 【再掲】
- ・ 新型コロナの感染を防止しつつイベント等を実施するため、イベント会場等における消毒、体温測定、換気等の措置を支援する。

(短期) (文部科学省、経済産業省) 【再掲】
- ・ 建築、デザイン、アート等の分野について、若者の支援や、海外展開の支援の在り方について議論する。

(短期、中期) (内閣府)

## b) 強化する事項

### ① 発信力

#### (現状と課題)

CJ 戦略においてもストーリー化、相手方の興味関心を踏まえた「入り口」の工夫と日本文化の本質を踏まえた「深み」の用意、人々のコミュニケーションの方法を踏まえた発信手段の工夫等による発信力強化の重要性は指摘されているが、新型コロナによる社会様相等の変化や人々のコミュニケーション環境の変化の加速を踏まえ、発信力を更に強化する必要がある。

発信力の強化に当たり、相手方の趣味嗜好を踏まえた良質な魅力を選定して発信することが、最も基本的で重要であり、新型コロナによる価値観の変化等を踏まえ、発信すべき魅力や強調すべきポイントを変更する必要がある。例えば、自然への関心が高い相手には日本各地の大自然や国立公園等を、安心安全へ



の関心が高い相手には医療体制や新型コロナの感染状況を、環境意識の高い相手にはエコへの取組を前面に出して届ける必要があるまた、人混みや接触を避ける傾向を踏まえれば、地方の魅力、地方旅行、登山等が高い発信力を有すると考えられる。民間においては、デジタルマーケティングの手法を活用しながら、相手の趣味嗜好を分析した上で良質な内容を選定し発信している取組が存在しており、このような知見を有する人々とも協力しつつ、良質な内容の選定を心掛けるべきである。

発信力の強化にとってストーリー化は重要であるが、日本の文化はハイコンテキストで外国人にとって分かりにくいとの指摘がなされており、ストーリー化の強化は重要な課題である。ストーリー化を行うためには、日本の文化等の本質を抽出、再確認するとともに、相手方の視点に立って分かりやすく編集することが必要であり、一朝一夕にできることではない。ストーリー化の参考になる事例を幅広く横展開しつつ、失敗を恐れずにストーリー化をし、知見を高めていく継続的な努力が必要である。

新型コロナによる巣籠もり需要を受け、世界的な配信プラットフォームの利用者が増加するなど、有料配信サービスの存在感が増加している。社会のオンライン化が進む中で SNS の存在感が高まり、いわゆる UGC が大きな影響力を発揮する等、人々のコミュニケーションを巡る環境変化が加速している。メディアやコミュニケーションを巡る環境の変化を踏まえれば、情報発信の強化に際しては、ホームページに情報を掲載するだけでは不十分であり、より能動的な努力が求められる。有料配信サービス、SNS 又は検索サービス等オンライン上でのアセットはもとより、官民が保有している訪日・留学経験者のネットワークや在外公館等の人的ネットワークを含め、国全体として利用可能なアセットを最大限活用し、より能動的かつ積極的に情報を届ける努力が必要となる。

アニメ、マンガ、映画、ゲーム、放送等のコンテンツ分野は日本が世界に誇るポップカルチャーであり、日本のソフトパワー強化に大きく貢献してきた。コンテンツの海外展開は進んでいるものの、アニメやゲームを除き海外における存在感は高いとは言えず、海外展開の面では他国の後塵を拝している現実を直視すべきとの厳しい指摘もなされている。また、コンテンツの海外展開が、他産業を含めた日本全体の幅広い利益につながっていない点も課題として挙げられる。人々の生活がオンラインに依存する中で、コンテンツの影響力や重要性は増大しており、IP のマルチ展開を進め、他産業との連携を強化するとともに、海外の商慣習や言語に精通した人材の育成等により海外展開を強化することで、国全体の発信力強化を図ることが重要である。

#### (施策の方向性)

- ・ 地域で継承されてきた特色ある食文化や茶の湯に源を有するとされる伝統的な懐石料理などの食文化について、文化的価値の明確化や文化的背景を分かりやすく伝える「食文化ストーリー」の構築・発信等の地方公共団体等による取組を支援し、モデル事例を形成する。

(短期、中期) (文部科学省)
- ・ 日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術について、ユネスコ無形文化遺産への登録を目指す。これにより、次世代への技術伝承とともに、その技術に関する世界的な認知度を向上させる。

(短期、中期) (財務省、文部科学省)
- ・ 「日本博」をはじめとする文化プログラム等を全国各地で展開・発信するとともに、文化プログラムの情報等についてポータルサイトを通じて国内外に発信することにより、地域活性化及び地方への誘客を図る。

(短期、中期) (文部科学省、関係府省)
- ・ 個々の国立公園の特徴を踏まえ、VR 等の新しいデジタル技術等も活用し、国立公園の魅力を効果的に発信する。また、JNTO サイトとの連携による海外への情報発信に加え、訪日する世界の人々を含め国立公園利用者が自ら発信できるような環境の整備等により発信力を強化する。

(短期、中期) (環境省、国土交通省)
- ・ 商業ベースでは日本のテレビ番組の放送が進まない国・地域を対象に、日本のドラマ、アニメ、ドキュメンタリー、映画、バラエティ等の放送コンテンツを無償提供し、それらの国・地域において番組の放送・配信を実施することにより、対日理解の促進、親日感の醸成、将来的な商業的海外展開への地盤形成を行う。

(短期、中期) (外務省) 【再掲】
- ・ 在外公館等の発信力を強化するため、関係府省が開催する動画コンテスト等の映像等については外務省に提供し、在外公館等において日本の魅力として発信するように努める。その際、在外公館等における柔軟な利活用を可能にするよう、著作権等の取扱いについて配慮する。

(短期、中期) (内閣府、外務省、関係府省)
- ・ ジャパン・ハウスの発信力の更なる活用を図る。その際、ジャパン・ハウスにおける発信がビジネスにつながるよう、発信面のみならず、商流等の確保に留意する。

(短期、中期) (外務省、内閣府)
- ・ コンテンツ産業と他産業のマッチングに向けた取組を支援するとともに、優れた取組を表彰・紹介することで、コンテンツ分野と他産業との連携を促進する。

(短期、中期) (内閣府)

- ・ ロケ誘致が可能な状況下において、ロケ誘致を地方の活性化や作品のヒットを活用した訪日プロモーションに効果的につなげるため、地方自治体との協力やフィルムコミッションとの連携強化などロケ誘致環境の強化を図る。  
(短期、中期) (内閣府、国土交通省、外務省、経済産業省)

## ② CJを支える基盤

### (現状と課題)

CJの取組を進める上で、多様な地域や分野にまたがる関係者の連携と協力が必要不可欠である。官民連携を強化するための中心的な基盤として、クールジャパン官民連携プラットフォーム(以下「官民連携PF」という。)があり、内閣府においては、地方自治体を含めた会員の多様化及び拡大を図るとともに、会員間の意見交換の場を設けてアイデアの磨き上げを図るなど、官民連携PFの活性化に向けた施策を講じてきた。新型コロナの影響で価値観が変化する中で、世界のトレンドを踏まえてCJの取組を進めるためには、幅広い分野のクリエイティブな人材が協力し、知見を共有し、アイデアを磨き上げる基盤の確立が重要である。CJ戦略に記載されている、民間において中核的な機能を果たす組織を見据えつつ、官民連携PFの活動がより組織的かつ活発に行われるよう、基礎的な戦略環境情報の収集・分析・共有、プロジェクトの組成、マッチングの取組、地方の魅力を掘り起こす取組等を実施する必要がある。

CJはソフトパワーの強化を目的とした取組であるが、成果が分かりにくいことから、CJの成果を計る何らかの指標が必要であるとの指摘がある。官民にまたがる関係者が一丸となってCJの取組を実施するためにも、新型コロナによる価値観の変化も念頭に置きながら、CJの取組の成果を計る指標について議論することが重要である。

日本の魅力の多くは地方に存在しており、新型コロナの影響で地方の魅力が再評価される中で、CJの取組を強化するためには、地方自治体との協力を強化し、地方の魅力の更なる活用を図ることが必要不可欠である。地方自治体の中には、CJの観点から興味深い取組を進めている例が存在している。例えば、佐賀県には、佐賀牛<sup>\*</sup>、嬉野茶、かんきつ新ブランド「にじゅうまる」等の農産物、伊万里・有田焼や唐津焼等の焼き物、肥前名護屋城や吉野ヶ里遺跡等の名所旧跡を始めとする多くの魅力が存在している。佐賀県においては、外国映画のロケーション撮影の誘致やティーツーリズム、ゲームコンテンツとのコラボを含め様々な工夫を凝らし、佐賀県の魅力展開を進めている。また、最近では、宇宙技術を活用した魅力拡大を図るプロジェクトも進められている。今後とも、佐賀県

を含め、新たなアイデアを持つ地方自治体との協力を強化し、必要に応じた支援を行うことで、地方に存在する本物の魅力を掘り下げ、地方の持つ可能性を拡大し、CJの取組を広げていくことが重要である。

CJ機構については、投資を通じた知見の蓄積や、北米、中国、東南アジア等の各地域におけるプラットフォーム事業者への投資等による幅広いネットワークを保有している。CJ機構の知見やネットワークはCJ関係者全体にとって重要な財産であり、輸出を更に強化するためにも、また、CJ機構の既投資案件のバリューアップを図るためにも、こうした知見やネットワークを活用して関係省庁とCJ機構が連携を強化していく必要がある。

国内外の人の行き来が制限されている中で、日本が国外に有している在外公館を始めとするアセットやネットワークの活用がますます重要になっている。在外公館等が有しているネットワークは発信力強化につながるとともに、各国の文化や状況に関する知見は、CJの取組を進める上で極めて有益である。CJ関係省庁・関係機関が有する日本の魅力に関する情報が在外公館等で活用され国全体の発信力や輸出拡大につながるとともに、在外公館等が有する知見がCJ関係省庁や関係機関の取組に活用される好循環が構築されるよう、CJ関係省庁・関係機関の連携を強化する必要がある。

### (施策の方向性)

- ・ 官民連携PFについて会員間の情報流通を強化し、CJに関する方針や考え方、世界のトレンドの移り変わり等を共有することでCJの取組を強化する。また、幅広い分野から会員を募るとともに、関係者の連携を確保するため、会員による意見交換の取組、マッチングの取組、地方における魅力を発掘するための取組等により、官民連携PFの活動を活性化するとともに、ネットワーク化機能やリサーチ機能を強化し、より組織的な活動へ発展させることを検討する。

(短期、中期) (内閣府)

- ・ CJ政策全般の方向性や考え方等についてCJ機構との意見交換等を通じて意思疎通を図るとともに、官民連携PF等も活用しつつ、世界の視点や新たな取組等に関する情報をCJ機構に提供し、CJ機構の投資判断を支援する。

(短期、中期) (内閣府、経済産業省)

- ・ CJ機構の既投資案件について、官民連携PF会員等と協力しつつ、優良コンテンツの紹介を通じたマッチングの協力など、そのバリューアップを支援する。

(短期、中期) (内閣府)

- ・ 在外公館や国際交流基金（JF）が各国のニーズを踏まえ、オンラインも活用しつつ伝統文化からポップカルチャー、地方の魅力や和食等、幅広い分野に関する公演や展示等の文化事業を行うことにより、日本の多様な魅力を海外に積極的かつ継続的に発信し、諸外国の日本に対する興味・関心を高める。  
(短期、中期) (外務省)

## 8. 工程表